

養成所設置費に、残る四割五分の九百萬圓を民間會社及び工業組合の養成所設置補助費に振向けんと企圖し、差當り特別議會の十二年度追加豫算案として五百萬圓を大藏省に提出した。これに依ると、國營の方で年間二千名乃至三千名、民間の方で年間四千五百名、合計一ヶ年七千名程度の熟練工養成を目指したのだ。ところが、右の追加豫算五百萬圓に對し、大藏省は第一次査定で僅か十一萬圓に削減、第二次査定では若干増加して遂に九十九萬圓と査定し、これが去る特別議會に於て、後述する文部省追加豫算と共に第三號追加豫算として通過を見たのであつた。

いま、成立した養成計畫の概要を示すと次の如くだ。

一、機械工養成計畫 七十七萬圓

(一)國營養成所を明年三月末迄に東京、大阪、名古屋の三ヶ所に建設すること(別に建造費として四十七萬圓を大藏省所管で支出す)

(二)國營養成所に於ては、一ヶ年普通機械工七百五十人、役付工三百人を養成す。普通機械工は中等學校卒業者を基準とすること、養成機關は普通工一ヶ年、役付工六ヶ月の豫定。

(三)民間會社二十ヶ所を指定し、一ヶ所に付一ヶ年普通機械工五十人、合計一千人の養成を委託す。養成期間は適宜一ヶ年又は六ヶ月とすること。

二、鑛山(主として金鑛)現場係員養成計畫 十萬圓

大産金業者に對し鑛山労働者一ヶ年に付二百人の養成を委託すること。

三、炭坑現場係員養成計畫 十二萬圓

石炭鑛業聯合會に對し、炭坑労働者一ヶ年に付四百人の養成を委託すること。

(東朝七月廿九日)

即ち、豫算大削減の結果、當初の計畫は著しく縮小せられ、鑛山及び炭鑛の國營養成所施設の取止めを始め、熟練工養成人員總數に於て、初の年七千人から實に二千六百五十人へと激減を見ることゝなつた。

他方、これと並行して實施される文部省の工業技術者及び高等海員養成計畫を見ると、

一、工業技術員養成については本年度において機械、電氣、應用化學、採鑛冶金の四學科につき官立高等工業學校及び公私立工業學校の現設備を以て、中學校卒業者に對し、本年度内に六ヶ月間の短期養成を行ふ。これにより高等工業學校約四百八十名、工業學校約千六百名、合計二千名程度の技術者を來春三月末迄に養成供給する。これが經費は高等工業學校二十二萬二千餘圓、工業學校補助金十三萬一千圓、明年度養成準備に要する設備費補助十四萬三千圓。

二、工業學校における實習擔任教員を補佐すべき實習指導者養成のため、工業學校卒業者又はこれと同等以上の者に對し六ヶ月間の短期養成を行ひこれが經費は二萬二千圓。

三、高等海員の不足を補ふため本年度においては神戸高等商船及び大阪府立高等海員學校において六ヶ月間の短期養成施設を講じ高等海員約百五十名を養成する、これが經費三萬五千餘圓。(東朝七月廿九日)

つまり現存する官立高等工業學校、公私立工業學校、高等商船學校等の設備を擴張(總經費五十六

萬圓を支出) することになつて、本年度工業技術員二千名、高等海員百五十名を養成せんとするものである。

以上が政府の熟練工補給対策のあらましであるが、之等が量的解決策として如何に不充分なものであるかは後述することとし、その前に他方、民間業者及び公共機關の対策に一瞥を與へよう。

(B) 民間及び公共團體の対策

從來とても民間會社—特に金屬及び機械製作部門—の一部では、青年學校の形態による職工養成施設を有つてゐたのは周知の通りだが、最近の熟練工飢饉の前には此の程度の施設では全く問題にならず、爲めに巨大會社では各自既存設備の擴張、養成期間の短縮によつて當面の緊迫せる情勢に對處せんと努めつゝある。斯くて大資本會社は曲りなりにも現狀を糊塗してゐるが、かゝる養成機關を有さない大多數の中小工場はさうも行かず、實に惨めな状態に置かれてゐる。

この情勢を反映して、かねて旋盤工、フライス工、仕上工及び銲接工の養成機關たる東京府立機械工養成所では、這般新入所生定員を從來の八十名から百名に増員することゝなつた。一方大阪では例の栗本要之助氏の主宰する政治經濟研究會が、熟練工養成問題に付て大阪商工會議所、大阪工業會等の關係團體を含めた合同審議會を組織、大阪工業懇話會では熟練工養成の研究委員會を設立する等、有

力な民間團體が積極的に動き出してゐる。又名古屋市では今回の國營養成所とは別個に機械工の技術的教育を行ふため、名古屋機械工養成所を設置することに決定した。

尙ほ三菱重工業、大阪鐵工所、神戸製鋼、川崎造船所等の關西有力會社では、漸く激化されんとしつゝある熟練工爭奪の防止策として、熟練工爭奪防止協定を締結、職工の退職後三ヶ月間を限り雇入れせずと云ふ原則を確立した。

金屬工業、機械工業のみならず石炭礦業も之が對策に腐心してゐる。即ち問題の石炭増産計畫遂行上相當の坑夫需要に迫られてゐるが、目下の處之が補充は殆んど不可能視されてゐるので、石炭聯合會では、會て内務省令で入坑を禁止された女子勞働者及び未成年者の臨時動員を申請中であり、他面消極的ながら現坑夫の能率向上を策しつゝある。

併し之等—特に民間企業會社—の對策が如何に糊塗的且つ微々たるものであるかは、茲に指摘するまでもあるまい。

(C) 矛盾を孕む熟練工對策

然らば、最近の我が産業界に於ける熟練工需要はどの程度に上るか云ふに、内務省職業課の調査に依ると、昨今全國の職業紹介所を通して熟練工の求人數は、月平均で見ても、機械器具部門八千二百

餘人、船舶車輛部門千六百餘人、金屬工業部門七千七百餘人に上つてゐる(前輯一八九頁)。又一説に依れば、全國に於ける熟練工不足は大約十萬人を突破する(社會政策時報八月號)と云はれる。假にさうすると今回決定を見た商工省の熟練工養成成年二千六百人、文部省の技術者養成成年二千餘人は、言葉通り雀の涙と云ふ外ない。尙ほ之に民間乃至公共團體の補充分を加へても、その數は知れたものである。之では如何に口に生産力擴充を叫ぶも、その實現は不可能ではあるまいか。茲にも生産力擴充の當面する一つの矛盾が見られる譯である。

斯う見て來ると、今回の熟練工養成策は全く不得要領のものとなつて來、従つて問題は寧ろ將來に残されると見ねばならぬ。

二、全般的勞力飢饉は何時來るか

熟練工飢饉に就ては上述の如く、既に問題が表面化してゐるが、勞働者全體の需給關係に就てはまだ一般に注目されてゐないやうだ。然し假に勞働者全體の供給力に餘裕が乏しくなつたとすれば、之は實に大問題であつて熟練工飢饉どころの騒ぎではない。即ちかくては生産力擴充は愚か、熟練工養成問題すら行ひ得なくなるからだ。而も熟練工飢饉の叫ばれてゐる反面、茲數年間に互つて新規勞働

力は勿論、顯在失業者及び潜在失業者とも相當大量の勞働人口が、産業に吸収されたと思はれる。

唯吾々が茲で留意せねばならぬことは、日本に於ける工、鑛業人口の全産業人口中に占むる割合が極めて小なる點である。即ち國勢調査の報告に依ると、昭和五年の全有業人口之に占むる割合は、農業四七%七、工業一九%八、鑛業一%一、商業一六%六、公務自由業六%八、交通業三%二、其他四%九となつてをり、工、鑛業のそれに比し農業が壓倒的多數を占めてゐる。此の關係は問題を勞働者に限つて見るも全く同一である。最近農業人口乃至就農勞働者が停滯若くは漸減傾向を示し、他方工、鑛業のそれが逐年増大しつゝありとは云へ、從來の關係がしかく大なる變化を受けたとも思はれぬ。斯かる人口關係は、他の文明國には見られない現象であると共に、我が工、鑛業勞働者の供給源が主として農村にあることを物語る。従つて勞働者全體の需給關係を見極めるには、農業をも含めた全産業部門に於ける需給現象を對象とする必要がある。そこで吾々は、去る五月廿九日及び六月五日の東洋經濟新報「失業者は何時無くなるか」の推算を引用して、現下の勞働力需給關係の實相がどの程度であるかを見よう。

(A) 日本に於ける勞働力供給量

この推算に従つて先づ勞働力の供給に就て見るに、就業可能年齢たる十五歳乃至五九歳の所謂生産

年齢級人口を對象とすると、之等は昭和五年以降年々最低四十五萬人から最高約六十萬人、年平均約五十三萬人づつの増加を示してゐる。が以上の人間が其の儘總て労働市場に押寄せて職を求むる者ではない。此の中には職業に就く意志のない者、或は學生、生徒、若くは直接勞務に携はらぬ者も含まれてゐるので、之等の者を差引かねばならぬ。然しこの計算は相當複雑な上、紙幅にも限りあることだから、茲では一應はぶくこととし、推算の結果だけを示すに止めよう。

之に依ると昭和五年十月一日(假りに大正九年十月一日に於ける就業率を基礎として想定した)に於ける労働者總供給量は一千八百七十九萬四千となり、それは當時の我が總人口六千四百四十五萬

(一)昭和六年以降の労働者供給量 人に對して二九%一六と云ふことになる。そこで此の労働供給量

推定(千人) の比率を其の後の人口數に乗じて年々の労働者供給量を求むると 第一表の通りだ。

(十月一日)	總人口	労働者供給量	増加數
昭和五年	六、四四五〇	一、八七九	一
同 六年	六、三三七	一九、〇六一	二七
同 七年	六、二九六	一九、三三三	二七
同 八年	六、二九三	一九、六〇七	二七
同 九年	六、一五五	一九、八八六	二七
同 十年	六、二五四	二〇、一九四	三〇
同 十一年	七、二五八	二〇、四八七	二九

以上の如く人口の増加から新たに供給される新規労働供給量は年々二十七萬人から三十萬人見當と云ふわけだ。而して昭和十一年の労働者供給量を昭和五年のそれに比較すれば百六十九萬三千人の増加に當る。ところが昭和五年當時は、産業界の不振の折柄

とて、潜在化した失業者は極めて多數に上つたことは明かだ。吾々の推算に依ると、五年十月一日現在に於ける潜在失業者(未就職失業者)は九十九萬九千人と見積られるが、此の外に五年國勢調査に依る顯在失業者(既就職失業者)が三十萬六千人と發表されてゐる。すると、前述の最近六年間の新規労働供給量百六十九萬三千人にこの五年當時の潜在及び顯在失業者計百三十萬五千人を加へた二百九十九萬八千人の労働者が、昭和五年十月一日以降十一年十月一日迄の間に於ける我が労働供給力の總量と見られる。

(B) 最近特に増大した労働力需要量

然らば既往六年間に大約三百萬人に上つた労働者供給量が、其の後の景氣上昇に伴つて、各産業部(二)商工省工國統計に依る職工數 面に如何に吸収されて行つたかと云ふに、その量は蓋し相當なものである。先づ商工省の工場統計に依つて、製造工業労働者の吸

(年次)	職工數	對前年増減
昭和五年末	一、六八四	—
同 六年末	一、六三三	三
同 七年末	一、七三四	三
同 八年末	一、九〇一	一七
同 九年末	二、一三三	二三
同 十年末	二、三六八	二三五
合 計	—	六四

人(四一%)の激増を來したのだ。

だが、右の工場統計は五人未満の工場及び官營工場を含まぬから、我が製造工業全體に吸収された労働力はより遙かに大なる筈である。そこで唯一の全體的且つ全國的資料たる昭和五年國勢調査報告書を利用し、之と既存官廳労働統計とを組合せることに依つて、製造工業部門を始め、鑛業、商業、公務自由業、八大産業部門別に労働者吸収量を推算して見ると第三表の如くなる。

(三) 昭和五年十月一日以降十一年十月一日迄の労働者吸収状況 (單位千人)

産業部門	昭和五年十月一日の労働者數		其の後五ヶ年の推定増加率		五年間の増加數		昭和十年十月一日の推定就業労働者數		最近の一ヶ年推定増加率		同上に於ける増加數		昭和五年十月一日以降六ヶ年間の増加數	
	労働者數	増加率	増加率	増加率	増加數	労働者數	増加率	増加率	増加率	増加數	増加率	増加率	増加數	増加率
製造工業	三、五六八	四〇%	一、四三五	五、〇三三	一、四〇六	一〇%	五〇二	一、九七七	一、九七七	一、九七七	一〇%	一、九七七	一、九七七	一、九七七
其の他工業	一、二七二	二〇%	二三四	一、四〇六	二五〇	五%	七〇	三〇四	二七〇	二七〇	一〇%	二七〇	二七〇	二七〇
鑛業	三三七	一〇%	三三	二五〇	三三	一〇%	三三	三三	三三	三三	一〇%	三三	三三	三三
商業	二、一〇八	一〇%	三三二	二、四三九	二、四三九	二%	四九	二七〇	二七〇	二七〇	一〇%	二七〇	二七〇	二七〇
公務自由業	一、四三	一〇%	一四	一、五七	一、五七	二%	一七	一、五七	一、五七	一、五七	一〇%	一、五七	一、五七	一、五七
農業	八、一九	〇	〇	八、一九	八、一九	〇	〇	八、一九	八、一九	八、一九	〇	〇	八、一九	八、一九
交通業	九〇三	〇	〇	九〇三	九〇三	〇	〇	九〇三	九〇三	九〇三	〇	〇	九〇三	九〇三
水産業、家事使用人、其他	一、三五九	一〇%	一三六	一、四九五	一、四九五	二%	三〇	一、六六	一、六六	一、六六	一〇%	一、六六	一、六六	一、六六
合計	一七、七九	—	二、〇六三	一九、八六一	一九、八六一	—	六九	二、七四三	二、七四三	二、七四三	—	六九	二、七四三	二、七四三

(備考) 最近一ヶ年推定増加率とは十年十月一日乃至十一年十月一日の増加率を示す。

右表中交通業及び農業部門の労働者を増減なしと假定したのは、由來此の兩部門に於ては總體とし

て労働者は停滯乃至漸減傾向を辿り、既存統計も此の事を裏書してゐるからだ。そこで之に依つて、昭和五年十月一日以降十一年十月一日迄に於ける六年間の労働吸収量を見ると、製造工業百九十萬人、其の他工業(土木建築業、電気、瓦斯、水道供給業等)三十萬人、鑛業四萬八千人、商業二十七萬人、公務自由業一萬七千人等合計二百七十四萬二千人となつてゐる。つまり、昨十一年十月一日以前六ヶ年の労働者供給量約三百萬人に對し、同期間概算二百七十萬人が労働力需要量として現はれた譯だ。而も表示に依つて明かな如く、最近一ヶ年の労働需要増は特に顯著で、その數も實に六十七萬九千人を示してゐる。此の數字は、人口の自然増加に基く年々の新規労働供給量約三十萬人の二倍を超へるものだ。之によつても、茲一兩年特に強められた生産力擴大に基く労働需要増加のテンポが相當なものであることが判らう。

(c) 今のテンポでは労働者は間に合はぬ

斯くて昭和十一年十月一日以後も、依然右の割合で労働者の需要増が續けられてゐるものとすれば、本年末迄に未就業労働者は皆無となり、其の後は最早絶對的不足を來す計算となるのだ。無論以上の計算は、可成り大膽な假定を基礎とした推計に外ならぬから、必ずしも正確とは云へない。それに茲では労働者總數中四六%を占める農業勞務者を一應増減なしと見做したが、現實には此の部面に

於ける減少が行はれたかも知れぬ。更にさうでないとするも、農村に於ける自然増加に相當する人數だけが新しく工業労働者として供給される譯で、しかく急速に『労働飢饉』は到來しないかも知れぬ。

だが併し、農業部門から投げ出される労働者にも自ら限りがあるから、此の限り現在の勞力需要の速度が、今後この儘續いて押進められるとすれば、何時か行詰りに逢着するに違ひない。

而も此の傾向に拍車をかけるものに北支事變がある。事變の擴大・延引は今や不可避であり、之に動員される壯丁の數は詳かにするを得ないが、蓋し相當程度に上らう。して見ると、之による影響は此の際見逃すことの出来ない性質のものだ。

三、労働者の生活はどうなつたか

労働界の客觀的情勢が、労働力の不足と云ふ労働者側にとつて有利な條件の展開を見たことは、既に述べた如くであるが、だからと云つて従來の労働條件乃至労働者の生活が直に改善されたかと云ふに、問題はしかく簡單ではない。成る程、前輯で採上げて置いた通り、本年に入つてからの軍需工業會社及び一部の大會社による賃銀引上げの盛行は、言葉通り華やかでさへあつたが、之も昨年末來の急激なる物價騰貴を相殺する程度に止まつてゐる。以下、日本銀行の労働統計に就て最近の動きを窺

つて見よう。

(A) 定額及び實收賃銀とも上昇

先づ定額賃銀であるが、之は第四表に示す通り、本年に入つてから珍らしく微反騰の情勢を示してゐる。即ち七年以來殆んど例外なしの低下を辿つただけに、その上昇は注目されてよい。而も之を男女別に就て見るも、男工、女工とも一齊に上昇を示してゐる。無論右は物價高と労働需要増の挾撃に

(四) 民營工場労働賃銀指數

(大正十五年11.00)

昭和	定額賃銀		實收賃銀	
	總指數	對前年増減率%	總指數	對前年増減率%
七年平均	八六・一	(-)三・五	八六・一	(-)二・九
八年平均	八五・九	(-)三・四	八九・二	(+)一・二
九年平均	八二・九	(-)二・六	九二・二	(+)二・二
十年平均	八一・三	(-)一・九	九一・一	(-)〇・一
十二年平均	八〇・七	(-)〇・七	九一・八	(+)〇・八
十三年一月	八〇・五	(+)〇・六	九三・七	(+)〇・四
二月	八〇・七	(+)〇・六	九五・五	(+)三・五
三月	八〇・六	(+)〇・六	九七・〇	(+)三・七
四月	八〇・四	(+)〇・九	九四・九	(+)四・六
五月	八〇・八	(+)一・五	九五・八	(+)五・三

依つて齎らされた初任給及び本給の引上げに基くことは明かだ。尤も此の定額賃銀も、それが上昇に轉じてから未だ僅か數ヶ月にしか満たないのだから、之を以て直に今後の動向を決定付けることは許されぬ。今少し情勢の推移を見守る必要があらう。

次に實收賃銀だが、之は依然顯著なる騰勢を持續しつゝあり。即ち十年平均の小反落を除けば、八年以來一途上昇を辿り、本年一月に入つてから特に上進度は昂められ、去る三月の如きは實に九七・〇と基準年度たる大正十五年の位置に近

附いてをる。而して實收賃銀指數の内譯を事業別に觀察すると、指數の平均的位置を上廻るものは、船舶製造業を筆頭に金屬品製造業、機械製造業、人造肥料製造等であつて、上昇の主因が時局の波に乗る重工業及び化學工業部面に存することが判る。斯くて吾々が毎々主張する如く、實收賃銀の上騰も此の部面の労働者の早出、夜業、徹夜等による労働強化に基く結果であることに依然變りはない。

(B) 實質賃銀は低下、賃銀支拂高は増加

かうした實收賃銀の増加も、舊臘來の物價騰貴を賄ふことは出来なかつた。いま日銀の東京小賣物

(五) 實質賃銀指數の推移

(大正十五年1100)

昭和	小賣物價	實質賃銀	前年同期増減率
七年平均	六・七	二二・二	(一) 三・七
八年平均	七・二	二二・八	(一) 五・〇
九年平均	七・七	二二・一	(一) 〇・二
十年平均	七・二	二二・五	(一) 二・一
十一年平均	八・〇	二二・七	(一) 四・〇
十二年一月	八・三	二二・七	(一) 六・二
二月	八・五	二二・四	(一) 三・五
三月	八・九	二二・九	(一) 二・九
四月	八・四	二二・八	(一) 二・四
五月	八・四	二二・九	(一) 一・九

價指數(大正三年七月1100)の基準を賃銀並みに大正十五年に引直し、之で實收賃銀指數を除した云は、實質賃銀指數を算出して見ると第五表の如くなる。

之に依れば、九年の小騰を除けば七年以來最近に至る迄大體低下歩調を續けてゐる。かくて賃銀の騰つた割に労働者個々の生活は樂になつてゐないことが判らう。

無論右は最近五、六年間の期間を限つて見た現象であるが、之を稍々長期に亘つて觀察すると、事情は自ら異なる。即ち上掲第五

表を一瞥すれば明かな通り、實質賃銀の最近の位置は基準年度たる大正十五年に比し尙ほ相當高位に在る。之は云ふ迄もなく、大正十五年後に於ける物價の急反落に較べて、賃銀はそれ程低下しなかつたことを立證するものである。従つて労働者の生活も、基準を大正十五年に採れば、寧ろ好化してゐるとさへ云へるのだ。

更に労働階級を打つて一丸として見た場合の賃銀受取總額を見ると、年々著しい増加を示してゐる。

即ち第六表に示す如く、六年の五億五千萬圓から累年増加を辿り、九年七億七千萬圓、十年八億七千

(六) 労働賃銀受取總額(千圓)

昭和六年	五五、九八
七年	五六、九〇
八年	六三、八三
九年	七三、八二
十年	八二、一六

萬圓となつてゐる。此の限り労働者全體として購買力は増大して來たと云へよう。就業労働者は其後も益々増加しつゝあり、他方定額、實收賃銀共上昇してゐるから、此の傾向は尙ほ持續するであらう。

(C) 労働立法の必要性

我が産業界も今や準戰時體制から純戰時體制への移行に迫られて居る。この事は必然、物資統制から人的資源統制への前進をも意味するのだ。斯くて今後の労働政策の動向には、刮目して見るべきものがある。

現に去る第七十一特別議會で創設に決定した保健社會省の如きは、此の線に沿ふものだ。即ちその當面の課題として、憂へられる國民體位の向上を圖り、之に關聯して勞働法、工場法などの新設、改正、或は勞働需給の合理的統制等を目差してゐる。近くは内務省議に依つて、全國七百餘ヶ所の職業紹介所を國營に移すことに決定されたと傳へられてゐるが、現下の勞力飢饉の情勢から見ても、至極當然な措置と思ふ。

だが從來の經緯に徴するに、政府の勞働政策は最初の掛聲の大なる割に、ともするとその效果の極めて薄いのを常とする。今後の場合に就ても政府が軍需工業を中心とする生産力擴充に専心するのはよいが、その傍ら妥當なる勞働立法——例へば最長勞働時間制、最低賃銀制——を制定しない限り、究局に於て勞働者側の犠牲を擴大する結果となるのは、炬を瞭るより明かである。最近に於ける工場法違反件數、工場災害率の激増は、此の點を事前に裏書してゐると云へよう。

第六節 擴充される産業組合と好轉した農家收入

茲數年來強行されて來た我國における生産力の擴充が農村に與ふる影響は決して微少のものではない。有馬農相の言葉を借りて云へば、「都市中心に生産力充實計畫が立案さるゝ結果は農村はその犠牲を蒙り、多數農民は失望の結果將來憂慮すべき社會不安を生じないとも限らない。」（六月十六日東朝）こうした情勢下においては、産業組合は農業部門の統制機關として、大きな任務を負はさるべき運命にある。我國の産業組合は今やその本來の方向から離反した、政府の一行政機關としての役割を要請されてゐるのだ。産業組合の擴充は農民の熱望よりも、より以上に政府の熱望するところである。産組擴充第二次三ヶ年計畫の發表に際し、そのもつ正しい意味を把握するため、茲に取り上げた。また、農家の収益状態は最近漸く改善されて來たと云ふものゝその各構成階級間に相當逕庭あることは改めて云ふまでもあるまい。とは云へ本年における春繭、春麥收穫高は意外の增收を示し、また農産物價も昨冬來の一般的世界的物價高の影響をうけて顯著な値上りを示してゐる。本年前半期の農家收入はこの限り相當の増加を來して居ることは事實だ。

一、擴充される産業組合

(A) 産組擴充五ヶ年計畫の實績

昭和五年に始まつた農村恐慌は、我が國が資本主義經濟に入つて以來經驗した最も深刻な恐慌の一つであつた。時の爲政者濱口首相が東京驛頭に兇弾に倒れ、翌六年井上藏相、團琢磨氏が相次いで血盟團員の一人一殺主義の犠牲となつてから、五・一五事件、〇〇事件、近くは二・二六事件に至るまで、我國の誤まれる志士達の同情も、専らこの窮乏せる農村の上に注がれて居た。

勿論、この間産業組合はその使命の通り政府救農策の中心機關として活動を要請され、且つ農村自體の自衛手段としても急速な擴大強化が必要とされてゐた。五ヶ年計畫はかうした狀勢の下に、昭和七年四月第廿八回全國産業組合大會に於て産業組合の意志として樹立され、同年十月に入つて産業組合中央會はその計畫案を作成した。以下この計畫案と計畫第一年度たる昭和八年から第四年度たる昭和十一年までの實績を比較し、組合發展の情勢を窺ふことゝしやう。

(1) 産業組合・組合員及び運轉資金

組合及び組合員數

この計畫の豫定に従へば、第五年度(昭和十二年)末における産業組合數は一萬

(一) 産業組合及組合員數

	産業組合數			産業組合員數		
	實績(A)	計畫(B)	(A)÷(B)	實績(A)	計畫(B)	(A)÷(B)
第一年度	14,647	14,424	101.5	5,239,023	5,071,453	103.3
第二年度	14,838	15,135	98.0	5,509,261	5,895,414	93.4
第三年度	15,024	16,064	93.5	5,824,496	6,964,504	83.6
第四年度	15,459	16,429	94.1	6,170,839	7,521,783	82.0
第五年度	—	16,540	—	—	7,704,030	—

(備考) 第一年度ハ昭和八年、最終年度ハ昭和十二年、以下同様。昭和七年度ハ組合數 14,352, 組合員數 4,978,248人。

六千五百四十、組合員數七百七十萬四千三十人となつてゐるが、第四年度末までの實績は第一表に示す如く、組合數は一萬五千四百五十九、組合員數は六百十七萬八百三十九人にすぎない。各年度の豫定計畫に對する實績は第一年度が兩者とも計畫以上の成績を示してゐるに反して、以後の各年はいづれも豫定までには達してゐない。また最終年度末までの増加豫定に對する第四年度末の實績は組合數に於いて五一%、組合員數に於て四四%にすぎない。これは豫定計畫が尨大に失し、遮二無二量的擴大を計るべく立案せられたからだ。而もこの組合數中には二千七百の新設組合、それ〴〵千餘に上る不振・弱體組合がある。組合員數も重複計算されてゐるので、之を除くと實際は遙に低位に置かれる。(六六%位)未設置町村は現に七縣の解消に成功して居り、この外購買・販賣・信用・利用の如き單位組合の四種兼營組合も促進され、有限責任組合の解消、保證或は無限責任組合への轉化も着々として進行してゐる。前者は豫定増加數の五四%にすぎないが、後者は七四%を實現してゐる。

運轉資金 運轉資金は豫定計畫に對して第一年度が九二%を實現し、第二年度以下成績は低下して第四年度に至つては七四%を實現しえたにすぎない。最終年度豫定増加額に對する増加割合は僅に三一%に止まつてゐる。明に豫定計畫が、尨大に失したことを物語つてゐるが、この運轉資金の内容

を檢すると貯金が昭和七年末の十億六千三百萬圓から第四年末には十五億千四百萬圓（豫定増加額の四二%）に増加し、拂込濟出資金が二億四千萬圓から二億六千六百萬圓（五二%）へ、積立金が一億二千四百萬圓から一億五千二百萬圓（二七%）へ増加してゐる反面、借入金は一億七千六百萬圓から二億六千四百萬圓へと一千三百萬圓を減じてゐる。計畫に従へば借入金は二億五千二百萬圓の増加を見ねばならぬことゝなつてゐた。事業擴張計畫などと關聯なく豫定されたために、このやうな誤算が生じたわけだ。運轉資金の内容は右の通りだが、株式會社の資本金に相當する出資總額は、七年の三億千三百萬圓から第四年末には三億四千六百萬圓へと増加した。但し、豫定増加額に比せば未だ六割七分を實現し得たに止まる。

(口) 産業組合事業

産組事業は云ふまでもなく、信用、販賣、購買、利用の四事業であるが、これについては紙數の關係上詳述しえないので、極く簡単に報告するに止めやう。

信用事業 第四年度末貸附金額は十億六千三百萬圓で、前年末に比して千七百五十八萬三千圓、昭和七年に比せば四千五百三十六萬一千圓の増加である。然し、完成年度までの豫定増加額に對しては、その央の五一%を實現したに止まる。然もこの内焦付金三億餘圓の存在に注意する必要がある。

販賣事業 販賣總額は昭和七年の二億三百萬圓から四年度末には五億八百萬圓へと三億五百萬圓を増加してゐる。この内米は二千四百二十二萬六千俵に達し、中央會計畫の五年度末豫定千八百三十九萬九千俵を遙に超えてゐる。小麥の取扱高は四年度末五百九十五萬俵で、前年に比し八十一萬俵の増加である。然し、完成年度の豫定は七百萬俵で、これ對して既に八五%を實現したのであるから、十二年度の活躍によつては或は豫定數量に達するかも知れない。すると本年度收穫豫想九百八十三萬石に對して約三二%を支配しうるわけだ。生絲の取扱高は第四年度末七十九萬貫で、前年に比して二十二萬貫の減少である。其他（米、小麥、生絲を除く）の販賣高は第四年度末一億六千四百萬圓で、これは完成豫定の一億五千四百萬圓を突破してゐる。

購買事業 購買總額は第四年度末に二億八千八百萬圓に上り、昭和七年度の二倍半となつてゐる。

この購買事業中最も重要な肥料取扱高は百六十五萬三千噸に上り、完成豫定増加高の七七%を實現した。残す本年一年間に於いて相當程度の増加が期待されるが、若しこれが豫定の百九十二萬噸に達するならば、全國金肥消費額四百八十萬噸中産組の統制必要なりと認められるその八割三百八十萬噸の五割を統制し得ることとなる。飼料は二十一萬噸を取扱ひ前年に比し三萬噸を増加してゐる。肥料、飼料以外の取扱品は一億五千五百六十八萬圓に上り、第四年度豫定計畫を超過し、完成豫定増加額の九一%を實現して、恐らく最終年度は豫定計畫を遙に突破することとなる。

利用事業 利用料は本年受入額一千六十六萬七千圓で、昭和七年度に比し八六%を増加してゐる。その他系統機關及び事業の總ゆる部門に互つて詳細な計畫が樹てられてはゐるが之は割愛する。なほ、右は中央會案だけに止めたが、この外道府縣に於ても各々独自の計畫を樹てゝその達成に努力してゐる。勿論基準は中央會案に依つたがその集計は若干異つてゐる。然しこれは同じく割愛するとした

(B) 産組擴充第二次三ヶ年計畫の概要

(イ) 第二次計畫の目標

第二次三ヶ年計畫は昭和十二年に終る第一次計畫について、明十三年から十五年に互つて實行される。第二次計畫立案の理由は、第一次計畫が産組の社會的經濟的政治的地位の向上を目標としたため

量的擴大殊に産組——未設置町村の解消と信用單營組合の四種兼營組合への編成換へ——に重點を置き従つて質的缺陷を暴露したので、これが匡正充實を必要とするに至つたからである。こうした組合内部の情勢と現在の一般的社會情勢を考慮し、第二次計畫遂行の根本として産業組合精神の昂揚を擧げてゐる。この昂揚された産業組合精神をもつて遂行さるべき目標は次の通りである。

産組第二次擴充計畫の目標

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 一、組織の整備擴大と全系統組織の綜合的運營 | 一、都市産業組合の發展 |
| 一、事業の擴充と其の大衆化 | 一、産業組合教育の徹底 |
| | 一、各種團體との連絡強化 |
- 右の如き目標の下に實行さるべき第二次計畫において、第一次計畫に比して特徴的なり

(ロ) 計畫内容の特徴

- と思はれる點は左の數點である。
- 一、量より質に重點が置かれたこと
 - 二、數字的計畫は全國的統制を要する事項に限り最終目標のみを割合を以つて示し、其の統制目標を全國的に普遍性ある數種の事業、品目に限定したこと
 - 三、産組の組織並に事業の跛行性は正に努め、平衡的發展を期したこと
 - 四、産組の内部組織として全面的に農事實行組合を取入れ之を基礎とする計畫的組織的活動に重點を置いたこと
 - 五、産組事業の指導に就き、事業機關の積極的活動を要求したこと
 - 六、産組の綜合的運營の完成を期する産業組合道德の昂揚を目指したこと
 - 七、全國的に産業組合教育の徹底を期したこと

第六節 擴充される産業組合と好轉した農家收入

中 央 會 案

十一年實數

最終年度豫定推算

1、貯金の吸収目標

増加額、郵便貯金及貯蓄銀行貯金合計額を基準とし其の二〇%但し六大都市所在府縣は五%以上とす

一、五三、七四〇千円

二、〇〇〇、〇〇〇千円

2、販賣統制目標

米、全國販賣數量の四〇%
小麥、全國販賣數量の六〇%
繭絲全國產額の四〇%
但し生絲乾繭は之を生繭に換算するものとす。
木炭、全國生産數量の一五%
鶏卵、全國生産數量の二〇%

二、四三、六七三(俵)
五、九五〇、〇〇〇(俵)

三、〇〇〇、〇〇〇(俵)
九、六〇〇、〇〇〇(俵)

3、購買統制目標

肥料、全國金肥消費額の六〇%
飼料、全國飼料消費額の三五%
經濟用品、各道府縣をして一齊に左記基準を最低限度として積極的に配給計畫を樹立し、飯米其他食料品の配給に付ても十分なる考慮を拂ひ其遂行を期せしむること

一、六三、四八二(噸)
二、〇〇〇、〇〇〇(噸)

二、四〇〇、〇〇〇(噸)
三、〇〇〇、〇〇〇(噸)

一組員當(五圓)

三〇(圓)

(備考) 各事項、品目の基礎數字は昭和十一年末現在に據るものとす。
十一年實數は産組擴充五ヶ年計畫第四年度末概況報告(中央會發行)。
豫定の推算は中央産業組合新聞(七月廿四日號参照)。

然もこの外中央會に臨時産業組合審議會、事業部門別専門委員會等を設け、組合機構及その運営に關する根本問題と全系統組織の綜合的運営を計る筈だ。
(ハ) 事業擴充の具體的内容
然らば第三次計畫によつて最終年度には幾何の事業統制が産組によつて行はれるかと云ふと上に示す通りである。
これに據ると、貯金に於ては二十億圓、米三千二百萬俵、小麥九百六十萬俵、繭絲三千二百萬貫、木炭二千四百萬俵(十五

旺俵) 雞卵二百六十萬箱、肥料二百四十萬噸、飼料卅一萬噸へと各々増加する豫定であるがこれは中央會案で、各道府縣は地方の實情に即して、販賣統制計畫及び配給計畫を樹立すること第一次計畫と同様である。

二、農家収入は好轉

本年前半期の農産物收穫は繭にしる麥類にしる相當顯著の増收を示したので、農家収入の絶對的増加は否定し得ない事實である。然し實質的収入に至つては簡單に好轉してゐるとは斷定し得ない。前年度において著しく縮少せられた缺狀價格差が、四月以降再び擴大の傾向に置れてゐるからだ。次に春繭、春麥の收穫狀況及びその農家収入に與へる影響に就て述べることゝしやう。

(A) 春繭收繭高著増

本年の春繭收繭高は農林省の發表によると四千五百五十萬三千九百三十三貫で、前年度に比して四百一十一萬四千五百五十九貫、約九分九厘の増加である。この總價格は、二億五千二百五十六萬四千九百五十五圓に達し、前年に比して是また五千二百五十九萬七千四百五十五圓、五割八分一厘の増加である。これを稍長期的に見ると上表の通り數量にては昭和四年以來前年及び前々年度に次ぐ收繭高の低

い年であるが、それにも不拘價格に於ては四年を最高として八年に次いで第三位に位してゐる。これ

(四) 春繭産額及び養蠶農家蠶者一戸當り收入

昭四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
總量	五〇、五九五	五二、六六七	四六、三九一	五〇、〇一九	四八、三九〇	四四、一六六	四二、三九二	四三、五〇四
總額	三五四、六九三	二〇〇、三六九	一四八、八三三	二九六、四〇四	二七、三四〇	一六、九三二	一、九八七	一、七五〇
養蠶一戸當り收入	二、〇〇〇	二、〇五五	一、九六六	一、九八八	一、八七七	一、七五〇	一、六九四	一、六七八

は云ふまでもなく昨冬來の國際的物價高に基く絲價昂騰によるもので、春繭相場は松本では七圓二錢と云ふ高値さえも見られた。従つて本年の平均相場は五圓五十五錢となる。

然らば、養蠶農家收入は果して好轉してゐるであらうか。相場の好轉が直ちに實質的農家收入の増加は意味しないが、本年春繭に關する限りは事實増加が示されてゐる。養蠶戸數は昭和五年以來漸減を示し、本年度も農林

省の發表によれば百六十七萬七千六百五十六戸と前年度に比し一萬六千六百九十二戸約一分の減少である。従つて、養蠶農家一戸當り收入は百五十一圓に上り、前年よりは三十三圓を増加してゐる。これは第四表に見る如く昭和四年及び同八年に次ぐ増收である。

だが、これは實收入を示すものではない。いま、次に春繭一貫匁當りの農家採算を示すと本年度收益は一圓五十錢で、八年に次ぐ高位にある。尤もこれは生産費を前年の五%増として推算したので確

(五) 春繭一貫當り農家採算(圓)

昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
相場	七、七〇	四、〇〇	三、〇八	二、五〇	二、五五	三、八二	五、〇六	五、五五
生産費	六、九九	五、六六	三、七九	三、四七	三、五五	三、五五	三、八六	四、〇五
損益	〇、七一	一、三三	一、二九	一、〇三	一、〇〇	〇、二七	一、二〇	一、五〇

定したのではない。と云つても恐らくこの程度に落ち着かうから、本年養蠶農家純收入は六千八百二十五萬六千圓となり養蠶農家一戸當り收入は四十圓六十九錢だ。八年には劣るが、其他の年より遙かに多い。

(B) 麥類も亦増收

麥類も亦農林省豫想數字に見ると相當顯著な増收が示されて

ゐる。小麥、大麥、裸麥中前年より減少してゐるのは裸麥だけだ。殊に小

(六) 麥類收穫高

昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
小麥	六、三三四	六、二二五	六、四〇六	六、四九七	八、〇三三	九、四五一	九、六五五	九、八三六
大麥	七、一七	七、〇九一	七、三七八	七、五七四	六、九一七	七、二八八	六、三三三	六、七五五
裸麥	七、三三三	六、〇八八	六、五二二	六、五五六	五、三四九	六、一六〇	五、八三七	五、八三四

麥は我國では古今未曾有の大收穫で九百八十三萬六千二百九十石に達し、前年より九分八厘の増加である。これは昭和七年以來農林省の努力による例の小麥増産五ヶ年計畫が實を結んだからだが、昨冬來小麥市價の奔騰してゐる際として農家收入に貢獻するところ誠に大なるものがある。更に大麥及び裸麥の豫想收

種高は前者は前年より六分四厘増の六百七十六萬四千七百四十石、後者は一厘減の五百八十三萬四千七百七十石である。

昭和	農家一戸當り麥類收入		
	小麥 円	大麥 円	裸麥 円
4年	17.36	11.95	17.05
5年	13.44	9.00	11.58
6年	9.52	7.54	9.20
7年	11.81	6.55	8.67
8年	20.28	7.85	9.88
9年	21.67	9.11	12.69
10年	23.37	10.18	13.78
11年	30.87	10.85	15.00
12年	34.89	13.30	18.98

(備考) 昭和11, 12年度の農家戸數は昭和10年度の儘として推定。

然らばこの麥類の農家收入は幾何かと言ふと小麥大麥裸麥とも著しい好轉を示してゐる。現在市價はいづれも事變關係その他の事情で異常の昂騰を示してゐるが、この全年平均としての妥當な値段を求むれば、小麥百斤九圓十錢、大麥六圓卅錢、裸麥八圓と云ふ所であらうか。するとこの石當り價格は、小麥十九圓九十錢、大麥十一圓三錢、裸麥十八圓廿五錢となりいづれも近年にない高値である。従つて各農家一戸當り收入も増加して、小麥は昭和四年の二倍に、大麥裸麥はそれより劣るが共に一割一分の増收だ。

なほこの外取り残されだ問題は甚だ多い。産組關係では特別議會には提出されなかつたが健保案、産組監査法案、産組中金改正案等が懸案として残り、暴利取締令も改正されて産組にも適用されることとなつた。負債整理特融及び損失補償法は特別議會で成立してゐる。その他農地法案にしろ、農村工業化問題にしろ大問題ではあるが事變の影響及その對策と共に他日に譲ることゝした。

第七節 戰時體制に進む滿洲國

一、進行する産業建設

(A) 五ヶ年計畫の目標

支那事變の勃發に伴つて我々の聯想は遠く五年前の滿洲事件に戻る。滿洲事件は幸ひに暫らくの軍事行動の後、忽ち滿洲國の建國となり、法制を始め諸機構の整備となり、産業の建設となつて、五族協和の『樂土』建設の一路を辿つてゐる。従つてこの際は、滿洲國に起つた個々の事件を云々するよりも、叙上の成果を明らかにする事の方がヨリ時宜に適するであらう。以下、産業建設、移民狀態、治安維持の三項目に分つて叙述することゝする。

支那事變により日本が戰時體制に入つた以上、日本と一體であると稱される滿洲國が戰時體制に入る事亦自然である。その發現が、産業建設五ヶ年計畫であり、行政機構の改革、産業統制法、百萬戸移民計畫である。特に最近の軍事技術の發達は滿洲國に軍事資材の自給を強要して居る。そこで、なに

はさて置き産業は開發されねばならぬことになる。凡ゆる障害と犠牲を冒して。

昨年末來巷間に喧傳された所謂滿洲産業建設五ヶ年計畫は以上の目標を目指す。夫は未だペーパープランであると云はれ、或は既に着々實行されて居るとも稱される。それは兎に角、滿洲から傳えら

(1) 滿洲國産業五ヶ年計畫

品目 (鑛工業)	目標	現在生産力	資金
	千トン	千トン	千円
1. 鐵鋼	2,250	580	88,500
鋼鉄鑛	2,400	8,500	108,500
鐵石	6,600	2,700	31,440
計	228,440
2. 液體燃料			
石炭液化	500	14	221,600
酒精	56	6	13,000
シエール・オイル	800	140	81,900
計	317,300
3. 石炭			
黒炭	24,600	11,700	140,000
褐炭	900	—	9,900
計	150,000
4. 電力			
水力	350	—	..
火力	850	420	..
計	1,200	420	214,500
5. 車輛			
6. アルミニウム	20千トン	—	27,813
7. マグネシウム	0.2	—	38,000
8. パルプ	30	60千トン	560
9. 鹽	875	275	15,000
10. 探金	200,000	—	15,750
11. ソダ灰	72千トン	36	50,000
12. 石綿	15	—	4,000
13. 鉛	124	22	500
14. 畜肉加工	50	—	4,800
15. 自動車	—	—	7,000
16. 兵器	—	—	20,000
17. 飛行機	240	—	100,000
合計 (1—17)	30,000
農産 (畜産)	1,223,673
通産 (交通)	122,194
果	7,500
計	1,000,000
			2,353,367

(現在ノ約五倍)

れた五ヶ年計畫とは前頁所掲の如きものである。

右の五ヶ年計畫所要資金二十三億五千萬圓調達は滿鐵九億圓、滿洲國七億圓、其他(主として特殊會社)七億五千萬圓となつて居るが、その大部分は結局日本でまかなはねばならぬ。而して滿鐵の投資は大體鐵道と鐵、石炭等の基礎的重工業が中心であり、滿洲國側は農業、治水、土木關係と電力機械方面に著るし。

昭和七年から十一年に至る日本の對滿投資は合計十二億五千萬圓であるが、これに對し今後五ヶ年間は二十三億五千萬圓であるから約倍加することになる。

プランに示された資金を見ると、その主要なる目標は軍需工業の整備、及びその基礎的重工業の發達に注がれて居ることが判る。例へば總需要資金二十三億五千万圓から、交通關係の十億圓を除いた十三億五千万圓に對し、鑛業及工業は實に九〇%の十二億二千三百萬圓を占め、農産に投下さるべき資金の如きは僅かに總額の九%にすぎない。鑛工業に於ては二億三千萬圓が鐵鋼に、三億二千萬圓が液體燃料に、二億二千萬圓が電力に投ぜられ、これにより基礎付けらるべき自動車、兵器、飛行機等の諸工業發展が企圖されて居る。

この計畫は可成大きなもので、その進行につれて、資金調達の問題、資材支辨の問題、引いては日

滿一體とする國際收支の問題を引起すし、特に支那事變勃發により、遂行の實際に當つて種々の修正、補足が行はれるであらう事は云ふまでもない。こゝに於て本計畫は未だペーパー・プランなりとする方も生まれる。しかしながら、純粹の計畫經濟組織に立たない國に於けるプランには、以上の如き運命は免れないわけで、此場合プランは産業開發を指導する一目標にすぎないのだ。

而も、かやうな目標を樹立せしめた必要性は急速な實行を要求するから、各産業部門は、それらに與へられた目標に向つて着々實現の歩を進めて居る。

(B) 産業開發進む

東邊道資源開發 東邊道は鴨綠江の西側の山岳地帯で、事變以來日滿兩當局が治安維持に最も苦心した地方だ。しかし昨年からは大體危險も尠くなつたので、年末來この地方の資源調査が實業部、滿鐵、滿洲採金會社の合同調査隊の下に行はれつゝあるが、最近發表された處によると、石炭は通化附近の三道溝近傍に當り粘性コークス用炭五千萬噸埋藏が明となり、鐵は臨江附近に磁鐵礦二千萬噸を發見した。以上の鐵及び製鐵用石炭を用ひ、通化、輯安の中間に製鐵所が建設されるであらう。金も從來滿洲には珍らしい山金が老爺に發見されたと傳える。同調査隊は引續き東邊道の調査に従事して居るが、さらに今後は興安嶺方面の調査が行はれる筈だ。

以上の新開發計畫の他に諸産業の増産も著るしい。

石炭 滿鐵系炭鑛を除く全滿炭界を殆ど獨占する滿洲炭鑛の康徳三年度出炭高累計(三年七月より四年五月まで)は百九十六萬四千六百噸で、前年同期に比べ一割六分強、二十七萬五千二百噸の増産を示し、既に前年度実績に比するも五月末で十六萬六千噸を増加して居る。今年は滿洲のザールと稱され、埋藏量撫順の二倍と云はれる阜新炭鑛の本格的作業により、その生産は一層の増加を見るであらう。

金 産金は近來入超に悩みつゝある圓ブロックにとり益々重要性を増しつゝあるが、滿洲國産業建設計畫によると五年後に二億圓を目標として居る。滿洲最大の産金會社たる滿洲採金會社は之に對應して上の如き採金プランを立てた。

康徳	四年	一四、八〇〇	千円
同	五年	三三、〇〇〇	
同	六年	三六、〇〇〇	
同	七年	五五、〇〇〇	
同	八年	八二、〇〇〇	

而して同社の産金は昭和九年三十五萬七千圓、昭和十年三百六十七萬圓、十一年一千萬圓と、治安の確保に相まつて躍進を續け今年は一千五百十二萬圓に上り前年同期に比し五割強の大増産となり、下期の増産を加えれば容易に計畫を突破しやう。産金は同社の外鐵道總局系の滿洲鑛業會社、及び熱河を鑛區とする三井系會社等の設立を見

たから、近く滿洲産金年一億の實現も期待される。

鹽 五ヶ年計畫によると工業鹽の年産は八十萬噸になつて居るが、錦州省一帶に優秀な鹽田候補地が発見されたので、滿洲國政府は更に工業鹽の増産を期する事となり、五年後の年産九十萬噸、内五十萬噸は日本へ輸出、九年後の年産額を百四十萬噸に増産の具體案を決定した。尙工業鹽の生産は滿洲鹽業會社が機構を擴大し之に當る事となつた。

銅・鉛 従來滿洲國に殆どないと云はれてゐた銅鑛石、及不足して居る鉛を採掘すべく、滿洲銅鉛鑛株式會社が近く設立される。資本金は五百萬圓(四分の一拂込)となり、鑛山は安奉線附近の盤嶺、旋嶺、馬鹿溝、及び熱河省の忙手溝の諸鑛山である。

銑・鋼 滿洲の鐵供給を殆んど獨占する昭和製鋼所は、五ヶ年計畫の樹立を急いで居るが、その内容は次の如くだ。即ち、當初十三、十四年度に實行する豫定であつた第四次増産計畫六百トン熔鑛爐二基増設を繰上げて十二年度より着手し、第三次計畫(第四次と同様)完成豫定たる十三年度末迄に同時に完成せしめ引續き第五、第六次計畫を實行に移さうと云ふのである。五ヶ年計畫が豫定通り完成を見れば少くとも現在の年産額の四倍、即ち銑、鋼併せて年産約三百萬トンに達する筈だ。

電力 滿洲の一元的電力統制會社滿洲電業は、七月十五日臨時總會で従來の資本金九千萬圓を一億

六千萬圓に増産を決定し、之に相關聯して出力四十萬キロの鴨綠江水電、三十萬キロの鏡泊湖付近發電所が建設される豫定だ。

液體燃料 滿洲では従來から撫順で頁岩から石油を採取して來たが、今回、阜新にガス合成法による液體燃料製造を目的とする、特殊會社、滿洲合成燃料株式會社を設立する事となり、八月五日創立總會を開催した。資本金は五千萬圓、生産高、年十萬噸、工場は今夏から設立する筈だ。

機械工業 以上の様な基礎的諸工業發展の上に、近來とみに旺盛になつたのは機械工業の發達だ。大連機械、滿洲工廠等の既設工場擴張の外、滿洲炭礦は自社用機械製作のため、阜新機械製作所を作る事になつた。又内地車輛會社聯合會彌生會が奉天に新工場を建て、この他芝浦、富士電機、東京電氣、日本電氣、メトロ等の内地電機製作業者も認可を受け、滿洲に工場を建設する筈である。

かうして、産業建設は着々と進捗しつゝあるのである。

この産業建設には二つの重要な問題がある。資金及勞働の調達これである。前者は別の機會にゆづり、後者は第五節「熟練工養成問題と勞働者状態」を見られたい。

二、百萬戸、五百萬人移民計畫

所謂土龍山事件により、移民及附近守備の我兵が異常な打撃を受け、經費の一部をこの損害補填費に充てねばならなかつたので、第三次は三百とし、濱江省綏稜縣に入植せしめた。次で、第四次移民五百名は十年度に濱江省密山縣城子河(三百戸)及吟達河(二百戸)の二團に分れて入植した。

以上四回に亘る千八百名が所謂試験移民で、これらは一方に匪賊の災害に悩むと共に、他方、各種の移民悲觀論、不可能論により可成りの障害を受けたわけだ。

また悲觀論ではなくても、移民を大農式にすべきか、或は小農式にすべきかについても多くの論争があつた。そこで昭和九年關東軍特務部は新京に移民會議を開き、内地側および現地側の學者、實際家並びに滿鐵、拓務省、滿洲國政府、大使館、朝鮮總督府の關係者等五十名出席し、大農法か小農法か、企業農か自作農かについて激論を闘はし、結局機械を用ひない自作農法によるべしとの説が多數を占め、其後の方針が決定されたわけだ。

拓務省は以上の試験移民の實績、および、移民方針の確立に基き試験移民を昨年度で打切り、新たな集團移民計畫を立て、昭和十一年度に於て第五次集團移民として全國より一千戸の送出を行ひ、之を第四次の東方接續地たる濱江省密山縣永安屯(三百名)朝陽屯(三百名)黑臺(二百名)信濃村(二百名)の各地區に入植する事になつた。以上入植地は移民地々圖を参照されたい。

かようにして、昨年未愈々移民の本格的入植が具體化し、二十ヶ年百萬戸、第一期計畫、昭和十二年度以降五ヶ年間に十萬戸を送出する事に確定した。この年次割は上の通りだ。

(三) 滿洲移民送過年次表

年次	農業集團移民	自由移民	計
昭和十二年度	五,000戸	一,000戸	六,000戸
同十三年度	一〇,000戸	五,000戸	一五,000戸
同十四年度	一五,000戸	六,000戸	二一,000戸
同十五年度	二〇,000戸	八,000戸	二八,000戸
同十六年度	二〇,000戸	一〇,000戸	三〇,000戸
計	七〇,000戸	三〇,000戸	一〇〇,000戸

この遂行を目的として前記の通り先に滿洲拓殖會社が出來、今度は滿洲拓殖公社に擴大強化されやうとして居るのだ。これは資本金五千萬圓、うち日滿兩政府各一千五百萬圓、滿鐵一千萬圓、日本民間一千萬圓の分擔となり、同社はこれ以外日滿政府連帶保證下に拂込資本金の十倍に限り社債を發行し得る事になる。同社の主要業務は耕地買収並びに開拓、資金貸付であり、滿洲國は公社に對し、登録税、法人營業税、契稅、木税及び牧畜税を免除する。

(四) 各移民團々員異動表

最初渡航者	第一次	第二次
昭和七年度	四九三	四九四
同八年度	四七一	四一〇
同九年度	三七三	三七〇
同十年度	五〇三	三三七
同十年度	六〇三	五六一

干の側面的觀察をする。

第一に移民は當初匪禍や、生活の困難から團員を減少したが、其後治

安の回復、生活の安易化に伴ひ次第に數を増し、家族招致も可成多い。この實情は前頁表の通りだ。即ち最初渡航者が四百九十三人だった第一次移民は八年度迄累年その數を減じ三百七十二名迄になつたがその後は増加し、十年度は六百三名に上つた。第二次移民も同様で共に移民地の生活向上を語つて居る。

次に第一次移民の作付面積及收穫高を見ると第五表の如く、大豆は八年の百四十三町から昨年に百九十九町へ、大麥は十八町から百十二町へ、小麥は五十一町から百八十六町になり水稻も百六十二町作られた。

品目	作付面積			收穫高		
	八年	九年	十年	十年	十一年	十二年
大豆	一四三	一三九	一三九	一、二五〇	一、五九〇	一、五九〇
大麥	一八	二〇	二二	八三三	一、五九九	一、五九九
小麥	五	五	一六	九五	一、四九一	一、四九一
水稻	—	—	一六二	二、三五五	二、〇〇五	二、〇〇五

(滿洲農業移民概況及滿洲移民參考資料より)

次は昨年水稻は二千石、大豆一千六百石等々相當の成績である。かくして第一次移民は毎戸三、四百圓もの貯金をすら有するに至つたと稱される。近來穀價の高いと云ふためもあるが今後は圖桂線の完成等好條件が加はるから。移民の前途は一應悲觀を要しない狀況に達したと云へやう。

(B) 滿洲移民の目指すもの

滿洲移民の當初に於ては、移民による國內農業問題の解決が云々されたのであり、現在でも、かゝ

る觀點から論ずる向もある。しかし昭和七年以來の好況により可成の人口が諸産業に吸収され、一方農産物價も上向いたから、農民の困難は少くも相對的には改善されたと見做される。此事情は過剩人口の農村への壓迫をやはらげ、従つて移民に對する要求又はその必要を減殺するものだ。而もこの様な時代に先の百萬戸、五百萬人移住が實行されやうとして居る。こゝに於て滿洲移民の意義は拓相大谷氏が議會で説明したやうに「經濟問題」ではなく、正に國策となるのである。

國策としての移民は、第一にその經營方法から知り得る。滿洲の農業が大經營にヨリ有利である事或はその開發が機械的大經營の下にヨリ迅速に行はれ得るであらう事は既に種々の調査の示して居る處だ。然るにも不拘、個人的自作農を以て行はれるのは何故か。個人的自作農は比較的小地域に多數の農民を急速に收容する事を可能にする。短時日の中に可及的大量の移民を植民する。これが現在の移民の一つの目標だ。「大量移民の迅速なる送付」について拓務省は次の様に説明する。

「本案の概要は現在滿洲國の人口は約三千萬なるも二十年後には五千萬人に増加するものと見て其際、日本人が少くも其の一割即ち五百萬人を占むるを目的として一家族五人として、百萬戸を要するの理に依つたものである。」(「滿洲農業移民の現況」)

これによると計畫は第一に滿洲國政治に對する必要である事が判る。

第二に移民の目的は國防にある。『滿洲移民の重大性』として、滿洲移住協會理事陸軍中將廣瀨壽雄氏は次の如く述べて居る。

『大體日本人が向ふに五六百萬乃至一千万、在住すれば滿洲に配置せらるゝ部隊に要する壯丁を採り、それから又是等部隊の動員に當つては之に必要な人員を滿洲在住者から充足することが出来るのであります。故に滿洲國の國防を半永久的に擔任せねばならぬ日本としては彼の地に五百萬乃至一千万の定住日本人を要する事になります。』

かやうにして、『(滿拓)公社の業務の監督上必要な命令を爲すことを得』(滿洲拓植公社の設立に關する協定、第十五條)る滿洲拓殖委員會には日本側として關東軍參謀長が参加する。さらに滿洲移民には徵兵後から四十歳に至る農民が要求され、第一次から第三次迄の移民中第一次四百三十八名、第二次四百八十六名、第三次二百四十一名が軍生活の經驗を持ち、第五次移民七百三十五名中四百三十九名も既教育者だ。かくて國策としての移民は凡ゆる困難を打破つて強行されねばならない事になる。

だがこゝに感ぜられる大きな困難は移民百萬戸を如何にして調えるかだ。二十歳—四十歳の農業男子人口は昭和五年の國勢調査によると二百九十一萬八千名だ。假令一時にはないにせよこの中三分の一以上を送る事は相當な問題たるを失はない。特に支那事變のため多くの壯丁が出征し、又は軍需

工業に吸収されつゝある今日、計畫の圓滑なる遂行は益々困難になる。

三、滿洲の治安維持狀況

(A) 如何に匪賊は討伐されたか。

北支事變直後、七月二十日張國務總理は次の如き聲明を發した。

『…我國は日滿共同防衛の大義に基き官民相結束、一絲亂れず全面的に日本國を支援する』と。而もこの支援には國內の一絲亂れざる治安が必要だ。さらに七月三十一日行はれた全國省長會議に於て、于治安部大臣は『時局の緊迫に伴ふ共產主義又は反滿抗日分子の陰謀、暗躍を逞しうするの憂尠ならず』と述べ、治安の確保を要請して居る。

滿洲の治安、それは滿洲國の生長に不可缺の條件であるばかりでなく、日滿兩國の對外交渉の方向その速度を決定して居るのである。そこで、滿洲の名物『匪賊』は今如何なる状態に置かれて居るかその危険性は何の程度のものであるか、に付て若干の考察をする。

x

x

x

九・一八に於て日本軍はその神速な活動により、極めて短時日の中に東北政權を打倒し、主要都市

を占據し得たのだつたが、都市から掃蕩された舊東北軍は從來から地方に蟠居して居た馬賊、及び大豆恐慌下に窮乏し、反滿抗日意識を植付けられた地方民と結合しこゝに所謂「匪賊」となり、ゲリラ戦を展開するに至つた。

之等匪賊總數は當初三十萬と稱され、極度の治安不良状態となつた。例へば吉林省磐石縣の如き大同二年二月から七月末に至る間、匪賊襲來數實に百四十六回に上つたのだつた。

そこで大同元年には日軍が主體となり大兵匪團の掃蕩を開始し馬占山、蘇炳文を北滿から一掃し、東邊道及三角地帯に於て東北義勇軍系匪團を掃滅し、大同二年には熱河を討伐し北支と匪團との聯絡を遮斷し、反滿抗日政治匪を衰滅せしめた。こゝで一應の治安の確保を見たので、日本軍は全國に分散配置の形態を採り、大同二年七月關東軍參謀長を委員長とする治安維持會が中央、地方に設置され、討伐部隊に隨伴する治安の宣撫工作を行ひ、王道政治の宣傳、戸口調査、武器回收、施療、保甲制度の徹底、自衛團の強化訓練、集團部落の設定、警備道路及通信網の建設等を行つた。

かやうにして、匪賊數は累年減少し、民政部及國務院の發表によると大同元年の三十萬が、大同二年六月に八萬三千になり、康徳元年六月にはさらに三萬四千に、同二年末は二萬四千、三年六月末一萬九千、今年五月末に於ては既に一萬と稱され、略々治安の確保を見たわけだ。

(六) 討匪進捗状況

現出實數	討伐回数	討伐延人數	討伐效果						
			死	傷	捕	銃	彈	馬	人質奪還
康徳元年 三五〇二	—	—	八、九〇八	四、六四四	一、四三五	三、一五五	三五、三〇九	二、九六三	—
康徳二年 五〇、五五六	二四、五〇	八三、三三三	一三、三三三	一一、八五五	二、六九三	六、二六五	九、八一〇	七、二五四	四、五六九
康徳三年 五〇、六五二	一八、三五	五九、八四四	一〇、七三三	七、九八八	一、七六三	五、三〇〇	七、七三六	四、二五二	二、九六一

國務院發表にかゝる討匪進捗状況は第六表の如くである。

討伐回數は康徳二年二萬四千回、同三年一萬八千回、討伐延人員は二年八十二萬、三年五十七萬人に達する。討伐效果としては死が三ヶ年を通じて三萬三千人、負傷が二萬四千人、逮捕したもの六千人以上を合計すると六萬三千人に上る。さらに鹵獲銃は一萬五千であつた。以上の討伐效果は數字の性質上確實は期し難いが相當の效果を擧げて居る事を知る。討匪工作に於て犠牲となつた日本軍は事變以來昨年七月末迄に戦死二千九百、病死一千、負傷六千七百、滿洲軍の戦死一千八百、負傷一千九百日滿軍合計死傷者一萬四千名であつた。

(B) 銃砲の回收

一方に討匪工作を積極的に行ふと共に他方、農民の匪化を容易ならしめる民間保有銃砲の回收を行つた。先づ大同二年に於ける全國の概算總數によると銃器、百二十六萬五千、彈藥六百萬であつたの

で、同年五月から買収實施を開始し、(小銃六圓—十圓、拳銃八圓—十二圓、機關銃五十圓以内、洋砲一圓以内) 一方、暫行銃砲取締規則を制定し民間銃器の輸入、輸出、授受、携帯に嚴重な取締を勵行

(七) 自大同二年五月 至 康徳三年末 銃器彈藥買収表

省別	小銃	拳銃	機關銃	自動短銃	洋砲	彈藥	其他
奉天	三、一七三	三、八〇三	〇	一三三	三、五八四	一、四五六	〇七
吉林	四、八六六	三、九三七	三	二	五、九七三	三、四九三	三六二
龍江	五、四三〇	二、五〇六	六	四	八、五七二	三、三〇九	一、四、五〇二
安東	一〇、七二六	二、〇七四	三	五	七、四七九	七、一三七	六
錦州	四、七五五	一、五三六	一	三	六、三七九	三、七八一	七、一六
間島	三、三三四	一、四七二	一	三	六、三二四	一、七〇〇	一
熱河	一、三六二	五〇六	五	一	六〇、〇八五	一、七〇〇	一
黑龍	八、二六一	二、五二〇	〇	一	三、八九二	二〇〇、五七七	五六
首都	一、五二六	一、五〇〇	三	七	三、二九二	二八、一二五	六
興安	四、六四〇	三、九六〇	一	四	一六〇、六七五	二九、三九六	一〇六
興安	六九五	八三九	一	四	二五、九二二	二九、三九六	一〇六
興安	一、八六六	七九七	一	一	八六〇	五、三六六	六
興安	二九五	一九二	一	一	二、三〇〇	三七、二〇〇	六
滿海	九	一一	一	一	二、三〇〇	八、五六〇	一
合計	二五、四六	九六、三五七	二二	二七	六三三、三五二	四、四六九、二〇三	二四、九九二

した。その結果康徳三年末

迄に買収によるものは第七

表の如く銃器九十八萬、彈

藥四百五十九萬四千、取締

法令に依り官沒したもの銃

器九千五百、彈藥一萬六千

鹵獲銃器二千九百、彈藥二

萬七千、總計銃器九十九萬

千に上つた。かくして未回

收數は銃器二十七萬五千、

彈藥百八十四萬六千となつ

たが、この中には自衛團、諸會社の警備用銃器を含む故に銃器彈藥回收の完成もそう遠くはないと見られる。

(C) 保甲制度・集團部落

保甲制度は大同二年十二月制定されたが、其後多少内容が變り、現在は村又は之に準ずる區域を保とし、牌の區域は十戸内外を以てした。住民の遵守事項は保甲規約に規定せられてゐるが、主要な事項は左の如くである。

- (1) 牌内住民は親睦を旨とし不良者を出さざる様に相誠むること
- (2) 官公署の命令遵守
- (3) 戸口異動の届出勵行
- (4) 匪賊情報及犯罪の發生報告の勵行
- (5) 自衛團の義務を盡すこと、交通々信網防護其の他の公共施設を愛護すること
- (6) 納稅義務の勵行

牌はかやうにして滿洲國の細胞として最も重要視され、共同責任の精神が強調され、特に重罪犯人を出した場合に於ては同一牌内に居住する各家長に對し一律に嚴重な連坐罰を科する事となつて居る。

各部落を保甲制度により秩序付けるばかりでなく、治安不良地域に對し、集團部落の構築を進めて居る。滿洲の農家は分散して居る地方が多いので、匪賊が之を利用し或は此等住民が匪賊に通謀し、討匪工作を妨ぐることが多い。そこでこれら分散家屋を諸所に集め、部落を作り、その周圍に堀、牆壁を廻らし、住民を保護すると共に匪賊に對する物資の供給を斷つ事を目的とする。これら集團部落は昨年末に於て既に四千五百に上り今年度計畫數は一千四百である。

以上の様に、討匪工作、武器回收、保甲制度、集團部落を通じ治安はこゝに一應安定するに至つたと見得る。そして今後滿洲に於ける政治、社會狀勢の異常な混亂が生じない限り、從來に見られたやうな大規模な、組織的な反抗運動は非常に困難になつたと考へられる。

×

×

×

×

以上の如くにして、治安は日滿兩國の協力下に、組織的に着々確保に向ひ、鐵、石炭、電氣、機械等々近代的大産業も五ヶ年計畫下に勃興の機運を示し、他方、今年以降大規模に行はれやうとして居る移民の『國策的意義』が實現さるゝに従つて、滿洲國建國の目的とされた『王道の世界的宣布』の基礎は漸次に固められ、その實踐の時期は早められるに至るわけである。

第八節 支那事變擴大と特別議會の成果

一、支那事變による舉國一致の促進

七月八日に突發した支那事變は我國の不擴大方針に拘らず、事態は日を追ふて悪化の方向に進んだ。國內の相剋對立は近衛内閣の成立によつて緩和の一步を踏み出したが、この支那事變の擴大によつて、一舉に我國は舉國一致の姿勢を採ることとなり、凡ての社會的、政治的、經濟的諸問題は準戰時體制下に置かれることになつた。政府は七月十二日及十三日にかけて、貴衆兩院、財界、産業界の各方面は勿論言論界の代表まで招いて事變に對する政府の根本方針を説明し、協力を求めるところがあつた。かゝる政府の總動員の協力の懇請運動は滿洲事變突發の際に於ても見なかつた現象である。

また特別議會及び臨時議會に於ける法律案審議の方法に於ても、平常議會とは異なり、舉國一致を示すために、七月廿九日の各派交渉會の申合せにより、質疑は凡て委員會に譲り、本會議に於ける質問は取止めることとし、また政府に於ても委員會、本會議を通じて、若し緊急閣議の開かれる場合は

質問中と雖も閣僚は退席してよいことにした。

支那事變に就いては、今後の成行を見て、更に年報に取上げることにするが、これを社會的、政治的に見るならば、舉國一致、準戰時體制へ向つたことに歸着する。それが集中的に現はれたのが、偶々七月廿三日から八月七日の二週間に互つて開かれた特別議會と、九月四日から八日迄五日間に互つて開かれた臨時議會とに於ける動きである。それ故に、吾々は政治、社會狀勢をも窺ふ意味をも持たせて、兩議會の成果をこゝに取上げたい。たゞ後者、即ち第七十二臨時議會の通過法案については、第一節、第四節に詳説した以外の法案の説明は遺憾ながらこれを次輯に譲らざるを得なかつた。

二、第七十一特別議會の成績概観

近衛首相が議會開會の演説の中に「今議會は組閣匆々のことでありまするが故に、御協賛を願ふ案件は前議會に於きまして審議未了に終つたものゝ一部分と緊急を要するものに止めました次第であります」と述べてゐる。即ち此の特別議會は前議會の解散によつて不成立となつた重要法案を審議することを主目的として召集されたものである。従つて近衛内閣の政策を基にしたものは少數であつて、凡ては次ぎの臨時議會に譲られてゐる。併し乍ら特別議會を通過した法案を見ると、何れも重要なものばかりである。

第七十一議會に政府より提出された法律案卅五件中、審議未了に終つたものは陪審法中改正法律案だけで、製鐵事業法が一ヶ所修正で可決され、他の卅三件は全部原案通り貴衆兩院を通過し、また議員提出法律案十五件も中二件は可決されたのである。これを彼の二・二六事件直後に開かれた昨年第六十九特別議會が、會期廿三日の間に、政府提出法律案四十五件中審議未了は一件、議員提出法案廿件は全部審議未了となつたのに比較すると、今回の特別議會はそれよりも會期が九日も短かつたに拘らず、前述の如き多くの法案の通過を見たことは好成績と言ふべきだ。これ全く支那事變勃發に當つて、舉國一致を疑はれるが如き批判、討議は避け、兩院が政府信任の態度に出たからである。いま成立した九件の豫算案、卅四件の法律案を省別に示すと次の如くだ。

成立豫算案九件法律案卅四件の内容

豫算案九件

- 一、昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案（第一號—第四號）
- 一、昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特

第一號—特第四號

- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件（追第一號）

第八節 支那事變擴大と特別議會の成果

大藏省關係 (十八件)

- 一、北支事件に關する經費支辨のため公債發行に關する法律案
- 一、北支事件特別稅法案
- 一、昭和十二年法律第四十九號中改正法律案 (北支事件財源公債追加發行に關する件)
- 一、特別會計に於ける特別稅收入に相當する金額を一般會計に繰入れに關する法律案
- 一、產金法案
- 一、金準備評價法案
- 一、金資金特別會計法案
- 一、日本銀行金買入法廢止に關する法律案
- 一、朝鮮銀行法中改正法律案
- 一、臺灣銀行法中改正法律案
- 一、外國爲替管理法中改正法律案
- 一、橫濱正金銀行條例中改正法律案
- 一、關稅定率法中改正法律案
- 一、昭和七年法律第四號中改正法律案 (輸入稅の從量稅率に關する件)

一、大正十四年法律第五十一號中改正法律案 (關東州の生産に係る物品稅免除等に關する件)

一、鐵の輸入稅免除に關する法律案

一、大正九年法律第五十三號中改正法律案 (關稅法及び關稅定率法等の朝鮮における特例に關する件)

一、酒造組合法中改正法律案

農村省關係 (一件)

一、農村負債整理資金特別融通及び損失補償法案

商工省關係 (八件)

一、人造石油製造事業法案

一、帝國燃料興業株式會社法案

一、製鐵事業法案

一、貿易及び關係産業の調整に關する法律案

一、貿易組合法案

一、工業組合法中改正法律案

一、百貨店法案

一、紀元二千六百年記念日本萬國博覽會抽籤券附回數入場券發行に關する法律案

陸海軍省關係 (二件)

一、刑事訴訟法中改正法律案

逓信省關係 (二件)

一、船員法改正案

一、通信事業特別合計に於ける簡易生命保險及び郵便年金の事務の取扱に要する經費に關する法律案

一、軍機保護法中改正法律案

一、兵役法中改正法律案

司法省關係 (三件)

一、裁判所構成法中改正法律案

一、大正十年法律第二百二號中改正法律案 (定年に因る退職判事檢事の思給に關する件)

右の法案を三つに分類して検討したい。即ち (一) 支那事變に關する法律案 (二) 前議會に審議未了となつた法律案 (三) 近衛内閣自體の法律案である。

三、支那事變關係の法律と前内閣の遺産

支那事變に關する經費總額は五億二千六百六十萬圓に達した。このうち、事件突發直後應急的處置として第二豫備金中から一千二十萬圓が支出されたが、此の特別議會劈頭に於いて九千六百萬圓の公債に因る事件費の支出をなし、旬日を出でずして北支事件費第二次追加豫算として四億一千九百六十萬圓を追加した。この經費の支出經過が物語る如く、事變勃發の當初に當りては、政府は現地解決によつて不擴大で解決すると思つたらしい。それが事件の發展と共に事變費の膨脹を來たして右の如き

支那事變に關する經費總額は五億二千六百六十萬圓に達した。このうち、事件突發直後應急的處置として第二豫備金中から一千二十萬圓が支出されたが、此の特別議會劈頭に於いて九千六百萬圓の公債に因る事件費の支出をなし、旬日を出でずして北支事件費第二次追加豫算として四億一千九百六十萬圓を追加した。この經費の支出經過が物語る如く、事變勃發の當初に當りては、政府は現地解決によつて不擴大で解決すると思つたらしい。それが事件の發展と共に事變費の膨脹を來たして右の如き

巨額に達したのである。これを本年度本豫算廿八億七千二百十三萬圓に合すれば、實に三十四億九千二百二十萬圓と云ふ空前の大豫算となるのである。而して事變費の財源は大部分公債に求められるのであるが、其一部は國民の負擔に求めることとなり、こゝに北支事變特別稅約一億圓が生れたのである。次に前議會に於て審議未了になり、此の特別議會に於て可決せられた法案の概略は前輯に於いて述べてをいたが、近衛内閣となつて中には修正され、或は追加され、或は附帶決議を附され、新たな意議を持つ法律案があるので、それ等に就いて簡単に觸れて置く。

關稅改正關係四法案 前議會には四法案の外輸出統制稅法案が含まれてゐたが、これは輸出貿易に却つて惡影響があると言ふので特別議會には不提出となつた。四法案は大體結城案を踏襲したが、併し前議會に於ては關稅定率法中の改正も礦油と自動車の稅率引上げ、製紙用パルプの免稅等の三、四の範圍に止まつてゐたのを、本法では次の如く品目が増加された。

- 一、無稅としたもの——政府の輸入にかゝる酒製原料品、製作見本用航空機、同發動機若しくはプロペラ、パルプ原木、人造石油、石炭ガス、新聞用紙
- 一、稅率を引上げたもの——燃料用礦油、自動車、同部分品、同内燃機關、針布、軸受及び同部分品、カツサヴアールト
- 一、稅率を引下げたもの——變性糖蜜

これ等はその品目が示すが如く何れも我國の産業國策遂行を目的とせられたものであるが、更に輸入稅の從量稅率撤廢も、鐵の輸入關稅免除と同様、最近の物價騰貴抑制の對策——その目的を達し得るかは疑問だが——として採用せられたところに新たな意義があり、品目も次の如く砂糖以下十四品目に及んでゐる。

- 一、砂糖、苛性曹達、綿織絲、毛織絲、毛綿織絲、人造絹（醋酸人絹を除く）パルプ、印刷料紙、包装用紙、銅、錫、亜鉛、眞鍮及び青銅

製鐵事業法案 本案は前議會で幾多の議論のあつた案であるが、それに若干の修正を加へられたものである。此法案に對して、懇談會に於て、政府の命令に従ひ損失を受けたものに對して補償する一項を入れることによつて話合がまとまつた。即ち

「政府公益上必要ありと認め、製鐵事業者に對し、其の設備の擴張若しくは改良又は作業方法の變更を命じたとき（第廿條二項）

「政府軍事上必要ありと認め、製鐵事業者に對し、製鐵に關する特殊事項の研究又は特殊既設命令を以て定むる製鐵原料の保持その他軍事上必要な事項を命じたるとき（第廿一條）」

此の二つの場合に製鐵事業者が損失を受けたる場合は政府はその損失を補償することにしたのである。更に次の附帶決議を附して可決された。

- 一 政府は速かに時局に對應すべき積極的増産計畫を樹て、鐵鋼國策の根本確立に努むべし。
- 一 政府は砂鐵及貧鐵の使用に就き速に適切なる助成計畫を樹て、之が原料價値を確實にし其の使用を増大せしむるやう最善の方法を講ずべし。
- 一 政府は鐵鋼界の現状に鑑み、販賣機構の改正を斷行し需給の圓滑を圖り、且不當なる中間利益の獲得を阻止するやう努力すべし。
- 一 政府が本法に依りて監督權を行使するに當りては當業者の企業心を萎微せしむることなきやう萬全の注意を拂ふべし。

人造石油製造事業法案並に帝國燃料興業株式會社法案

兩法案とも第七十議會衆議院に於て最終日三月卅日に可決、直ちに貴族院に回付せられ同院に於て卅一日に可決の上確定を見るべく思はれたところ解散のため不成立となつたものであるが、特別議會に於ては貴族院各派の一致せる意見として「人造石油事業の奨励に止まらず、この際更に力を天然資源の開発に致し、速かに確固たる自給自足の燃料國策を樹立すべし」との建議つきで可決された。

貿易及關係産業の調整に關する法律案

本法は前議會に提案された貿易調整法を改めたもので、その運用は貿易審議會の議を経て輸出入の總てに亘り之れを制限若くは禁止しやうとする法律案で、貿易組合及工業組合法も、右の調整法を根幹として輸出入の統制をしやうと云ふのである。この必要を感じ

たのは各國がブロック經濟の下に貿易對策をやつてゐるので、我國も之れが對策として貿易の統制をやることにしたのである。これは適用を誤まると輸出入を萎縮さす危険があるが、事變前の見透しに比し強力になる模様で、單なる貿易統制に止らず、實質に於ては貿易管理の内容を持てるもので、注目すべき法案である。

軍機保護法改正法律案

昨年の特別議會には國家總動員祕密保護法が提出されたが、それは否決せられた。その身代りに本案が前議會に提出せられたが、解散となつたため、本議會に提出されたものである。法案の性質上衆議院委員會に於て議論紛糾を見たが、遂に左の附帶決議附で原案通り可決された。

「本法に於て保護せらるべき軍事上の祕密とは不法の手段によるに非ざれば之を探知收集することを得ざる高度の祕密なるを以て、政府は本法の運用に當りては須らく軍事上の祕密なることを知つて侵害する者のみに適用すべし」

右に對し陸、海、司の三大臣を代表して米内海相から「附帶決議の趣意を尊重し、慎重、誤りのないやうに致し度い」と述べたが、併し條文の解釋如何では適用範圍も自由となり、言論の發表も制限を受けざるを得まい。この法案の可決こそ全く戰時體制に進んだ我國の現段階を最もよく物語るもの

である。

農村負債整理特融案 農村に關する法律案はたゞ本法だけである。前議會に提案された農地法案は不提出となりそれなくては淋しい農村対策は益々淋しくなつた。農村負債整理特別法案は次の如く現行法が改善されたけれども、併し勿論根本的改善策でないことは言ふまでもない。改善された主要點は次の如くだ。

- 一、負債整理資金の融通には從來の市町村の外、産業組合、中央金庫及び日本勸業銀行よりの融通を認めること、勤銀よりの貸付は不動産擔保負債の整理のための資金を個人に對して貸付ける。
- 二、現行法は負債整理資金の貸付總額を七ヶ年間に二億圓を認めてゐるが、この法案は十ヶ年に五億を認める。
- 三、現行法の損失補償總額の三千萬圓を一舉に一億二千萬圓に増額す
- 四、現行法の一世代に對する貸付の最高限度は千圓であつたのを三千圓とし、特別の場合（主として不動産擔保）は五千圓までにする

吾々は近衛内閣が冬の通常議會に如何なる農村対策を提出するかを見守りたい。

百貨店法案 これは二、三の質疑はあつたが原案通り可決された。

國民健康保險法案は不提出 前議會に提案され乍ら、此の特別議會には遂に不提出となつたものに國民健康保險法案がある。本法は既に前議會に於て日本醫師會と産業組合との抗争により紛糾を來したものであるが、前議會では妥協的修正案を認めることにより解決された。ところが特別議會に提案されるに當つて、産業組合側の利益を代表する有馬農相は原案の再提出を主張し、馬場内相は再び紛糾を來すことを怖れて妥協修正案を尊重して、互に譲らず、遂に近衛首相の裁斷によつて次の通常議會に繰越されることになつた。本法は社會政策的法案として近衛内閣にその實現を期待したものであるが、法案の一項目の紛争によつて特別議會に提出の出來なかつたことは、近衛内閣の弱體の一面を暴露したものと云ふべきである。

四、近衛内閣独自の法律案

前掲の如く、前議會の審議未了の法律案にして、特別議會に提案されたものも、必ずしも原案のままではなく、近衛内閣によつて修正されて新しき意義を盛つて提案された法律案もあるが、更に近衛内閣の政策の上に樹立せられた新しい法律案も提出された。金融三法案がそれである。

産金法 金の現送によつて國際收支のバランスを得ることは現に行はれてゐるところであるが、入超の増加は本年に止らず、今後も續くこと明かなので、これが對策として金の増産を圖る目的を以て

生れたのが本法である。其内容の重點は金礦の探鑛、製鍊場竝に選鑛場の増設に對する獎勵補助、次に又産金の政府に對する賣渡の義務を産金業者に負はしむること、産金設備其他に對する政府の監督等である。此の新産金の獎勵によつて、數年間の産金高は、昭和十二年度に於て大體内外地合計五十廬（現下の値段で一億八千餘萬圓）を得られる政府の見込みで、これが昭和十七年度には内地だけで七十五廬（二億八千八百七十五萬圓）内外地總ては百三十一廬（約五億圓）である。政府が此の産金政策をとるに當つても、金鑛業に不當の損失を及ぼさざることを委員會に於て吉野商工大臣は言明してゐる。この言質を得ると共に更に衆議院は「政府は從來の實情に鑑み製鍊場竝に選鑛場の新増設に對する獎勵金の交附は特に注意すること、共に金融關係に於ても助成すること、探鑛には一層充分なる獎勵金の支出を爲すべし」「政府は低品位の合金鑛物には特に鐵道運賃の減免を爲すべし」その他二項の附帶決議を附して原案に賛成したのである。

金準備評價法並に金資金特別會計法案 兩法案は右の産金法案と三位一體をなすもので、我爲替の現位地を確保しやうと言ふのが主目的である。即ち此法案によつて從來一匁五圓であつた日銀保有金を十二圓九十六錢一厘と評價する。その評價益七億四千餘萬圓の資金を特別會計に繰入れ、その中四億一千八百餘萬圓を以て日銀にある金地金を買入れて、金の現送資源に充て、更に一億二千八百萬圓を以

て新産金の買入に充てる。尙殘金約二億圓は國債の引受けをしやうと言ふのが政府の大體の意圖である。これによると英、米、佛の爲替平衡制度（其の作用は若干異なるが）を倣つたもので、たゞ米佛の如く資金の一部を歳入不足の補填に充てたのを、日本では公債所有の形をとつたが理窟は大して變らぬ。公債消化がいま日本の重大問題である今日、この對策を採つたのであるが、根本の立前は爲替の維持を計るにある。

尙ほ政府は横濱正金銀行條例を改正して正金の副頭取を増して日本銀行の理事を以て兼任させ、以て正金と日銀の聯絡を緊密にすることにしたのも爲替統制機能を統一し、爲替對策を完全にしようとするにある。これはまだ消極的であつて、寧ろ日銀に爲替政策の權能を統一することが必要であると考えられるが、兎も角、以上によつて、政府は爲替對策の確立を計り、以て國際收支の均衡、生産力の擴充に支障を來さしめないことに全力を注いでゐることだけは十分窺はれるところである。

保健社會省の誕生 これは獨立した法案として提出された譯ではない。今議會に政府から提出された追加豫算案中北支事件費を除く一般政策遂行に要する經費の中に、保健社會省新設に要する經費が含まれてゐるのである。これによつて近衛内閣が組閣勿々計畫した唯一の重要國策が無痕に實現することになつたのであるが、併し乍ら、本省の新設も、近年國民體力が低下し、國軍の充實に支障を來す

ことを恐れて、寧ろ軍部の主張にかゝるところによつても分るが如く、これまた戦時體制の一表現と見られぬこともない。いづれにしても本省の新設は結構なことであることに違ひはない。併し、その内容を見ると、従来各省に分割され不統一であつた健康、衛生等に關する仕事を合理化して一省に集めたと言ふ範圍を多く出てゐない。それも勿論善いことではあるが、更に豫算を殖やし、保健社會省の名に背かぬやうな新事業を開拓してこそ始めて意義があるのである。支那事變の勃發によつて更に膨脹した財政を以て果してその餘裕があるか何うか甚だ疑問なきを得ない。吾々は保健社會省だけでなく、凡ての政策に對して近衛内閣の社會正義のスローガンにのみだまされず、施政の内容そのものと検討を怠つてはならない。

五、第七十二臨時議會の召集

八月一日の七十一特別議會終了後間もなく、大山事件起り、次いで上海に於ても日支は交戦して戦線は一擧に擴大した。こゝに於て政府も不擴大方針を捨て、その事變費を要求するためと、並に巨額の事變費が我經濟に及ぼすべき打撃を緩和する事を目的とする非常時諸法律を立法化するため、九月四日より五日間、臨時議會を召集した。同議會に於いて通過を見た議案は豫算案三件、法律案十一件

合計十四件で、その内容は左の通りである。

豫算案 (三件)

- 一、(第一號)昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案
- 一、(特第一號)昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

法律案 (十一件)

- 一、支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する法律案
- 一、臨時軍事費特別會計法案
- 一、支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對する租稅

の減免、徴收猶餘等に關する法律案

- 一、臨時資金調整法案
- 一、外國爲替管理法中改正法律案
- 一、米穀の應急措置に關する法律案
- 一、臨時肥料配給統制法案
- 一、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律案
- 一、臨時船舶管理法案
- 一、軍需工業動員法の適用に關する法律案
- 一、臨時馬の移動制限に關する法律案

右は何れも重要法案たるを失はない。先づ豫算案は第一節に述べた如く總額二十億二千二百萬圓の巨額で、その全部が公債で支辨され、かくて本年度の赤字公債發行高は三十四億圓を突破する事となる。この公債が如何に消化されるかは今後の大問題であり、且つ第一節に述べた如く貿易尻が果して整調されるか否かゞこれにも増して大問題なのである。法律案十一件中、臨時資金調整法は事業の新設擴張を制限し按配して、一方に公債消化を助け、他方に軍需事業に資金獲得の便を與へ以て軍需品

供給を増さんとするものであり、輸出入品等に関する臨時措置に関する法律案は任意の輸入品の制限又は禁止の権限を政府に與ふるものであり、戰時立法として非常に高度のものである。其他肥料の販賣、使用、消費、移動、輸出入に關し政府が任意の命令を發し得る所の臨時肥料配給統制法、船會社、造船會社に對し寄港制限、寄港禁止、賃貸、機裝等に關し各般の命令を發する事を政府に許す臨時船舶管理法、軍需工場管理收用使用を許す軍需工業動員法案、數え來ればこの議會に通過せる法案は何れを取つて見ても劃期的なものである。然し乍ら冒頭にも述べた如く、この中第四節に記した二、三を除き他は紙數と時日との關係により遺憾ながら詳述するを得ない。

たゞこれらの法律は最高度の適用範圍を示すものであつて、その實際の運用は今後發表さるべき施行細則、省令等に總て任せられるのである。眞に我經濟がどの程度に戰時經濟化されるか——それは必然に各般の社會關係を律するものであらうが——は、一にかゝつてこれら施行細則、省令によつて決るのであり、又それら規則、命令は今後の事變の展開と、日本經濟の動向とによつて定まるのである。我々はしばらくその推移をながめ、その後この全般的解説を試みるであらう。

日本經濟年報 附録

- 一、重要經濟統計表……………一
- 一、支那事變日誌……………四一
- 一、昭和十二年第二四半期日誌……………六九
- 一、第二十八輯(昭和十二年第二輯)索引……………七五

重要統計表目次

景氣指標 (第三部第一節參照)

(一)	本邦事業活動指數	附錄頁 四
(二)	鐵道貨物發送噸數	四
(三)	國有鐵道運輸成績	四
(四)	手形交換高及不渡手形高	五
(五)	全國營業倉庫在荷及出入庫	五
(六)	東京卸賣物價指數	六
(七)	東京株價指數	六
(八)	本邦生產數量指數	七

世界經濟 (第三部第二節參照)

生產・物價・株價

(九)	主要國生產指數	八
(一〇)	米國產業諸指數	八
(一一)	主要國株價指數	八
(一二)	英米株式相場	八
(一三)	各國卸賣物價指數	九

金融・金・銀

(一四)	英國卸賣物價指數	附錄頁 九
(一五)	米國卸賣物價指數	九
(一六)	英米物價指數比較	一〇
(一七)	主要國物價比較	一〇

金融・金・銀

(一八)	各國中央銀行割引歩合	一〇
(一九)	英米市場金利	一〇
(二〇)	英蘭銀行主要勘定	一一
(二一)	米國聯邦準備銀行主要勘定	一一
(二二)	佛蘭西銀行主要勘定	一一
(二三)	ライヒスバンク主要勘定	一一
(二四)	各國金準備額	一二
(二五)	各國金產額	一二
(二六)	各國金移動調	一三
(二七)	主要國金塊相場	一三
(二八)	主要國銀移動調	一三
(二九)	主要國銀塊相場	一四

爲替・貿易

(三〇)	倫敦市場爲替相場	附録頁 一四
(三一)	紐育市場爲替相場	一四
(三二)	各國貿易月表	一五
(三三)	英國貿易月表	一六
(三四)	米國貿易月表	一六

支那及滿洲

(三五)	上海金融統計	一七
(三六)	上海市場爲替相場	一七
(三七)	滿洲中央銀行紙幣發行高	一七
(三八)	全滿金融機關預金貸出	一七
(三九)	滿洲國對外爲替相場	一七
(四〇)	滿鐵運輸概況	一八
(四一)	上海卸賣物價指數	一八
(四二)	新京卸賣物價指數	一八
(四三)	支那總貿易	一九
(四四)	滿洲國貿易表	一九

金融・財政 (第三部第一節參照)

(四五)	國庫歲入歲出現計	三〇
(四六)	日本銀行營業週報	三一

附録 二

(四七)	大藏省預金部資金及運用表	附録頁 二二
(四八)	全國銀行預金貸出現在高	二二
(四九)	全國銀行有價證券、預金及現金在高	二三
(五〇)	東京及大阪市中金利表	二三
(五一)	全國信託會社信託勘定表	二四
(五二)	郵便貯金現在表	二四
(五三)	簡易保險及郵便年金表	二四
(五四)	內國諸保險月末現在契約高表	二四
(五五)	公社債發行並現在高	二五
(五六)	外貨邦債月末現在高	二五
(五七)	公社債及株式利廻	二五
(五八)	銀行會社計畫資本	二六
(五九)	公社債及株式拂込金調	二六
(六〇)	東株主要株式及公債各月平均相場	二七
(六一)	外貨邦債內地及外地平均相場	二七

爲替・貿易 (第三部第三節參照)

(六二)	東京市場爲替相場	二八
(六三)	帝國外國貿易月報	二八
(六四)	帝國金銀輸出入月報	二八
(六五)	本邦對支及對滿貿易月別概算表	二八
(六六)	本邦輸出入重要品別表	二九
(六七)	本邦貿易指數	三〇

(六八)	本邦仲繼貿易表	附録頁 三〇
(六九)	輸出入貨物分類別價額及比例表	三〇

事業及商品 (第三部第四節參照)

(七〇)	主要事業の生産制限率一覽	三一
(七一)	重要品生産額一覽表	三一
(七二)	橫濱及神戸生絲集散	三一
(七三)	米國生絲集散調	三一
(七四)	人造絹絲需給	三一
(七五)	綿絲需給表	三一
(七六)	綿布集散調	三一
(七七)	綿織物集散調	三一
(七八)	全國米穀集散調	三三
(七九)	重要商品相場	三四

勞働者狀態 (第三部第五節參照)

(八〇)	全國生計費指數	三六
(八一)	東京小賣物價指數	三六
(八二)	勞働人員及賃銀統計	三六
(八三)	職工の作業時間、休憩時間及作業日數	三七
(八四)	職工一日平均賃銀諸手當賞與	三七
(八五)	職業紹介成績	三七
(八六)	工場職工異動調	三八

(八七)	鑛山勞働者異動調	附録頁 三八
(八八)	解雇職工歸趨調	三八
(八九)	勞働爭議統計	三九
(九〇)	本邦失業狀況推定概要	四〇
(九一)	各國失業統計	四〇

農民狀態 (第三部第六節參照)

(九二)	小作爭議統計	三九
------	--------	----

(1) 本邦事業活動指數 (東洋經濟調) (ノール=100)

Table with 14 columns: 年月, 鐵道貨物發送總數, 電力消費量, 石油消費高, 炭供給高, 原油供給高, 棉生產高, 絲輸出高, 輸出絹検査高, 羊毛輸入高, 洋紙賣高, セメント消費高, 鋼供給高, 平均 (加重式). Rows include 10年中, 11年中, and 12.1-6.

(2) 鐵道貨物發送噸數 (鐵道省調) (單位噸)

Table with 14 columns: 年月, 總貨物, 米, 麥, 木材, 木炭, 石材, 砂利, 石灰, 鐵及鋼, 肥料, 糖, 絲, セメント. Rows include 11.11-12, 12.1-2, 11.6, 10.6, and 1-6累計.

(3) 國有鐵道運輸成績 ×印5月迄

Table with 14 columns: 年月, 旅客人員, 貨物噸數, 旅客收入, 貨物收入, 東, 京, 大阪, 高, 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調), 全國. Rows include 12.1-6, 11.6, 10.6, and 1-6累計.

(5) 全國營業倉庫在荷及出入出庫 (日本倉庫協會調)

Table with 14 columns: 年月, 全國在荷, 六大都市出入個數, 東京出入金額, 大阪出入金額. Rows include 11.12, 12.1-6, 11.6, 10.6, and 1-6.

(9) 主要國生產指數 (*印=季節變動除去)

Table with columns for Year/Month, International League (1929=100), League of Nations (1923-25=100), and various commodity indices like Wheat, Cotton, and Wool. Includes sub-headers for '米' (Rice) and '穀類' (Grains).

(11) 主要國物價指數 (國際聯盟月報)

Table showing price indices for major countries (UK, USA, France, etc.) from 1924 to 1937. Includes sub-headers for '工業' (Industry) and '農業' (Agriculture).

(13) 各國卸賣物價指數 (國際聯盟統計月報) (1929年=100)

Table of retail price indices for various countries including UK, New Zealand, USA, France, and India. Lists specific commodities like foodstuffs and raw materials.

(14) 英國卸賣物價指數 (1927=100)

Table of British retail price indices from 1927 to 1937. Categorized into foodstuffs, raw materials, metals, and other goods.

(15) 米國卸賣物價指數 (紐育D&B社每月初調)(單位弗)

Table of US retail price indices from 1935 to 1937, categorized by month and commodity type.

(16) 英米物價指數比較 (1931.9.18=100 (エゴノミズ卜圖))

年月日	全商品		重要商品		年月	我 社 調		日 銀 調		上海卸賣物價 (1926=100)
	英國	米國	英國	米國		大正2年1月=100	大正3年7月=100	倫敦卸賣物價 (1926=100)	倫敦卸賣物價 (1926=100)	
1937. 1.27	134.2	164.2	184.5	185.5	10年中	175.4	105.7	101.1	100.5	147.5
2.24	136.3	168.2	185.5	185.5	11年中	186.0	107.4	107.1	108.1	157.0
3.31	144.3	181.9	199.7	199.7	年中	232.4	124.9	128.6	132.9	190.5
4.28	142.0	169.9	183.5	184.4	3	226.7	121.7	126.3	131.3	197.1
5.19	142.4	168.7	184.4	184.4	4	218.5	119.9	126.8	126.2	191.5
6.30	139.5	165.9	176.8	176.8	5	215.3	119.2	124.3	124.2	189.3
1936. 6.24	116.2	133.2	147.0	147.0	6	181.5	104.2	103.5	106.5	154.0
1935. 6.19	112.7	123.6	144.2	144.2	6	166.5	104.0	100.4	96.5	143.3

(17) 主要國物價比較 (弗換算物價=物價×(對米爲基÷對米平價))

國 名	改定前年	改定年月	改定率	最近の改定年月日	現行率	年 月	倫敦商手紐育一流銀行 (90日) 引受利率		紐育一利率
							最高	最低	
日本銀行 (國庫券)	4.75	1933. 7. 3	4.02	1936. 4. 7	3.65	11	0.12	0.17	1
育蘭銀行	2.50	1933.10.19	2.00	1934. 2. 1	1.50	12	0.12	0.17	1
紐英佛獨逸蘭西帝國立銀行	3.00	1932. 5.12	2.50	1932. 6.30	2.00	1	0.12	0.17	1
白和伊瑞典抹	4.00	1937. 6.14	6.00	1937. 7. 6	5.00	2	0.12	0.17	1
立銀	5.50	1932. 4.28	5.00	1932. 9.22	4.00	3	0.12	0.17	1
利銀	2.50	1934. 8.28	2.50	1935. 5.13	2.00	4	0.12	0.17	1
銀	3.00	1936.10.19	2.50	1936.12. 2	2.00	5	0.12	0.17	1
銀	4.50	1935. 9. 9	5.00	1936. 5.18	4.50	6	0.12	0.17	1
銀	2.50	1935. 9. 8	2.00	1936.11.25	1.50	6	0.12	0.17	1
銀	3.00	1933. 6. 1	3.00	1933.12. 1	2.50	6	0.12	0.17	1
立銀	2.50	1935. 8.22	3.50	1936.11.11	4.00	6	0.12	0.17	1

(18) 各國中央銀行割引歩合

國 名	改定前年	改定年月	改定率	最近の改定年月日	現行率	年 月	倫敦商手紐育一流銀行 (90日) 引受利率		紐育一利率
							最高	最低	
日本銀行 (國庫券)	4.75	1933. 7. 3	4.02	1936. 4. 7	3.65	11	0.12	0.17	1
育蘭銀行	2.50	1933.10.19	2.00	1934. 2. 1	1.50	12	0.12	0.17	1
紐英佛獨逸蘭西帝國立銀行	3.00	1932. 5.12	2.50	1932. 6.30	2.00	1	0.12	0.17	1
白和伊瑞典抹	4.00	1937. 6.14	6.00	1937. 7. 6	5.00	2	0.12	0.17	1
立銀	5.50	1932. 4.28	5.00	1932. 9.22	4.00	3	0.12	0.17	1
利銀	2.50	1934. 8.28	2.50	1935. 5.13	2.00	4	0.12	0.17	1
銀	3.00	1936.10.19	2.50	1936.12. 2	2.00	5	0.12	0.17	1
銀	4.50	1935. 9. 9	5.00	1936. 5.18	4.50	6	0.12	0.17	1
銀	2.50	1935. 9. 8	2.00	1936.11.25	1.50	6	0.12	0.17	1
銀	3.00	1933. 6. 1	3.00	1933.12. 1	2.50	6	0.12	0.17	1
立銀	2.50	1935. 8.22	3.50	1936.11.11	4.00	6	0.12	0.17	1

(19) 英米市場金利

年 月 日	兌換券流通高	兌換券發行高	正準備	貨準備率 (%)	預 金		政府證券	其他證券	計	預備金	預備率 (%)
					政府	銀行其他					
1936.10.28	442,741	508,660	249,655	43.3	27,608	86,533	41,369	80,183	6,601	19,503	66,914
11.25	445,567	508,660	249,367	41.3	12,055	97,604	41,694	78,160	6,803	20,408	63,803
12.30	467,406	513,661	314,212	46.8	12,135	150,580	39,191	134,481	17,467	21,157	46,806
1937. 1.27	452,297	513,661	314,060	52.7	12,133	98,423	38,442	78,636	8,018	18,724	105,378
2.24	455,067	513,661	314,334	52.7	12,971	100,419	37,876	85,043	4,914	20,273	110,230
3.31	473,837	513,662	314,460	51.8	52,460	62,347	38,620	100,290	7,390	22,830	59,267
4.28	468,816	513,662	314,670	50.8	26,161	87,566	39,578	97,730	5,468	21,968	45,854
5.26	475,220	521,261	322,121	51.8	24,864	91,372	37,480	99,472	4,865	26,267	46,901
6.30	488,440	521,261	327,320	51.8	10,780	140,530	40,150	140,600	6,280	28,680	38,880
1936. 6.24	434,789	476,326	217,276	37.1	20,047	90,822	37,374	99,603	7,641	16,455	42,487
1935. 6.26	396,860	452,716	193,322	34.8	16,163	102,361	38,755	96,181	10,165	12,426	56,463

(20) 英 蘭 銀 行 主 要 勘 定 (單位千磅)

年 月 日	政府證券	現金準備	手形割引高	一般市場取引	手形及證券合計	聯邦準備	預 金	其他計	預備金	預備率 (%)
1937. 1.27	8,850	308	3	2,430	2,460	—	6,773	180	7,268	80.8
2.24	8,847	271	4	2,430	2,460	—	6,705	180	7,187	80.4
3.31	8,844	285	12	2,430	2,468	—	6,639	311	7,186	80.5
4.28	8,844	289	11	2,526	2,564	—	6,934	95	7,299	79.7
5.26	8,838	296	16	2,526	2,570	—	6,944	80	7,285	79.7
6.30	8,835	..	10	2,526	2,562	—	6,900	..	7,278	79.7
1936. 6.24	7,840	266	4	2,430	2,467	—	5,589	731	6,577	78.9
1935. 6.26	6,389	240	7	2,430	2,470	—	5,029	80	5,415	74.2

(22) 佛蘭西銀行主要勘定 (單位百萬法)

Table with columns: 年月日, 金準備, 外國爲替, 國內手形, 證券擔保貸付, 流通證券, 紙幣流通高, 預金, 其他, 年月日, 金準備, 爲替準備, 手形, 證券擔保貸付, 證券, 紙幣流通高. Rows include dates from 1936.10.30 to 1935.5.31.

(24) 各國金準備 (聯邦準備局調) (單位百萬佛)

Table with columns: 年月, 總計(52國), 米國, 南米(11國), 東洋及澳洲(8國), 亞非利加, 合計, 佛國, 英國, 獨逸, 伊太利, 白耳義, 和蘭, 西班牙, 瑞典. Rows include years 1936, 1937, 1935.

(備考) (24)表は新平價にて換算せるものなり。純金—オンスに付舊貨20.67佛、新貨35佛。 ×印概數

(25) 各國金産額調 (單位千佛)

Table with columns: 年月, 推定世界生産額, 亞非利加, 其他, 加奈陀, 米國, 墨西哥, コロンヤ, 澳洲, 日本, 米國, 英國, 印度, 獨逸. Rows include years 1935, 1936, 1937.

(26) 各國金移動調 (單位千佛)

Table with columns: 米國, 英國, 印度, 獨逸. Rows include years 1935, 1936, 1937.

(27) 主要國金塊相場

Table with columns: 年月, 日, 本, 英, 米, 支那, 年, 月, 英國(千磅), 米國(千佛), 支那(千佛), 印度(千流). Rows include dates from 1935.11.12 to 1935.10.6.

(28) 主要國銀移動調

Table with columns: 年, 月, 英國(千磅), 米國(千佛), 支那(千佛), 印度(千流). Rows include years 1935, 1936, 1937.

(備考) (25)(26)表は新平價により換算せるもの。日本の金及銀移動は第(64)表参照のこと。 ×印概數

(29) 主要國銀塊相場 (月中平均)

年月	倫敦現物		紐育現物		孟買現物		日本會社 日曜(一貼)	平年	平價		對米		對支		124.213法		20.429馬	
	片	圓	片	圓	片	圓			最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
11. 12	21.234	45.369	52.453	51.279	51.279	49.911	1936. 12	4.9150	4.8988	1/-218	1/-218	105.15	105.12	12.21	12.21	12.16	12.16	
12. 1	21.151	44.913	51.294	49.911	49.911	48.522	1937. 1	4.9138	4.8963	1/-238	1/-238	105.15	105.06	12.21	12.21	12.16	12.16	
2	20.083	44.750	50.326	48.522	48.522	49.914	2	4.9000	4.8875	1/-214	1/-214	105.14	105.03	12.17	12.17	12.14	12.14	
3	20.630	45.136	49.830	52.914	52.914	50.397	3	4.8910	4.8780	1/-228	1/-228	107.25	105.12	12.15	12.15	12.13	12.13	
4	20.716	45.460	53.552	50.397	50.397	49.442	4	4.9472	4.8930	1/-218	1/-218	111.25	106.32	12.29	12.29	12.17	12.17	
5	20.346	45.024	52.852	49.442	49.442	48.613	5	4.9435	4.9228	1/-218	1/-218	110.81	109.37	12.33	12.33	12.27	12.27	
6	19.978	44.818	51.947	48.613	48.613	47.440	6	4.9478	4.9225	1/-218	1/-218	110.89	110.52	12.33	12.33	12.27	12.27	
11. 6	19.770	44.750	49.247	47.440	47.440	78.420	1936. 6	5.04	4.99	1/-258	1/-258	76.56	75.62	12.52	12.41	12.41	12.41	
10. 6	82.340	71.940	76.905	1935. 6	1935. 6	4.95	6	4.95	4.91	1/-83	1/-83	75.26	74.31	12.27	12.12	12.12	12.12	

(31) 紐育市場為替相場 (米國聯邦準備局調) (月中平均)

(單位) 平價	ポンド		フラン		ライヒ		ルーペ		ペルガ		ペセタ		リラ		ポル		コロナ		クローネ		ポル		エ		
	英吉利	佛蘭西	獨逸	印度	白耳義	西班牙	伊太利	加奈陀	和蘭	瑞典	香港	日本	日	本	日	本	日	本	日	本	日	本	日	本	
1936. 12	490.7800	4.6675	40.2300	37.0880	16.9010	7.7270	5.2609	100.0620	54.5660	25.3000	30.5400	28.5120	1937. 1	490.7500	4.6672	40.2250	37.0940	16.8600	7.0990	5.2610	99.9600	54.7520	25.3010	30.5660	28.5370
1937. 2	489.3900	4.6555	40.2260	36.9730	16.8610	6.7360	5.2608	99.9640	54.6860	25.2320	30.4030	28.5290	3	488.5100	4.5945	40.2150	36.8880	16.8470	6.1490	5.2608	100.0510	54.7020	25.1860	30.3550	28.4940
4	491.6300	4.4963	40.2060	37.1200	16.8600	5.7110	5.2607	100.1200	54.7570	25.3890	30.5090	28.6350	5	493.9900	4.4768	40.1710	37.2800	16.8680	5.3480	5.2606	100.1490	54.9360	25.4650	30.6000	28.7800
1936. 5	496.9742	6.5858	40.2845	37.5038	16.9378	13.6454	7.8560	99.8060	67.6335	25.6194	32.4629	29.0754	1935. 5	488.7755	6.5883	40.2472	36.8602	16.9461	13.6522	8.2253	99.8977	67.6195	25.1988	59.3095	28.7295

(32) 各國貿易月表 (國際聯盟調) ×印暫定數

年月	獨逸		奧太利		白耳義		丁抹		瑞西		米國		佛國		印度		和蘭		英國		露西亞		瑞典		
	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス	千トラス		
1935年中	4,159,200	1,205,640	17,004,000	1,275,240	283,310	2,038,680	20,940,000	1,341,240	935,880	701,640	1,086,982	1,467,960	1936年中	4,218,000	1,247,160	21,096,000	1,431,120	324,480	2,421,480	25,404,000	1,222,800	1,016,520	788,520	1,619,400	
1936. 12	367,100	129,080	2,258,000	135,670	175,440	240,230	3,013,000	96,020	114,210	77,560	135,290	149,960	1937. 1	336,100	104,630	2,087,000	134,890	133,140	228,750	3,319,000	113,810	105,700	142,240		
2	347,000	115,660	2,124,000	114,300	157,780	260,220	3,681,000	90,040	105,370	64,720	87,750	133,290	3	408,500	126,830	2,514,000	140,800	163,990	295,980	3,227,000	127,740	125,260	160,150		
4	476,700	121,670	2,475,000	137,790	172,950	281,720	3,297,000	148,850	142,290	75,600	121,600	199,340	5	360,600	100,620	1,708,000	90,850	60,220	199,790	2,126,000	97,890	80,910	129,616		
1935. 4	359,300	95,640	1,318,000	92,900	68,070	166,070	1,690,000	114,120	78,330	55,670	20,100	125,740	1936. 4	371,568,300	468,730	9,200,000	527,780	627,860	1,066,670	13,524,000	480,440	478,520	286,790	485,020	
累計	361,413,900	406,590	6,934,000	407,280	267,000	771,350	8,155,000	435,680	313,600	245,260	629,480	504,110	累計	361,413,900	406,590	6,934,000	407,280	267,000	771,350	8,155,000	435,680	313,600	245,260	629,480	504,110
1935年中	4,269,600	894,320	15,844,000	1,203,690	821,960	2,241,970	15,461,000	1,571,520	675,100	426,260	1,609,256	1,290,800	1936年中	4,767,600	952,560	19,728,000	1,326,600	881,650	2,417,880	15,456,000	1,804,560	746,160	440,760	1,359,120	1,505,400
1936. 12	457,200	93,260	2,137,000	110,000	99,000	226,670	1,637,000	173,480	79,750	40,520	121,990	143,940	1937. 1	415,100	72,000	1,87,000	111,800	76,810	218,640	1,773,000	206,620	72,730	39,100	80,390	
2	405,800	90,230	1,901,000	113,020	86,400	229,640	1,695,000	185,370	79,160	38,570	65,090	115,030	3	462,100	104,960	2,354,000	117,200	100,890	252,270	1,837,000	215,310	94,360	43,470	110,380	
4	491,800	102,790	2,326,000	136,300	105,420	264,850	1,973,000	167,520	101,180	43,030	79,900	148,690	5	365,500	81,210	1,545,000	101,760	60,350	189,410	1,195,000	149,580	57,270	33,430	81,920	
1935. 4	340,000	78,200	1,162,000	92,200	52,820	160,490	1,343,000	107,580	50,210	33,010	20,250	99,830	1-4	371,774,800	369,980	8,368,000	478,320	369,520	965,400	7,278,000	774,820	347,430	164,170	335,760	
累計	361,499,800	306,560	6,226,000	412,450	220,250	757,120	4,883,000	600,280	212,960	139,510	478,080	402,410	累計	361,499,800	306,560	6,226,000	412,450	220,250	757,120	4,883,000	600,280	212,960	139,510	478,080	402,410

(33) 英國貿易月表 (英國貿易月報) (單位千磅)

Table with columns for Year/Month, Goods (貨物), and Gold/Silver (金銀). It shows trade statistics for the UK from 1935 to 1937, including import and export values and gold/silver flows.

(34) 米國貿易月表 (米國貿易月報) (單位千磅) × 印概數

Table with columns for Year/Month, Goods (貨物), and Gold/Silver (金銀). It shows trade statistics for the USA from 1935 to 1937, including import and export values and gold/silver flows.

(35) 上海金融統計

Table with columns for Year/Month, Paper Money (紙幣), Bank Deposits (存款), Interest Rates (利率), and Exchange Rates (匯率). It provides financial data for Shanghai from 1935 to 1937.

(36) 上海市場為替

Table with columns for Exchange Rates (對英, 對米, 對日) and Gold/Silver (金, 銀). It shows exchange rates for Shanghai from 1935 to 1937.

(37) 滿洲中央銀行紙幣發行高 (單位國幣千圓)

Table with columns for Year/Month, Issuance (發行), Reserves (準備), and Exchange Rates (預金, 貸出). It details the issuance of banknotes by the Manchurian Central Bank from 1935 to 1937.

(39) 全滿金融機關預金貸出

Table with columns for Deposits (預金) and Loans (貸出) by financial institutions in Manchuria from 1935 to 1937.

(39) 滿洲國對外為替相場

Table with columns for Exchange Rates (紐育向, 倫敦向, 上海向). It shows exchange rates for Manchuria from 1935 to 1937.

(40) 滿鐵運輸概況 (單位噸)

年月	旅客 (千人)	貨物 (千噸)	收入		支出		平均		指數 (國幣建)				
			客 (千円)	貨 (千円)	客 (千円)	貨 (千円)	糧食	其他食物	大豆	豆粕	豆油	高粱	粟
1935年度	15,123	20,834	22,412	108,362	79.7	111.1	78.6	113.7	120.0	99.1	133.0	90.7	96.1
1936年度	15,764	21,303	22,565	102,142	82.9	124.5	90.5	130.9	130.9	111.2	137.6	101.9	108.5
1936. 10	1,296	1,885	1,787	9,411	96.3	129.1	140.4	130.1	130.1	114.9	135.8	107.1	113.0
1936. 11	1,244	1,966	1,712	10,693	105.1	132.1	154.1	141.3	141.3	119.9	134.5	110.9	118.8
1936. 12	1,333	2,317	2,035	12,734	108.7	132.9	172.4	143.1	143.1	123.1	135.5	113.4	121.6
1937. 1	1,286	2,122	1,969	10,913	109.3	133.8	183.1	140.4	140.4	121.8	137.0	117.6	122.9
1937. 2	1,107	1,543	1,641	6,942	108.0	132.2	202.5	138.1	138.1	124.0	138.6	119.6	123.0
1937. 3	1,428	2,015	2,671	10,116	105.8	133.0	191.5	137.4	137.4	129.4	138.6	120.5	123.9
1936. 3	1,250	2,087	2,106	11,323	106.0	134.5	191.5	140.0	140.0	134.4	137.7	120.9	125.1
1-3 37	3,821	5,680	6,281	27,971	91.5	120.2	86.6	126.8	129.7	110.6	138.2	99.8	105.8
累計 36	3,447	5,894	5,342	33,524	81.8	111.4	77.2	105.5	118.9	96.7	130.5	89.0	95.0

(42) 滿洲新京卸賣物價指數 (滿洲中銀調) (1933年=100)

年月	特產	雜穀	食料品	紡織品	燃料	金屬	建築材料	雜品	平均	重要商		指數 (國幣建)			
										大豆	豆粕	豆油	高粱	粟	綿絲
1935年中	179.2	104.5	104.1	88.3	91.5	93.3	93.9	93.6	103.4	120.3	119.2	126.6	206.2	99.4	114.0
1936年中	185.7	115.8	105.6	91.8	94.9	92.9	91.2	96.0	106.1	153.6	155.0	159.7	229.4	103.6	124.9
1936. 10	198.4	111.2	108.3	93.1	95.8	90.0	86.9	93.8	106.9	153.0	150.5	174.3	258.0	106.9	124.4
1936. 11	179.1	110.2	110.0	95.8	95.8	90.9	87.0	96.3	106.2	139.2	130.6	153.3	234.1	110.9	124.4
1936. 12	214.9	128.0	113.8	102.1	96.4	111.4	87.5	99.3	115.9	167.3	153.2	168.7	313.8	116.0	130.1
1937. 1	219.5	134.5	113.5	111.0	98.1	146.1	89.8	101.2	123.1	174.9	165.8	173.3	299.3	130.3	130.8
1937. 2	212.4	134.5	113.9	108.4	98.1	143.7	94.9	106.0	122.8	168.2	162.2	167.2	291.3	123.8	130.8
1937. 3	213.3	138.5	113.8	103.2	98.7	141.4	102.5	114.1	123.5	179.4	171.2	170.6	287.0	123.8	134.3
1936. 4	217.8	142.1	112.1	106.0	98.8	166.0	110.6	121.5	129.1	186.5	183.8	170.7	292.0	128.2	137.3
1936. 4	172.4	110.6	102.6	89.3	93.9	92.5	93.1	100.0	103.9	142.8	133.3	153.1	219.6	99.5	124.4
1935. 4	148.6	95.0	89.7	88.3	86.0	113.9	107.8	107.8	222.7	165.3	142.6	134.6	129.6	169.6	163.0

(43) 支那總貿易

年月	貨物		金		銀		超入	超出
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出		
1935年中	504,391	924,695	306,608	576,298	348,397	281	21,026	59,397
1936年中	417,836	944,523	312,853	707,291	237,233	1,091	19,064	249,624
1937. 2	37,354	85,652	37,129	85,138	515	20	139	139
1937. 3	47,446	108,983	31,616	72,623	36,360	—	48	8
1937. 4	47,912	109,286	34,992	79,816	29,470	—	28	(381)
1937. 5	49,026	111,190	34,553	78,366	32,824	—	—	8
1936. 5	37,921	85,437	24,089	54,272	31,165	4	28	16,500
1935. 5	59,173	96,689	24,978	40,814	55,875	8	125	1,169
1-5 37	215,513	492,322	174,258	398,163	94,159	54	215	16
累計 36	166,520	376,634	121,624	275,137	101,487	864	2,618	33,165

(44) 滿洲國貿易表 (單位國幣千圓)

年月	總計 (其他共)		日本及朝鮮		支那		米		獨逸		金銀		
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
1935年中	421,078	604,149	183,072	217,292	456,675	65,383	31,993	15,596	24,936	32,799	14,742	—	3,006
1936年中	602,759	691,889	89,130	285,989	534,630	128,516	47,744	16,356	23,735	50,278	13,025	22,953	—
1937. 1	77,031	56,151	20,830	38,059	42,344	9,714	5,101	1,230	1,234	9,467	888	1,415	—
1937. 2	62,746	60,795	1,951	38,345	43,845	4,678	3,621	1,149	3,790	6,190	1,122	—	—
1937. 3	52,043	66,374	14,331	27,032	51,917	10,978	2,799	1,057	3,217	4,970	699	115	—
1937. 4	57,877	72,790	14,913	26,874	55,452	14,432	3,616	1,735	3,217	3,866	1,902	257	—
1936. 4	72,186	69,162	3,024	24,502	53,550	23,148	3,635	1,349	3,137	6,816	1,476	1,702	—
1935. 4	34,836	60,389	25,553	18,522	46,380	6,631	2,571	1,570	942	2,250	1,147	—	—
1-4 37	249,696	256,109	6,413	130,229	193,547	39,802	15,139	5,171	11,459	24,493	4,016	1,788	—
累計 36	255,434	214,748	40,686	128,184	169,078	48,518	12,332	6,579	7,147	22,830	4,384	6,313	—

(48) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	預金				貸出				合計	ローソ		
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形				
11. 11	1,248,030	2,011,776	617,062	6,267,340	870,700	3,914,396	830,721	981,323	6,597,138	330,184		
11. 12	1,335,684	2,093,889	659,232	6,301,133	844,904	3,969,528	780,648	1,065,095	6,660,175	338,028		
12. 1	1,187,458	2,154,778	652,987	6,318,219	858,871	3,959,455	838,099	1,054,663	6,711,088	407,417		
12. 2	1,240,977	2,165,725	657,556	6,355,521	848,152	4,022,630	862,366	1,089,877	6,824,025	422,379		
12. 3	1,468,086	2,205,132	624,500	6,405,733	843,702	4,176,530	878,274	1,136,782	7,035,288	367,658		
12. 4	1,479,707	2,227,003	662,643	6,457,597	813,591	4,189,868	918,858	1,151,245	7,072,562	322,124		
12. 5	1,517,877	2,245,298	650,619	6,546,080	817,154	4,163,963	927,419	1,134,493	7,043,029	382,646		
12. 6	1,619,890	2,271,505	675,828	6,633,598	793,385	4,343,589	903,685	1,168,330	7,208,969	365,427		
11. 6	1,227,475	1,972,078	560,815	6,217,274	826,556	3,773,698	768,621	875,412	6,244,587	348,892		
10. 6	1,105,039	1,871,274	584,460	5,680,351	812,894	3,530,220	767,772	774,794	5,885,680	432,409		
特別 (日銀を含む)												
預金												
年月末	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	日銀政預	合計(其他共)	貸出合計	ローソ	普通及 据置貯金	定期積金	預金合計	貸出合計
11. 11	158,195	160,898	42,727	666,781	333,652	1,518,438	3,505,943	119,445	1,220,123	580,146	2,819,938	227,512
11. 12	204,351	161,013	34,090	665,798	215,896	1,537,953	3,537,671	172,725	1,236,538	586,985	1,842,928	238,718
12. 1	146,341	158,789	37,791	662,914	298,181	1,465,285	3,460,908	71,443	1,258,174	590,494	1,867,989	237,923
12. 2	161,500	157,209	38,267	667,941	314,162	1,485,241	3,427,834	53,068	1,264,664	598,028	1,882,103	237,459
12. 3	185,998	167,027	54,323	667,682	415,686	1,651,937	3,538,781	66,976	1,273,012	605,865	1,898,182	240,206
12. 4	172,283	166,843	66,253	663,689	423,399	1,657,306	3,547,372	64,199	1,282,866	613,698	1,915,762	237,621
12. 5	173,038	165,621	71,780	668,207	399,562	1,649,187	3,410,222	80,719	1,297,651	619,646	1,936,591	237,665
12. 6	196,578	168,527	71,618	668,255	292,229	1,603,525	3,442,187	91,884	1,321,653	630,959	1,971,064	240,067
11. 6	184,303	152,846	30,357	652,821	244,844	1,371,834	3,425,140	72,807	1,365,993	751,775	2,137,316	320,144
10. 6	171,820	156,863	45,677	629,165	223,191	1,332,776	3,422,081	59,762	1,249,535	699,802	1,968,788	316,522

(49) 全國銀行有價證券、預金及現金在 高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特別				普通				合計	現金
	國債	地方債	社債株式	有價證券合計	國債	地方債	社債株式	有價證券合計		
11. 10	775,118	20,546	134,137	1,80,420	413,937	1,778,821	4,927,900	278,448	438,348	
11. 11	825,423	19,446	135,249	1,230,697	400,637	1,779,094	4,883,123	272,538	593,128	
11. 12	1,152,191	20,562	135,599	1,548,695	384,787	1,741,538	4,795,557	330,541	683,272	
12. 1	925,445	20,023	134,372	1,321,693	384,751	1,746,873	4,874,306	286,691	426,881	
12. 2	889,151	19,539	132,753	1,283,286	384,556	1,740,085	4,847,571	292,259	453,609	
12. 3	997,141	18,289	120,032	1,377,554	375,130	1,726,869	4,827,366	278,853	693,959	
12. 4	1,015,488	20,920	121,943	1,390,402	373,937	1,733,310	4,814,503	273,756	723,226	
12. 5	1,096,922	19,884	126,608	1,475,462	374,467	1,739,260	4,773,124	282,898	698,813	
12. 6	1,195,384	19,012	133,271	1,580,205	349,615	1,740,518	4,712,322	299,896	810,982	
11. 6	827,402	24,309	127,103	1,241,275	348,079	1,665,447	4,557,087	353,468	635,601	
10. 6	890,888	29,396	132,514	1,272,425	349,182	1,562,445	4,188,217	384,713	491,496	

(49) 全國銀行有價證券、預金及現金在 高 (續)

年月末	貯蓄				預金				合計	現金			
	國債	地方債	社債株式	預金合計	國債	地方債	社債株式	預金合計					
11. 10	1,023,555	72,195	425,669	137,019	19,239	18,222	11. 10	0.83	0.78	1.00	1.00	1.30	1.35
11. 11	1,023,834	74,324	422,637	137,509	18,222	21,935	11. 11	0.78	0.77	1.02	1.03	1.30	1.30
11. 12	1,015,693	71,220	423,057	152,460	20,384	21,935	11. 12	0.73	0.76	1.05	1.01	1.30	1.35
12. 1	1,024,491	73,090	433,635	155,678	20,384	21,389	12. 1	0.71	0.70	1.03	1.02	1.30	1.35
12. 2	1,030,940	72,507	439,869	155,248	21,389	20,736	12. 2	0.73	0.73	1.00	0.96	1.30	1.35
12. 3	1,048,193	71,045	447,048	154,148	20,736	22,988	12. 3	0.77	0.77	1.00	0.96	1.30	1.35
12. 4	1,053,170	70,158	462,602	148,823	22,988	20,146	12. 4	0.77	0.76	1.00	0.89	1.30	1.35
12. 5	1,061,497	73,012	474,900	145,350	20,146	22,670	12. 5	0.73	0.74	1.00	1.01	1.30	1.35
12. 6	1,068,490	78,463	480,558	160,592	22,670	27,320	12. 6	0.75	0.73	1.02	1.03	1.30	1.35
11. 6	1,121,862	59,308	491,503	220,251	27,320	26,553	11. 6	0.68	0.67	1.00	0.94	1.30	1.35
10. 6	1,033,513	55,109	437,934	208,190	26,553	10. 6	0.67	0.68	1.05	1.00	1.33	1.45	

(51) 全國信託會社信託勘定表 (信託協會調) (單位千圓)

年 月 末	資 產				負 債				合 計
	有 價 證券	貸付 有價 證券	手形 及 書 付 財 團 抵 當 貸 付	不 動 產 抵 押 貸 付	其 他 貸 付	預 金 及 現 金	合 計 (其 他 共)	金 錢 信 託	
11. 12	1,135,424	26,249	333,392	272,608	379,090	47,364	2,245,165	1,841,563	7,685
11. 1	1,126,477	27,514	344,298	271,528	398,260	27,319	2,246,034	1,840,009	7,824
11. 2	1,121,824	31,442	387,889	275,937	416,041	26,797	2,260,052	1,849,726	8,081
11. 3	1,129,071	31,836	339,542	275,456	420,889	29,015	2,275,597	1,855,541	8,380
11. 4	1,141,086	30,881	328,210	274,077	434,848	26,038	2,285,336	1,861,979	9,027
11. 5	884,900	31,872	321,442	265,322	440,027	49,021	2,317,263	1,884,144	9,132
11. 6	897,103	33,134	331,284	266,535	429,425	31,903	2,310,782	1,859,888	9,069
11. 6	1,071,876	21,717	314,976	259,497	395,155	45,888	2,160,078	1,815,226	9,295
10. 6	864,684	28,038	296,165	240,032	377,254	68,537	1,922,337	1,642,551	9,553

(52) 郵便貯金現在表

年 月	月末現在 (千圓)		簡易保險 (千圓)		郵便年金 (千圓)		年 月 末	生命 徵 害	火 災	海 上	其 他
	普通貯金	振替貯金	新契約	月末現在	新契約	月末現在					
11. 11	3,366,434	86,223	42,530	3,592,502	201	30,384	14,175.1	36,475.7	3,279.6	688.8	
11. 12	3,352,516	82,121	33,939	3,610,407	210	30,473	14,318.4	36,422.4	3,304.6	657.9	
12. 1	3,401,948	89,425	22,492	3,618,131	126	30,438	14,464.2	36,486.1	3,409.5	641.5	
12. 2	3,405,547	82,874	24,807	3,629,412	102	30,424	14,637.6	36,458.9	3,350.7	613.9	
12. 3	3,397,698	88,137	22,705	3,637,644	97	30,404	14,804.1	36,522.8	4,381.9	654.8	
12. 4	3,393,898	87,686	112,234	3,733,027	464	30,736	14,966.9	36,418.4	4,195.1	571.8	
12. 5	3,496,792	88,131	94,997	3,813,047	341	30,948	15,168.1	36,737.9	4,164.2	573.6	
12. 6	3,511,307	88,330	81,355	3,880,418	369	31,199	15,415.0	37,004.1	4,264.3	631.5	
11. 6	3,261,091	77,985	72,138	3,420,501	574	28,663	13,370.9	35,245.8	3,360.0	556.2	
10. 6	3,067,637	71,472	50,017	3,062,610	354	25,986	11,694.2	33,535.7	3,104.3	442.1	

(53) 簡易保險及郵便年金表

(54) 內國諸保險月末現在契約高表 (百圓)

(55) 公 社 債 發 行 並 現 在 高 (日銀調) (單位千圓)

年 月	國 債 (內債)		大藏省證券		米穀證券		地方債 (內債)		銀行債 (內債)		會社債 (內債)	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
12. 2	1269,072	416	—	—	67,820	429,007	12,604	2,292,314	3,065	1,821,351	—	3,137,737
12. 3	185,136	9,257,550	—	—	263,152	444,159	58,290	2,280,791	52,616	1,856,042	53,150	3,122,279
12. 4	1,008	9,258,559	—	—	136,000	442,000	54,746	2,266,562	21,696	1,839,626	150,000	3,170,113
12. 5	1,489	9,259,966	—	—	118,000	440,000	72,323	2,327,830	2,851	1,831,789	65,560	3,221,218
12. 6	4,698	9,264,662	—	—	246,000	438,000	17,393	2,356,576	78,782	1,892,084	49,300	3,258,498
11. 6	417,761	8,544,340	—	—	268,000	452,682	61,525	2,155,631	57,499	1,904,813	118,500	3,107,215
10. 6	6,035	7,700,693	—	50,000	137,000	509,000	1,641	2,112,199	58,976	1,935,146	45,590	2,899,810
1-6 累計	111,210,829	—	—	—	914,692	—	222,464	—	174,737	—	318,010	—
					631,784		233,925		139,147		329,300	

(56) 外貨邦債月末現在高 (日銀調) (單位百圓)

年 月	國 債		地方債		銀行債 及 會社債		公 社 債		株 式		平均 相場 (圓)
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	
11. 12	1,323	212	326	326	326	326	326	326	326	326	88.62
11. 1	1,320	212	326	326	326	326	326	326	326	326	90.78
11. 2	1,317	203	323	323	323	323	323	323	323	323	94.45
11. 3	1,317	200	322	322	322	322	322	322	322	322	97.73
11. 4	1,317	200	322	322	322	322	322	322	322	322	96.85
11. 5	1,316	200	321	321	321	321	321	321	321	321	94.56
11. 6	1,316	200	321	321	321	321	321	321	321	321	96.25
11. 6	1,331	215	334	334	334	334	334	334	334	334	84.66
10. 6	1,403	224	354	354	354	354	354	354	354	354	79.91

(57) 公 社 債 及 株 式 利 廻 (勸銀調) (單位%)

(58) 銀行會社計 資本 (日銀調) (單位千圓)

種別	新設及增資						社債					
	昭和12年4月	5月	6月	昭和11年6月	昭和10年6月	1—6月累計	昭和12年4月	5月	6月	昭和11年6月	昭和10年6月	1—6月累計
保險業	0	300	250	0	1,000	1,850	0	8,600	0	0	0	0
倉庫業	200	0	0	0	0	500	0	600	0	0	0	0
鐵道業	15,120	37,991	19,050	3,350	100	95,111	2,000	35,000	0	0	15,000	17,000
海運業	0	36,291	0	0	46,291	18,200	0	18,200	0	0	15,000	75,000
及保險業	14,680	1,000	17,250	0	0	44,430	0	12,200	0	0	0	0
製造業	34,270	4,600	23,970	0	6,300	177,410	0	45,465	20,000	0	0	20,000
紡織業	15,250	2,600	500	40,000	100	30,850	0	317,510	0	8,000	0	0
化學業	1,000	0	0	50,850	41,800	1,000	0	205,778	0	0	18,000	0
其他業	251,475	196,740	199,470	0	0	1,122,693	500	1,050	0	0	0	25,500
電力業	650	8,700	23,250	0	47,600	5,000	0	5,000	0	0	0	10,000
製造業	14,250	350	5,200	3,000	0	40,470	500	7,630	0	0	0	500
紡織業	150,200	80,960	33,800	3,850	11,850	372,810	0	31,400	0	0	0	0
化學業	500	5,680	760	24,201	200	8,790	0	26,031	0	0	0	0
其他業	0	1,000	23,100	100	33,400	2,415	0	0	0	0	0	0
水陸運輸業	16,140	63,330	12,010	10,530	70,620	343,770	0	87,015	13,000	0	0	0
其他業	333,955	312,301	279,110	114,518	120,120	1,201,815	2,500	374,669,029	28,000	18,000	15,350	117,185,138,728

(59) 公社債及株式拂込金調 (勸銀調) (單位千圓)

種別	昭和一一年						昭和一二年					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	昭和一一年6月	昭和一二年6月	昭和一十年6月	1—6月累計
國庫債	62,605	373,170	25,839	57,648	329,057	85,621	117,259	244,456	572,425	135,099	859,879	1,563,791
地方債	126,844	12,401	0	716	41,632	41,266	27,599	16,719	59,749	1,651	127,932	151,021
銀行債	10,000	0	0	0	20,000	24,848	0	34,968	32,475	41,995	79,806	106,722
株式	22,258	80	0	0	53,800	148,367	65,350	48,957	112,828	44,815	316,474	324,678
合計	108,442	60,728	37,557	37,557	177,124	115,769	123,192	206,378	57,508	41,692	772,393	207,409
合計	330,149	446,380	63,396	170,736	621,613	415,865	333,400	551,472	834,995	265,252	2,156,482	3,353,620

(60) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場 (單位圓)

銘柄	新東	大株新	鐘紡	郵船	帝人新	日魯	三菱	日産	鋼管	東電	滿鐵	甲	號一	回佛	貨
11. 11	140.22	71.25	226.91	66.88	74.65	71.06	118.03	83.68	100.36	52.98	61.41	100.25	101.05	195.41	100.90
11. 12	139.82	68.63	228.29	67.32	75.33	65.56	116.04	76.96	100.51	53.58	59.81	100.21	101.39	195.91	101.01
12. 1	155.19	91.64	250.90	75.60	92.71	69.01	*120.60	82.03	108.58	55.77	60.55	100.32	101.72	196.61	101.52
12. 2	155.00	92.70	251.60	82.20	94.60	71.40	*125.89	85.70	108.50	57.10	60.40	100.50	101.92	197.40	101.53
12. 3	164.75	99.83	289.77	87.21	113.41	72.66	*127.54	87.83	125.66	59.31	61.62	100.81	102.02	197.40	101.88
12. 4	163.13	99.19	304.30	96.87	130.42	73.81	*135.50	87.53	134.27	62.36	62.08	101.56	102.05	197.67	102.60
12. 5	153.52	94.93	284.66	88.27	114.21	72.23	*138.42	82.98	125.78	61.20	61.55	101.60	101.65	196.69	102.22
12. 6	153.13	92.20	285.44	87.66	108.29	70.89	*139.36	78.51	102.47	58.35	59.63	101.55	101.42	196.22	101.62
11. 6	132.97	72.73	212.84	64.66	71.88	69.88	116.55	71.44	101.54	60.00	60.67	101.18	102.55	198.16	101.23
11. 10	137.14	86.96	218.84	51.28	70.76	62.05	109.12	76.03	92.77	45.80	61.72	104.09	98.67	186.35	102.78

(61) 外貨相場及内地平均相場

年	英貨一回四分利		英貨五分利		英貨六分利		米貨六分利半		米貨五分利半	
	倫敦(磅)	東京(圓)	倫敦(磅)	東京(圓)	倫敦(磅)	東京(圓)	紐約(弗)	東京(圓)	紐約(弗)	東京(圓)
11. 10	64.15	1,726.5	79.70	1,816.5	89.67	1,916.5	99.14	390.1	84.06	368.5
11. 11	64.23	1,716.5	79.93	1,806.5	90.85	1,906.5	99.76	367.0	85.72	355.9
11. 12	60.24	1,710.0	76.18	1,750.0	86.72	1,787.5	97.48	350.6	81.93	349.6
12. 1	58.58	1,710.0	77.16	1,723.0	85.75	1,723.0	97.40	360.2	82.67	355.9
12. 2	59.56	1,710.0	77.19	1,762.0	86.74	1,818.0	96.23	388.4	81.29	377.4
12. 3	60.48	1,714.4	78.23	1,804.8	86.71	1,893.9	91.49	391.5	81.09	381.7
12. 4	60.57	1,715.7	77.72	1,828.5	87.50	1,925.7	94.69	387.4	80.35	377.3
12. 5	63.44	1,710.0	81.09	1,820.0	91.17	1,920.0	96.93	38.21	84.00	371.8
12. 6	65.51	1,710.8	82.56	1,791.5	93.01	1,887.7	99.37	37.18	87.32	362.9
11. 6	62.58	1,730.0	76.58	1,795.9	88.70	1,909.6	97.09	394.1	82.34	382.4
11. 10	68.99	1,416.4	88.77	1,685.2	68.99	1,820.8	95.53	393.9	89.93	357.1

(備考) *印三菱銀業は東京長期先物相場。

(62) 東京市場為替相場

Table showing exchange rates for Tokyo market. Columns include year/month, average rate, and specific rates for various currencies like the British pound and the Indian rupee.

(63) 帝國外國貿易月報 (單位千圓)

Table of monthly trade statistics for the Empire and foreign countries. Columns include year/month, domestic trade, trade with the Far East, Korea, Japan, Taiwan, and total trade.

(64) 帝國金銀輸出入月報 (單位千圓)

Table of monthly gold and silver import and export statistics for the Empire. Columns include year/month, domestic trade, Far East, Korea, Japan, and total trade.

(65) 本邦對支及對滿貿易月別概算表 (六港分) (單位千圓)

Table of monthly trade estimates for the Empire with China and Manchuria, broken down by six ports. Columns include year/month, domestic trade, Korea, Japan, and total trade.

(66) 本邦輸出入重要品別表 (單位千圓)

Table of monthly trade statistics for the Empire, categorized by major commodity groups such as foodstuffs, textiles, and machinery. Columns include year/month, domestic trade, and total trade.

(67) 本邦貿易指數 (正金銀行調) (昭和3年同月=100)				(68) 本邦仲繼貿易表 (單位千圓)			
年月	金額指數		數量指數		年月	總額 (其他共)	積換 假陸揚
	輸出	輸入	輸出	輸入			
12. 2	140.4	150.5	146.0	190.2	12. 3	8,371	3,527
3	163.0	179.2	172.2	216.5	4	6,475	2,424
4	164.6	179.0	172.4	215.7	5	7,363	2,609
5	171.2	207.9	191.4	220.3	6	10,753	1,452
11. 5	133.3	119.1	125.5	199.1	11. 6	4,825	4,034
10. 5	130.5	109.5	118.9	192.0		12,433	4,468
							761
							1,405

(69) 輸出入貨物分類別價額及比例表

年次	粗製食品		製造食品		原料品		原料用品		全製品		其他品		合計		粗製食品	製造食品	原料品	原料用品	全製品	其他品	合計	%	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入									
10年中	51,801	145,309	110,463	672,413	1,451,330	28,997	2,499,073	2.1	5.9	4.4	26.9	58.1	1.2	100.0									
11年中	50,005	153,702	126,585	716,366	1,563,439	31,392	2,692,976	1.9	5.7	4.7	26.6	58.1	1.2	100.0									
12. 4	4,579	12,765	13,233	74,637	148,850	4,166	263,082	1.7	4.9	5.0	28.4	56.6	1.6	100.0									
5	3,637	12,459	12,656	75,052	170,741	2,783	282,260	1.3	4.4	4.5	26.6	60.5	1.0	100.0									
6	3,551	13,688	11,728	66,710	177,655	2,751	281,116	1.3	4.7	4.2	23.7	63.2	1.0	100.0									
11. 6	2,564	13,246	9,717	46,821	129,491	2,322	208,460	1.2	6.4	4.7	22.5	62.1	1.1	100.0									
10年中	147,496	451,091	620,468	616	286,292	10,507	2,472,236	6.0	1.8	61.0	18.9	11.8	0.4	100.0									
11年中	168,917	622,247	716,476	566	294,258	13,642	2,763,681	6.1	2.3	62.9	17.2	10.6	0.5	100.0									
12. 4	14,472	4,480	199,946	78,183	37,566	1,348	336,580	4.3	1.3	59.4	23.2	11.2	0.4	100.0									
5	15,990	6,211	259,146	102,474	34,364	1,070	419,976	3.8	1.5	61.7	24.4	8.2	0.3	100.0									
6	15,743	6,114	203,830	113,905	41,255	801	382,311	4.1	1.6	53.3	29.8	10.8	0.2	100.0									
11. 6	9,154	5,402	152,465	35,538	24,148	1,065	229,304	4.0	2.4	66.5	15.5	10.5	0.5	100.0									

(70) 主要事業の生産制限率一覽 (東洋經濟調)

年月	紡績	絹紡	人絹	晒粉	洋紙	毛絲	洋灰	丸鋼	(71) 重要品生産額一覽表	
									年	月
11. 1	33.8	40.6	20.0	57.0	43.7	55.0	30.0	9年中	67,777	864,330
2	33.8	40.6	20.0	60.0	43.7	55.0	30.0	10年中	69,829	836,904
3	33.8	40.6	30.0	60.0	43.7	58.5	30.0	11年中	78,114	205,388
4	33.8	40.6	30.0	60.0	43.7	58.5	30.0	12. 1	6,597	625
5	33.8	40.6	30.0	57.0	43.7	58.5	30.0	12. 2	6,410	433
6	33.8	40.6	30.0	60.0	43.7	58.5	30.0	12. 3	7,044	323
7	33.8	40.6	30.0	60.0	43.7	58.5	30.0	12. 4	7,030	576
8	33.8	40.6	35.0	60.0	43.7	58.5	30.0	11. 5	6,455	245
9	33.8	45.1	35.0	50.0	43.7	59.5	30.0	11. 5	12,334	203,578
10	33.8	45.1	35.0	50.0	43.7	59.5	30.0	累計	11,311	862,391
11	33.8	45.1	35.0	50.0	28.0	63.0	..	銑及鋼	681,017	
12	33.8	45.1	35.0	60.0	28.0	63.0	..	商工省	3,392,558	
12. 1	32.6	45.1	35.0	55.0	28.0	63.0	..	洋紙	1,591	4,754
2	32.6	45.1	35.0	55.0	28.0	63.0	..	紙業聯合	1,719	6,374
3	32.6	45.1	35.0	50.0	28.0	61.0	..	洋灰	1,825	8,448
4	32.6	45.1	35.0	50.0	0	58.0	..	商工省	4,285	3,836
5	35.0	45.1	35.0	45.0	10.0	58.0	..	洋灰	161	799
6	35.0	45.1	35.0	45.0	10.0	56.0	..	商工省	322	678
7	32.6	45.1	33.5	45.0	10.0	56.0	..	肥料	275	197
8	32.6	45.1	33.5	..	10.0	56.0	..	曹達晒粉聯合會	254	078
9	32.6	45.1	33.5	..	10.0	56.0	..	曹達晒粉聯合會	288	129
10	35.0	45.1	33.5	..	10.0	56.0	..	曹達晒粉聯合會	298	972
11	35.0	45.1	10.0	曹達晒粉聯合會	294	399
12	35.0	45.1	10.0	曹達晒粉聯合會	401	099
								曹達晒粉聯合會	1,977	316
								曹達晒粉聯合會	1,410	775
								曹達晒粉聯合會	1,195	010
								曹達晒粉聯合會	27	124

(備考) (70) 丸鋼の制限率は生産額對する生産率。×印人絹は10月以降一貫以上の生産。 (71) 肥料は過磷酸、硫酸、石灰質の合計を採る。

(72) 橫濱及神戶生絲集數 (單位俵)

年月	月末在荷	入荷高	賣行高	內地行	年月	總額		日本			
						月末在荷	輸入高		消費高	月末在荷	輸入高
9年度	33,236	548,122½	515,743½	41,220½	9年度	37,587	448,872	473,171	35,540	438,866	457,316
12. 1	16,377	31,612	33,657½	2,914	12. 1	50,544	50,328	44,198	43,592	44,093	40,203
2	16,052½	33,702	31,165	2,861½	2	49,408	37,348	38,484	40,999	32,984	35,577
3	16,827	43,711	39,062½	3,874	3	41,731	32,257	39,934	34,216	29,200	35,983
4	15,866	40,809	39,023	2,747	4	40,882	39,712	40,561	34,291	37,511	37,436
5	11,774	38,595½	38,894	3,793½	5	41,302	35,698	35,278	34,534	32,207	31,964
6	10,612½	30,936½	26,848	5,250	6	45,556	40,037	35,783	39,150	36,945	32,329
11. 6	16,175	25,823½	23,970	6,087	11. 6	35,409	26,780	31,437	29,354	23,517	28,003
10. 6	14,241½	31,320½	33,256½	3,729½	10. 6	42,018	38,984	33,728	39,666	38,002	33,131
11年度		571,174	535,732	45,238	11年度	520,669	515,179	515,179		477,437	472,142
10年度		529,573½	485,031	44,037	10年度	462,506	459,206	459,206		431,578	432,528

(74) 人造絹絲需給 (函)

年月	生產	輸入	輸出	內地推定供給	年月	生產高	輸入高	輸出高	新續會社自家消費	月末在荷		推定市場供給量
										名古屋	大阪	
11. 12	255,049	7	52,685	202,371	11. 12	326,646½	946	10,361	85,438	5,557½	3,338½	229,445½
12. 1	252,608	19	33,038	219,589	12. 1	326,126	1,096	6,594	84,775	7,189½	2,982½	233,692
2	255,849	58	28,461	227,446	2	329,822	948	7,737	86,945	7,270½	3,824	233,562
3	264,852	32	36,205	228,679	3	325,890	1,204	9,699	84,926	6,758½	3,137½	232,506½
4	269,280	49	41,896	227,438	4	337,004	545	8,310	86,904	11,470	3,406	239,397½
5	279,591	42	60,515	219,118	5	334,941½	1,680	11,824	86,077	7,770½	3,128½	241,214
6	278,794	76	59,115	219,755	6	341,461	1,400	11,100	86,952	8,501½	3,248	244,766½
11. 6	218,671	11	26,941	191,741	11. 6	308,585½	1,163	8,293	83,033	5,862½	5,468½	221,880½
10. 6	186,163	8	16,472	169,999	10. 6	304,732	896	7,894	83,617	10,977	1,664½	216,053
1-6	121,600,967	276	259,231	1,342,012	1-5	121,654,583½	5,473	44,164	429,627	10,977	1,664½	1,180,072½
累計	111,218,434	144	251,186	967,392	累計	111,478,655½	5,450½	50,882	393,058			1,033,625½

(75) 總額 需給表 (紡績聯合會調) (單位俵)

(76) 總布集數 (紡績聯合會調)

年月	生產高	輸出高 (貿易月表調)			合計	月	在荷	產額 (織工省調)	輸出高 (大藏省)				
		生地精布	晒精布	其他精布						阪神	東京	名古屋	廣幅物
12. 2	159,447	60,909	46,222	95,746	202,877	76,980	5,993	11,279	67,038	7,857	5,370	80,465	41,698
3	157,384	64,056	60,496	112,796	237,348	98,514	6,768	12,779	71,046	9,881	6,653	87,579	49,705
4	160,543	52,364	51,462	88,054	191,880	106,208	8,833	14,668	71,918	9,420	6,358	87,696	41,870
5	160,233	60,154	63,246	100,053	223,453	124,940	12,466	19,147	75,403	9,188	7,353	91,944	49,642
6	160,806	61,782	55,592	94,032	211,405	124,142	13,423	26,860	76,538	8,044	7,269	91,851	48,310
11. 6	155,258	77,420	44,945	102,720	225,085	87,631	7,521	20,346	59,242	7,424	5,326	71,922	38,980
10. 6	156,839	62,841	36,701	101,531	201,072	112,269	4,756	29,590	64,166	7,672	4,682	76,520	36,581
1-6	952,879	358,159	324,183	577,594	1,259,937				431,507	53,486	38,539	523,730	269,454
累計	902,987	491,179	264,242	578,611	1,334,031				334,326	46,215	30,014	410,556	229,417

(77) 綿織物集數調 (農林省調) (單位石)

年月	外國米	穀類	輸入高	合計	管移出高	全國		營業倉庫在米	政府所末殘高		
						內地米	朝鮮米			臺灣米	外米
10年中	140,562	8,473,948	4,433,004	13,047,514	12,618,825	2,335,176	476,184	88,039	77,123	2,996,521	5,269
11年中	298,361	8,422,034	4,868,823	13,589,217	14,415,788	1,698,488	213,097	107,441	72,554	2,091,580	4,239
12. 2	3,655	524,137	302,079	829,871	1,267,401	2,208,531	310,172	206,149	42,507	2,767,359	5,023
3	4,913	629,840	261,555	896,308	1,367,106	2,282,250	302,386	206,024	32,261	2,822,921	4,941
4	3,623	658,696	161,411	823,739	1,159,112	2,334,056	357,752	183,338	22,794	2,897,940	4,880
5	1,680	640,414	190,700	832,794	970,195	2,185,911	378,684	150,851	15,000	2,730,446	4,768
11. 5	2,046	1,054,619	116,237	1,172,902	978,023	2,816,384	621,838	91,992	15,585	3,545,799	6,447
10. 5	17	609,125	131,160	740,302	833,069	5,166,945	739,945	67,434	3,140	5,977,021	
1-5	18,553	3,220,766	1,316,826	4,556,143	6,421,177						
累計	46,038	4,262,831	1,018,456	5,342,936	5,554,427						

(79) 重要商相場

年 月	米		棉		絲 (一担)		生		銅		鐵		鋼		水		銅		鐵		鋼		
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
11. 11	11.46	11.10	12.43	12.08	219.00	207.90	211.92	899.0	764.0	842.0	866	1.97	1.71	98.85	94.40	97.10	10.85	10.42	10.85	10.42	10.85	10.42	
11. 12	12.04	11.23	13.11	12.58	254.00	217.80	226.69	910.0	806.0	840.0	870	1.99	1.85	107.35	96.70	100.10	12.00	10.57	12.00	10.57	12.00	10.57	
12. 1	11.99	11.73	13.33	12.91	283.00	245.50	258.26	947.0	861.0	897.0	915	2.12	1.96	115.15	106.35	112.12	13.02	11.82	13.02	11.82	13.02	11.82	
12. 2	13.80	12.05	15.25	13.50	263.00	239.80	247.38	889.0	823.0	843.0	883	1.97	1.82	113.95	103.95	125.58	16.32	15.77	16.32	15.77	16.32	15.77	
12. 3	13.89	12.55	15.17	13.50	267.20	238.70	258.90	896.0	824.0	866.0	909	2.01	1.79	149.12	140.95	149.12	17.55	15.87	17.55	15.87	17.55	15.87	
12. 4	12.96	12.45	13.65	13.12	274.90	257.00	265.39	878.0	807.0	853.0	877	1.97	1.80	154.45	123.45	134.87	16.90	13.75	16.90	13.75	16.90	13.75	
12. 5	12.79	11.99	13.25	12.36	264.30	254.80	260.50	821.0	788.0	805.0	820	1.78	1.73	151.50	126.40	128.13	14.75	14.15	14.75	14.15	14.75	14.15	
11. 6	11.74	10.54	12.49	11.77	271.00	261.10	266.28	840.0	788.0	818.8	830	1.82	1.72	129.40	121.00	124.23	14.27	13.40	14.27	13.40	14.27	13.40	
10. 6	11.63	11.00	12.15	11.50	201.40	192.20	197.40	742.0	618.0	688.0	686	1.58	1.38	98.90	82.65	83.15	9.20	9.05	98.90	82.65	83.15	9.20	9.05
					205.40	198.90	202.13	588.0	557.0	571.0	593	1.36	1.28	77.75	69.70	73.24	8.25	7.22	77.75	69.70	73.24	8.25	7.22

(79) 重要商相場 (續)

年 月	正 米 (一石)		丙地小麥 (百斤)		爪哇糖 (一擔)		神戶當限 (百斤)		大連現物 (一枚)		海 外 子 一 (一担)		糖 (百斤)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
11. 11	29.80	28.90	9.50	9.40	3.9000	3.9000	5.220	4.350	1.880	1.730	31	29	20.85	20.55
11. 12	29.90	29.10	10.30	9.60	3.9000	3.9000	5.230	4.980	2.235	1.895	40	31	21.20	20.80
12. 1	30.70	29.70	10.40	10.20	4.4500	4.4500	5.190	4.880	2.230	2.160	37	34	22.40	21.70
12. 2	31.20	30.90	10.20	9.95	5.2000	5.2000	5.490	4.900	2.235	2.120	36	35	22.70	21.90
12. 3	32.20	30.90	10.10	9.60	5.2000	5.2000	5.490	4.900	2.390	2.170	45	36	23.10	22.30
12. 4	33.20	31.80	10.25	10.10	5.2000	5.2000	5.730	5.450	2.475	2.375	45	34	23.00	22.75
12. 5	33.10	32.60	10.00	9.30	5.4000	5.4000	5.740	5.140	2.500	2.225	45	34	22.95	22.65
12. 6	32.80	32.20	9.10	8.90	5.9000	5.9000	5.400	5.030	2.355	2.260	34	31	23.25	22.90
11. 6	32.40	31.60	8.60	8.10	3.3000	3.3000	0.97	0.86	4.20	3.67	20.85	20.85	20.85	20.25
10. 6	29.50	28.80	6.40	5.70	5.9250	5.9250	0.89	0.81	1.440	1.130	26	25	21.20	20.65

(80) 全國生計費指數 (朝日新聞調) 大正3年7月=100

年月	類別指數					總指數	(81) 東京小賣物價指數 (日本銀行調) (大正3年7月=100)						
	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費		年月(5日調)	食料品	燃料	燈火	服用	飾品	其他
11. 12	170	233	194	158	184	186	1	194	206	126	159	170	
11. 1	172	233	194	168	184	188	2	192	203	131	161	171	
11. 2	176	233	195	167	184	190	3	190	203	132	165	171	
11. 3	176	233	191	168	185	190	4	190	203	131	168	172	
11. 4	180	233	191	169	186	189	5	189	203	131	168	172	
11. 5	181	233	192	168	186	188	6	188	208	131	168	171	
11. 6	181	233	194	168	186	192	7	188	208	131	168	171	
11. 6	174	233	179	150	183	185	11. 7	183	187	110	149	158	
10. 6	162	233	175	146	182	179	10. 7	165	181	107	149	150	

(82) 勞働人員及實銀統計 (日銀調) (大正15年=100)

年月	勞働人員		實銀		實收實金				
	總計	實數	總計	實數	總計	實數			
11. 8	1,238,277	106.2	636,070	118.9	90.0	208.6	92.2	69.2	65.8
11. 9	1,252,592	107.1	648,029	120.3	90.8	209.3	92.5	69.8	66.2
11. 10	1,254,916	107.5	653,718	121.5	92.2	212.0	93.7	70.2	67.7
11. 11	1,269,138	108.1	664,164	122.6	93.0	215.1	95.0	70.9	67.3
12. 1	1,246,761	109.5	665,691	123.4	96.2	222.2	98.1	72.2	68.4
12. 2	1,251,205	110.0	668,733	124.2	92.7	212.6	93.7	72.2	68.5
12. 3	1,276,638	110.0	678,694	125.4	95.5	218.9	96.5	74.3	70.4
12. 4	1,310,118	111.8	695,263	127.5	97.0	221.0	97.6	74.3	70.9
11. 4	1,370,186	116.4	714,162	130.4	94.9	218.5	96.5	73.6	70.1
11. 4	1,213,705	105.7	606,697	115.9	95.7	212.8	93.8	69.6	66.2
10. 4	1,152,320	100.7	552,793	107.4	94.1	215.4	95.4	69.6	66.5

(83) 職工の作業時間、休憩時間及作業日數 (内閣統計局調)

年月	總數			新織			工業			金屬		
	工場	作業時間	休憩時間	工場	作業時間	休憩時間	工場	作業時間	休憩時間	工場	作業時間	休憩時間
10年平均	1,000	10.14	0.57	303	10.30	0.54	27.0	79	9.58	0.51	26.8	9.51
11. 11	983	10.14	0.57	294	10.32	0.54	27.0	78	9.55	0.51	26.8	9.51
11. 11	978	10.14	0.57	293	10.34	0.54	27.8	78	9.53	0.50	26.9	9.50
11. 12	982	10.14	0.57	296	10.34	0.54	27.6	78	9.54	0.50	27.3	9.50
12. 1	968	10.12	0.57	286	10.34	0.54	25.8	78	9.49	0.50	24.1	9.50
12. 2	974	10.13	0.57	292	10.33	0.54	25.7	78	9.50	0.51	26.1	9.51
12. 3	978	10.16	0.57	294	10.34	0.54	26.8	79	9.56	0.51	26.7	9.51
12. 4	984	10.16	0.57	298	10.34	0.54	27.6	80	9.52	0.50	26.8	9.50
11. 4	988	10.15	0.57	296	10.32	0.54	27.5	78	9.52	0.51	27.0	9.51
10. 4	1,002	10.15	0.57	303	10.29	0.54	27.7	79	9.51	0.52	27.0	9.52

(84) 職工一日平均實銀諸手當實與 (内閣統計局調)

年月	總平均		窯業		石工業		金屬工業		機械器具製造業		化學工業		紡織工業		紙印刷業		木竹草蓆製造業		食品製造業		瓦電水道業		瓦斯氣業	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
10年中	187.7	171.8	304.6	250.9	180.5	77.4	181.6	137.7	156.4	246.2	11. 10	221,772	143,908	67,214										
11年中	190.1	176.2	296.0	238.5	173.8	78.0	180.5	137.3	152.5	243.6	11. 11	297,090	153,210	81,277										
11. 12	198.7	179.1	305.2	253.4	171.1	79.4	189.6	143.1	154.8	253.6	12. 1	199,958	149,177	73,561										
11. 1	195.8	182.9	303.5	235.9	171.2	80.6	179.8	135.3	152.5	245.7	11. 2	226,140	155,406	76,171										
11. 2	198.7	180.3	303.8	242.7	172.6	83.5	181.4	136.4	152.5	245.7	10. 2	176,570	147,590	66,514										
11. 3	198.7	180.7	306.8	247.0	174.9	81.8	179.8	139.2	160.2	240.8	11. 2	150,496	147,590	66,514										
11. 4	200.2	180.7	306.8	247.0	174.9	81.8	179.8	139.2	160.2	240.8	10. 2	2,297,211	1,778,745	812,327										
11. 4	194.5	151.2	312.7	246.0	174.3	80.2	184.6	140.6	159.6	245.2	10. 2	1,917,983	1,679,568	741,642										
11. 4	187.2	172.2	297.1	234.3	182.0	77.0	181.0	138.8	153.4	239.5	10. 2	1,917,983	1,679,568	741,642										
10. 4	184.9	169.3	309.3	246.7	176.0	76.5	183.5	138.7	158.4	246.3	10. 2	1,917,983	1,679,568	741,642										

(85) 職業紹介成績 (中央職業紹介事務局調)

(86) 工場職工異動調 (常時職工五十人以上を使用する) (工場に付社会局の調査せるもの)

Table with columns for Year/Month, Dismissed (工場数), Employed (工場数), Total (工場数), and Current (工場数). Rows include 11. 8, 9, 10, 11, 12 and 12. 1, 2, 3, with cumulative totals for 11. 3 and 11. 5.

(87) 鑛山労働者異動調

Table with columns for Year/Month, Dismissed (工場数), Employed (工場数), Total (工場数), and Current (工場数). Rows include 11. 8, 9, 10, 11, 12 and 12. 1, 2, 3, with cumulative totals for 11. 3 and 11. 5.

(88) 解雇職工歸趨調 (社会局調)

Table with columns for Year/Month, Dismissed (工場数), Other (工場数), Unemployed (工場数), Not Detailed (工場数), and Total (工場数). Rows include 11. 8, 9, 10, 11, 12 and 12. 1, 2, 3, with cumulative totals for 11. 3 and 11. 5.

(89) 労働争議統計 (内務省社会局調)

Large table with multiple columns for Disputes (争議), Labor Disputes (労働争議), Small Disputes (小作争議), and other categories. Rows include 12. 3, 4, 5 and 11. 5, 12. 1, 2, 3, with cumulative totals for 11. 5 and 12. 5.

(91) 本邦失業狀況推定概要 (内務省社會局)

年月	給料生活者			勞働者			其他			計								
	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率						
11. 7	1,819	67	3.69	1,841	162	8.79	4,215	109	2.59	7,874	338	4.29						
11. 8	1,820	66	3.63	1,833	159	8.67	4,216	109	2.58	7,869	334	4.24						
11. 9	1,823	66	3.59	1,834	158	8.61	4,236	107	2.51	7,893	330	4.18						
11. 10	1,828	66	3.60	1,845	157	8.51	4,235	105	2.47	7,907	328	4.14						
11. 11	1,832	66	3.59	1,842	153	8.33	4,260	104	2.43	7,934	323	4.07						
12. 1	1,829	66	3.58	1,839	155	8.43	4,251	103	2.41	7,919	323	4.08						
12. 2	1,839	67	3.63	1,840	157	8.55	4,246	106	2.49	7,925	330	4.16						
12. 3	1,839	67	3.62	1,841	160	8.67	4,253	107	2.51	7,934	333	4.20						
11. 10. 3	1,843	67	3.60	1,846	156	8.48	4,261	105	2.47	7,950	328	4.13						
11. 3	1,799	67	3.75	1,818	175	9.61	4,161	114	2.75	7,778	357	4.58						
10. 3	1,744	68	3.88	1,799	181	10.06	4,056	119	2.93	7,600	368	4.84						
(92) 各 國 失 業 統 計 (國際聯盟調)																		
年月	獨逸		英國		佛蘭西		加奈陀		米國		澳太利		丁抹		波蘭(總計)		白耳翁	
	失業登録數	失業率	全體失業	失業率	求職者數	求職率	求職者數	失業率	求職者數	失業率	求職者數	求職率	全體失業	失業率	全體失業	失業率	全體失業	失業率
1936. 11	1,197	6.2	1,430	10.7	454	10.4	104	20	341	96	339	13.8	113	12.1	339	13.8	113	12.1
1936. 12	1,479	7.8	1,424	10.7	447	9.3	93	21	382	142	466	19.0	132	14.4	466	19.0	132	14.4
1937. 1	1,853	9.7	1,489	11.2	465	9.9	99	21	407	156	536	21.9	132	14.5	536	21.9	132	14.5
1937. 2	1,611	8.4	1,460	10.9	441	1.3	99	21	398	146	548	22.4	125	13.7	548	22.4	125	13.7
1937. 3	1,245	6.5	1,407	10.5	415	1.3	102	19	368	131	522	21.0	113	12.4	522	21.0	113	12.4
1937. 4	961	4.8	1,305	9.8	396	1.0	100	20	330	86	415	16.7	98	10.8	415	16.7	98	10.8
1937. 5	776	3.9	1,246	9.3	374	1.6	..	20	304	73
1936. 5	1,491	7.7	1,467	11.2	465	1.8	85	22	334	66	343	14.5	110	12.3	343	14.5	110	12.3
1935. 5	2,019	10.7	1,704	13.1	459	2.5	755	23	339	69	419	18.0	160	17.1	419	18.0	160	17.1

支那事變日誌

自 發 端
至昭和十二年八月末

七月八日(木)◆事變の發端。豐臺駐屯の我が部隊一個中隊に七日夜北平郊外蘆溝橋附近に於て夜間演習中蘆溝橋駐屯第二十九軍第三十七師(師長馮治安氏)に屬する二百十九團の一部が不法にも數十發の射撃を加へたため、我軍は直に豐臺駐屯部隊に急報して出動を求め、支那軍に對し包圍體勢をとり對峙す。

◆川越大使は八日午後上海出帆の奉天丸で離滬、青島經由風雲たゞならぬ北支へ向つた。

◆北平及び天津に臨時戒嚴令布かる北平市の各城門は八日午後二時より閉鎖平漢線は今朝不通となり北平通州間列車運轉休止、なほ北寧鐵路七全線の運行を中止した。

九日(金)◆蘆溝橋の支那部隊は我が要求を容れ午後

零時三十分遂に撤退して永定河右岸に移れるを以て我が軍は蘆溝橋北側及び東側に兵力を集結し戰鬪行爲を中止して事件の善後處理に關する交渉を開始することとした。

◆日高參事官は南京外交部に陳介次長を訪問し蘆溝橋事件は中央の北支に對する抗日煽動に起因すると前提し、この種の抗日事實の即時取締りを嚴重要求した。これに對し陳介次長は今回の衝突は全然日本側の第二十九軍に對する不法攻撃によるものであると責任問題を中心とする主張し、双方の間に責任問題を中心とする押問答あり、何ら意見の一致を見ず。

十日(土)◆日高、王寵惠會談が行はれた。我が方は中央の抗日煽動を指彈、注意を喚起し、王部長

は日本軍の夜間演習の不當を述べ、具體的善後處置について特に討議することなく會談を終つた。

◇南京政府外交部は十日午後七時文書を以て我が大使館に蘆溝橋事件に關する正式抗議を提出して來た。その内容

- 一、日本側の正式謝罪と責任者の處罰
- 二、死傷軍民及び砲撃による建物の損害
- 三、不詳事の再發を防止すべき日本側の今後保障

なほ外交部は冀察側の秦德純氏、魏宗瀚氏に對し右と同一趣旨に基き日本側と折衝交渉に當るやう訓電した。

◇永定河右岸に撤退せる支那軍は又もや攻撃し來り、その數は益々増加して五ヶ師に達し形勢次第に悪化する。

◇蔣介石氏は盧山會議の結果徐州を中心に駐屯中の中央軍四個師に對し十一日拂曉を期し河南省

隊は漸次北上を開始した。

◇政府は緊急閣議を開き北支事變に對する根本方針を決定左の如く中外に聲明を發す。

政府聲明

(前略)以上の事實に鑑み今次事件は全く支那側の計畫的武力抗日なること最早疑の餘地なし。思ふに北支治安の維持が帝國及び滿洲國にとり緊急の事たるは茲に贅言を要せざる處にして、支那側が不法行爲は勿論排日侮日行爲に對する謝罪を爲し、及び今後斯かる行爲なからしむる爲の適當なる保障等をなすことは東亞の平和維持上極めて緊要なり。仍て政府は本日閣議に於て重大決意を爲し北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり。然れども東亞平和の維持は帝國の常に顧念する所なるを以て政府は今後共局面不擴大の爲平和的折衝の望を捨てず支那

境に集中進撃準備を命じた。これは梅津、何應欽協定を蹂躪するものとして注目せられる。

十一日(日)◇橋本參謀長は連日、冀察側と交渉を進めて居たが、十一日午後最後の要求を提示の結果、冀察側は遂に我方の要求を受諾した。

即ち十一日午後八時支那側第二十九軍代表張自忠、張允榮は蘆溝橋事件現地解決辦法として、左記條件に署名の上、之を北平特務機關長松井大佐に手交したその概要は左の如くである。

- (一)支那軍は蘆溝橋城廓及び龍王廟に駐軍せず。該地の治安は保安隊を以て維持す。(二)第二十九軍代表の陳謝、責任者の處罰、將來の保障をなす外、本事件を誘發せし藍衣社、共產黨其他抗日各種團體に對し適切なる對策及び取締をなす。

◇右要求受諾直後に於ても支那軍は撤退の模様なく八寶山附近より第一線を推進、蘆溝橋にある我監視部隊に發砲した。其他支那各軍、各部

側の速なる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す。又列國權益の保全に就ては固より十分之を考慮せんとするものなり。

尙ほ右閣議後、言論機關代表、貴衆兩院議員、財界代表を、引續き十三日には産業界、雜誌界代表を招き各方面の協力を求め、舉國一致の協力を要望した。

◇風見書記官長は、今次の北支事件はその性質に鑑み事變と稱すと發表。

◇龍王廟における日支兩軍激戦の報に盧山にある蔣介石氏は直ちに汪精衛氏、軍政部長何應欽氏等軍政首腦者を召集、緊急會議を開催、左の如き第二十九軍の對日抗戰方針三項目を可決、同夜直ちに北平市長秦德純氏及び第三十七師長、馮治安氏に宛てこれが實行を指令した。

- 一、如何なる妥協條件をも一切之を拒絶せよ
- 一、一歩たりとも退去を許さず。
- 一、必要の場合犠牲を惜しむべからず。

十二日(月)◇冀察態度を豹變、一方中央軍は續々移動を開始せりと發表さる。

◇北支事變で株式後場一齊に崩る。

◇國民政府、軍事徵發條令を公布す。

◇文部省では所管の學生、生徒、兒童、社會教育團體、宗教團體等に對しても十分時局を認識せしむる必要あるを認め各地方長官、直轄學校長、

公私立大學、高等學校、專門學校、神佛道管長、

基督教主立者宛通牒を發す。

◇政府の舉國一致協力要望に對し、正金始め各爲替銀行では各支店に圓貨維持の國策支持を通牒す。

◇十四日(水)◇内地小麥相場は北支事變の重大化と共に俄然騰勢を強め百斤につき海工場入十圓五錢見當と遂に十圓臺を突破す。

◇蔣介石は盧山會議の結果に基き對日戰費として五千萬元の調達を命じ、財政部次長鄒琳は南京金融界と右につき協議した。

◇十五日(木)◇北京天津タイムスによれば、支那中央銀行は十五日早朝、プレジデント・クローリツチ號で香港向けに一箱五千元入りの銀箱五千五百廿五個即ち二千七百六十二萬五千元を搬出した。亦、大量の金が南方へ向け輸送された。

◇北支險惡化による船腹不足に内地肥料は極度の品拂底を告げ一齊に續騰す。

◇賀屋藏相は對外爲替維持に關し、如何なる事態に直面するも對英一志二片を維持すると聲明。

◇北支事變の重大化に伴ふ緊急地方長官會議を首相官邸において開催。

◇陸軍省午後八時十分發表。北支の現勢に鑑み本十五日内地より一部の部隊を派遣すると決定

十六日(金)◇前支那駐屯軍司令官陸軍中將田代皖一郎氏は病氣危篤のところ十六日午前十時五十分司令官官邸において卒去す。

十七日(土)◇國民政府は九ヶ國條約援用を各國政府に要請す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

十九日(月)◇蔣介石氏は日支問題に關し重大聲明を發表す。

◇北支事變經費として一千萬圓の第二豫備金支出を閣議で決定。

◇帝國政府は南京政府に覺書(現地折衝是認要求)を提出す。

十八日(日)◇イタリ政府は北支事變につき日本に好感を寄せたと傳へらる。

蔣介石聲明の全文

中國が對外平和並に國內統一維持の根本政策を遂行しつゝある時、突如蘆溝橋事件發生し全國民をして深刻な憤激の状態に投げ込み、全世界に一大危惧の念を與へつゝある此事件の齎すべき諸結果は、中國の存在自體と東亞の平和とを脅威するに至つた此重大時期に際し幾多の質問照會に答へ、予は次の如く述べたい。

中國民族は終始和平を愛好す。國民政府は國

内政策では常に國內統一の維持を目標とし、且つ對外關係では他の諸國との相互尊重並に共存を目標としてゐる。本年二月三中全会の宣言書が以上の諸點を明瞭に強調してゐる。過去二ヶ年間の明白な事實が證明する通り、國民政府はその日本に對する政策で一切の懸案を整理し、一般に承認された外交交渉の方法に訴へ、公正なる解決の達成を常に期待した。

我國民は我國家の地位立場を諒解しなければならぬ。吾々は吾々自身の立場を認識しなければならぬ。弱體國家の人民として吾々は吾々自身の力量の程度を正當に評價せねばならぬ。過去數ヶ年間重大な諸々の國難に當面、耐へ難き苦痛を忍びながらも吾々は隱忍自重、全力を傾注して和平の確保に努力し、依つて以て民族の復興を實現せんことを期した。此故に一昨年五全大會における外交報告に當つて、予は『和平の維持が完全に絶望ならざる限り吾々は決し

て和平を棄てない。吾々が自制隱忍の極點に達しない限り輕々しく犠牲を談じないであらう』と述べたが、その後の中央執行委員會における聲明に徴しても吾々の和平維持に對する熱意が明瞭であらう。

假令弱國たりとはいへ、若し不幸にして最後の一線に立ち到れば吾々の爲すべきことは唯一つ即ち我全國民精力の最後の一滴迄も傾倒し、國家存立のため抗争すべきのみだ。而して一度抗争が開始されるれば時間上からも情勢の上からも中道して止み和平を求めるとは許されない一旦紛争の始まつた後和平を求めれば我國家の屈從、我民族の全滅を意味する條件を甘受せねばならない。願はくば全國民は『隱忍の限度』並に右限度を超えた後惹起される犠牲の範圍を充分認識されたい。一度その段階に到達せば吾々は常に究極の勝利を期待しつゝ如何な犠牲を拂ふとも最後まで戦ひ抜かねばならぬ。さり乍

ら吾々が躊躇し徒らに一時の偷安を貪るならば吾々永久に滅亡し去る外はない。

世上或は蘆溝橋事件が何等豫め計畫されぬ突發的措置と想像する者があるかも知れない。併し乍ら既に一ヶ月前から相手方の新聞並に直接間接の外交機關の言明に徴し、何等かの事件が持上るだらうとの徴候が看取された更に事件勃發の前後を通じ各方面から相手が塘沽協定の擴張を企圖しつゝあるとか、冀東偽政府を擴大しようとか第廿九軍を驅逐しようとか、宋哲元を追出さうとか其他同様の諸々の要求を押しつけようとして居るとの報道を接受した。以上に徴すれば蘆溝橋事件の勃發が偶然事件でない事は直ちに明瞭であらう。この事件よりして相手方が吾々に對して極めて判然たる態度を包藏して居り、從つて和平は容易に維持し難き事を悟らねばならぬ。

吾々の情報によれば蘆溝橋事件を回避し得べ

かりし唯一の方途は、外國軍隊が我領土内に侵入し且つ自由無制限に横行濶歩するを甘受して而も中國軍隊は其移動につき幾多の制限を蒙ることを容認するの外は無からう。又或は相手が我兵に發砲するを容認し、而も應射出來ぬといふこと以外にはその方法は無かつたであらう。苟も自尊心ある以上世界中如何なる國家と雖も以上の如き屈辱を甘受することを得ようか。東北四省を喪失して以來茲に六ヶ年、次いで塘沽協定あり、次いで今や争點は蘆溝事件において方に北平の城内に到達した。若し蘆溝橋が武力によつて占據されるを容認するならば、中國四百年の故都全北方の政治的文化的戰略中心は敵に失はれるのである。

今日の北平は第二の奉天となり河北、察哈爾兩省は東北四省と同一の運命に陥るであらう。萬一北平が第二の奉天となるならば、南京が第二の北平となるを如何にして阻止することが出

來よう。かるが故に蘆溝橋を保全するか否かは全國民存亡の懸る所に外ならず。今回の事件が果して平和解決が出来るか否かは吾等の『隱忍自重の限界』に關する問題に外ならぬ。若し最惡の事態を避けることが出來ぬ段階に到達するならば、吾々は斷然抗争する外はなく且つ最後の犠牲をも敢て辭せないものである。吾々の此抗争こそは外部より吾々に強制されたものといふべきだ。吾々は戦争を求むるものに非ず、唯吾々の生存を脅威する攻撃に應戦するものに外ならない。

全國民は中央政府が目下防衛手段準備の眞最中であることを諒解されたい。たとへ弱國たりと雖も吾等は民族の完整を維持し、國家の存立自體を保障することを怠ることは出來ない。最善を盡して祖父傳來の此遺産を保全することは吾等が全力を盡して遂行せねばならぬ義務である。併しなら戦一度始まれば逡巡姑苒は許され

ない。最後まで戦ひ抜かねばならぬことを充分諒解せねばならない若し此上更に一寸の領土が失はれるに委すならば吾々は我民族に對して許し難い罪を犯す事といふべきだ。斯の如き場合吾々の義務は國民の全力を傾注して外敵に抗爭、最後の勝利を期する一途あるのみだ。

此嚴肅な瞬間に於て日本は蘆溝橋事件が日支兩國間の一大戦争を招來するか否かを決定せねばならぬ。日支兩國間に未だ和平の希望が些かたりとも残存してゐるかどうかは一に日本軍の行動如何にかゝつてゐる。和平に對する一切の希望を抛棄する最後の瞬間に至るまで、吾等は依然として正常外交機關を通じて事件の解決を求めらう。今回の事件につき吾等の態度は次の四件に要約出來よう。

(イ)如何なる解決案も中國の領土完整並に主權を侵害することを許さず。

(ロ)冀察政務委員會の地位は中央政府の決定

するところ、如何なる非合法的變更をも許さず。

(ハ)冀察政務委員長の如き中央政府の任命した地方官憲が外部の壓迫より罷免することに同意する能はず。

(ニ)第廿九軍の現在の駐屯區域に對する如何なる制限をも甘受し得ない。

如何に弱國たりとも苟も國家たる以上右四ヶ條は交渉の基礎として承認し得る最小限度の條件である。若し相手方が地位を變へて吾等の地位に立つならば、且東亞平和の維持を念とし日支兩國民を戦争の渦中に捲込み相互に永遠の仇敵となることを望まぬならば、右四ヶ條が考慮さるべき最小限度の條件なることを承認しよう。

之を要するに今回の蘆溝橋事件の危機に當り、中央政府は中國の存立を確保すべく明確にして斷乎たる立場を堅持しつゝある。中國は一獨

立國家である。吾等は和平を欲求する。併し乍ら如何なる犠牲を拂つても和平に執着するものでない。吾等は戦争を欲せず、併し乍ら吾々は吾等自身を防衛するの已むなきに至るかも知れぬ。此重大危機に當り政府は冷靜自重以て國民の指導に當るであらう。國民も又眞劍な態度を以て一絲亂れぬ統制を示さねばならぬ。民族に對する義務の遂行に關しては南北老幼の別なく一致團結鋼鐵の統制を示して政府の指導に従ふやう希望する。

◇ソ聯は日支問題には事變の紹介のみにて沈黙を守りつゝある。

◇國民政府は現地解決反對の覺書を帝國政府に傳達す

一、日支双方軍隊の同時撤退、武装部隊の原駐地撤收

二、外交々渉による解決

三、現地解決案は南京政府の許可を要す

四、南京政府は直接交渉斡旋調停乃至仲裁を受諾する用意あり

◇駐屯軍は支那軍が不信行爲を繰返す時は廿日以後軍は自衛上独自の行動を採ることを冀察當局に通告す。午後十一時約諾實行に關する細目協定調印

二十日(火)◇午前二時、同四時又もや蘆溝橋より迫撃砲を以て我を射撃す。

◇帝國政府は南京政府の現地解決反對回答に對し外務省當局の見解を發表す。

◇アメリカ政府は米支銀協定を存續を決定。二十一日(水)◇ドイツ政府は北支事變に對し防共の立場から中立主義を標榜してゐる。

◇倫敦に滞在中の國府財政部長孔祥熙氏は北支事變の財界及び金融界に與へる影響の重大なる憂慮し、倫敦より國際電話にて蔣介石に對し事件不擴大を要望して來た。

◇宋哲元の奔走で現地支那軍撤退。

二十三日(金)◇特別議會召集さる。

◇青島の中央、交通、中國の三銀行支店は十九日以來小口預金の引出し取付に遭ひつゝある。

◇上海商工業團體において軍需原料品或は糧食等の日本向不賣乃至輸出禁止方を政府に請願乃至決議す。

◇國民政府財政部が穀の輸出を禁止す。

二十四日(土)上海で宮崎一等水兵支那兵に拉致されたと報ぜらる。

二十六日(月)◇支那駐屯軍は、最後の通告を北平特務機關長松井大佐をして第廿九軍宋哲元氏に廿六日手交せしめた。

第廿九軍への通告

昨廿五日夜郎坊に於て通信交通の授護のため派遣せる一部我軍に對する貴軍の不法射撃に起因し遂に兩軍の衝突を見るに至りしは遺憾に堪へず。斯の如き事件を惹起せるに至れるは貴軍

が我軍との間に協定せる事項に對する實行の誠意を缺き依然挑戰的態度の緩和をなさざるに起因す。貴軍において依然事態不擴大の意思を有するにおいては先づ速かに蘆溝橋及び八寶山附近に配置する第卅七師を明廿七日正午までに長辛店に後退せしめ、また北平城内に在る第卅七師は北平城内より撤退し、西苑に在る第卅七師の部隊と共に先づ平漢線以北の地區を経て本月廿八日正午までに永定河以西の地區に移し、爾後引續きこれ等軍隊の保定方面への輸送を開始せらるべし。右實行を見ざるに於ては貴軍に誠意なきものと認め、遺憾ながら獨自の行動をとるの己むなきに至るべし。この場合起るべき事態の責任は當然貴軍において負はるべきものなり。

二十七日(火)◇居留民保護の目的を以て北平へ入城を命ぜられたる我が部隊は支那側の諒解の下に廣安門を進入せんとするや、支那軍は同隊の約

三分の二を入城せしめ突然門を閉鎖し手榴彈、機關銃等をもつてこれに猛射を浴びせた。

◇北平在住の邦人約二千名は北平交民巷(大公使館區域)に避難籠城す。

◇宋哲元は南京政府に對し辭職を申出た。

◇政府は貴族院本會議散會後院内に緊急閣議を開き、政府決意を左の如く聲明。

日本政府決意

北支の安寧は帝國の常に至大の關心を有する所なり。然るに支那側の徹底せる排日抗日政策は屢々北支の平和を脅威し、遂に蘆溝橋事件の勃發を見るに至れり。爾來帝國は東亞平和の爲事件不擴大、現地解決を方針として平和的處理に努め、冀察側に對し支那軍の蘆溝橋附近永定河左岸駐屯停止、將來に關する所要の保障、直接責任者の處罰及び謝罪の極めて寛大且局地的なる條件を要求したるに過ぎ

ず、冀察側は七月十一日夜右條件を承認したるも、之が實行に誠意を示さずして今日に及べり。一方帝國政府は七月十七日南京政府に對しあらゆる挑戰的言動を即時停止し且現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるも、南京政府は現實の事態を無視し帝國政府の主張を容れず、却つて益々戰備を整へ愈々不安を増大せしむるに至れり。然れども帝國はなほ隱忍、平和的解決に努力中、支那側は七月二十六日郎坊に於て電線修理に任ずる我部隊に不法射撃を加へ、更に同日夜居留民保護の爲冀察側の諒解を得て北平城内に入城中途の我部隊に對し、突如城門を閉鎖し不意に急射するの暴舉に出でたり。右兩事件たるや我駐屯軍本然の任務たる北平、天津間の交通線の確保及び居留民の保護に對する支那軍の武力妨害にして、今や軍の任務遂行並に協定事項の履行確保に必要な自衛行動を採るの己むな

きに至れり。固より帝國の期する所は、今次事變の如き不祥事發生の根因を疫除するに在りて、善良なる民衆を敵視するものにあらず。又帝國は何等領土的企圖を有せず、且列國の權益保護には最善の努力を惜まざること勿論なり。東亞の平和確保を使命とする帝國は事茲に至るも今尙支那側の反省により局面を最小の範圍に限定し、速かに圓滿なる解決を見ん事を切望するものなり。

二十八日(水)◇我軍西苑及び南苑に爆撃を加へ南苑を占據す。

◇宋氏保定に逃亡し、その他冀察要人何れも北平を脱出す。

二十九日(木)◇我軍正午萬壽山及玉泉山を午後七時衙門口を占據す。支那駐屯軍は作戦開始より僅か二日永定河左岸平津地帯一帯を完全に占據す

◇天津を我軍爆撃す。

◇イーデン英外相下院で、日本の支那領土併合は

◇内務省は北支事變の重大化に備え出征軍人をして後顧の憂をなからしむるため軍事扶助に違算なきを期することに決定、全國地方長官宛通牒を發した。

◇北平城内の支那軍撤退は完了す。

◇天津、鐘紡工場、支那軍に襲撃さる。

◇通州、冀東政府保安隊三千名の反亂により邦人百數十名虐殺さる、殷汝耕長官は某所に安全。

◇太沽を占領す。

◇上海税關は麥粉の輸出を禁止す。

◇我軍宛平及び長辛店を占領す。

◇上海紗布交易所定期市場休商同様、

◇上海沿岸航路邦船に對する積荷のボイコット行はる。

三十日(金)◇宋子文氏在上海外國銀行代表者に財界安定に關し協力を懇請す。

◇天津大公報は同地の發行を止め上海に移轉す。

◇北京治安維持會成立會長に江朝宋氏を押し宣言

不承認なる警告を發したと言明す。
◇ロ大統領はハル國務長官、デヴィス無任所大臣と北支事變に關し重要協議を遂ぐ。

◇北平市内の支那銀行一齊に休業状態に陥る。

◇北支事變緊急經費九千六百萬圓は貴族院通過、左の如く成立を告ぐ。

◇追加豫算(單位千圓)

一、外務省(居留民救護費、電信料等) 七〇〇

一、大藏省(北支事變第一豫備金四〇、〇〇〇

と北支事件公債發行に伴ふ利子等八〇〇〇)

四〇、八〇〇

一、陸軍省(軍隊の派遣維持等に要する經費)

四六、〇〇〇

一、海軍省(軍需品の應急調達に要する經費、

兵力の一部移動に要する經費等) 九、一〇〇

計 九六、八〇〇

◇北支事變に關する經費支辨のための公債發行に關する法律案は衆議院で可決す。

を發す。

◇上海公債市場暴落を報じ八月一日より二日間立會を停止す。

◇英支間に七百萬磅の鐵道借款成立を傳へらる。

三十一日(土)上海市内外に互り戒嚴令布かる。

◇冀東長官代理に池宗墨氏就任す。

◇蘇州高等法院で公判中の沈鈞儒等救國會幹部釋放さる。

◇天津治安維持會生れ、委員長に高凌霨氏を押し

ことになり布告を發す。

◇國民政府銑鐵、棒鐵、鐵片。ワイヤロット、アンチモニー、硅石の對日禁輸を發表す。

◇上海にて日本絲の賣買拒絶はじまる。

◇上海に於ける日貨の排斥峻烈をきわめ、各種商品の賣買停止、續出し、製品賣行杜絶のため、

東洋棉花加工工場など閉鎖のやむなきに至る。

◇漢口の邦商取引は絶無となる。

◇汕頭、廣東に於ける苦力の日貨荷役は停止さる

- ◇米國民黨上院議員ハミルトン・ルイス氏は上院で中立法を發動することが結局米國を戰爭に捲込む所以であると強調。之に反し下院議員オウマリー氏は中立維持法補強案を出した。
- ◇北支事件費第二次追加豫算案は、總額四億一千九百六十萬圓と決定。
- 八月二日(月)◇北支事件特別増稅案閣議で決定直に増稅案の大綱を發表した。
- 三日(火)◇暴利取締令改正公布實施さる。
- ◇冀察政務委員會は宋哲元その他八要人を罷免張自忠、委員長代理として政務を始む。
- ◇冀東長官代理、池宗墨は新政府を唐山に設け政務を始む。
- ◇事態急迫のため支那奥地の邦人引揚を開始す。
- ◇青島交易所休業す。
- 五日(木)◇張自忠氏冀察政務委員會首席代理を辭任
- 六日(金)◇天津治安維持會は金融對策委員會、物資對策委員會を設立す。

- ◇中國全國々防會議開催さる。席上、主戰論、自重論の間に對立あり。
- ◇ハル國務長官は米人の支那軍參加禁止を聲明。
- 七日(土)◇何應欽氏軍政部長を辭職し、陳誠氏が軍政部代理に就任す。
- ◇中國第二次國防會議は戰時體制案を決定し全面的長期抗日方針を定む。
- 八日(日)◇〇〇部隊は北平に入城を完了し、入城とともに治安確保安居樂土の布告を全市に發した
- ◇冀東自治政府では機構改革斷行を決定した。
- ◇天津治安維持會の陣容決定す。
- 九日(月)◇上海恆利銀行閉店し、錢莊の倒産續出、各支那銀行は預金の大部分を引き出されたため政府銀行はこれが救済に乗り出すこととなつた。
- ◇佛支特別クレヂット(二億フラン)調印さる。
- ◇大山事件 上海陸戰隊第一中隊長海軍中尉大山勇夫は一等水兵齋藤要藏と共に、支那保安隊のためモニューメント路に於て射殺さる。

- ◇楊子江流域の在留邦人は全部上海に引揚を完了した。
- ◇臺灣銀行上海支店は同行厦門支店に對し五萬圓を送金すべく中央銀行に手續を依頼したところ、同行は厦門支店にファンド不足の理由でこれを拒絶した。
- ◇上海市商會は、鐵、石油、セメント軍用戰備品の同業組合に對し、日本商人との取引を嚴禁した。
- ◇日清汽船は長江筋運行を停止。
- ◇青島紡績中操業能率四、五〇%のもの半數其他は二〇%に低下。
- ◇上海日本紡績は職工不足のため三割の操短。
- ◇天津の各紡績は操業を開始す。
- 十日(火)◇上海支那街一帯に戒嚴令布かる。
- 十一日(水)◇國府は官吏の俸給につき勅任官八十元、奏任官六十元、判任官三十元の減俸令を發す
- ◇孔國民政府財政部長は獨經濟相シヤハト博士を

- 訪問、獨支經濟提携の緊密化、相互貿易の増進及び一九三六年獨支武官借款擴充を要求したが、十一日には獨外務省を十二日には國防相ブロンベルグ元帥と協議をとげた。
- ◇南口附近で日支兩軍激戰す。
- 十二日(木)◇國民政府全國國防會議は舉國的抗戰と戰區配備を決定すると同時に陸海空軍の編成を決定したと。
- ◇中國中央常務委員會は四中全會議を九月十五日招集に決定す。
- ◇岡本總領事は昨十一日市政府を訪問、大山事件につき兪鴻鈞上海市長と會見
- 一、日本人居留地域に接せる地帯に在る保安隊の撤退
- 二、停戰區域内の支那側防備施設の撤收を申入れこの要求に對し兪市長は保安隊の撤退について
- 事件發生の際保安隊歩哨は既に日本居留民の

多數居住する方面より後退せしめた。防壘その他の構築については市民にも恐怖を與へて居るので既にこれを撤去せしめ、日本側の要求については既に自動的に處理して居るとの回答をなした。

◇上海我が陸戦隊は愈々租界警備のため出動配備につくことになり各隊は陸戦隊本部より出動。

十三日(金)◇政府は上海事態の悪化に對處する帝國政府の方針に關し、閣議終了後書記官長談の形式で左の如く聲明した。

内閣書記官長談

大山事件發生以來上海の治安を脅威するが如き事態に立到ることを防ぐため、我方は慎重自制し嚴重公正なる態度を以て事に當つて來たが、支那側は停戰協定を蹂躪して正規軍を上海に入市せしめ、挑戰的態度に出で來つた。仍つて我方は停戰協定委員會の招集を求め、

支那側の反省を要望し列國も亦之を勸請するところがあつたが、支那側は依然として兵を停戰協定区域内に配備し、今や上海の治安は危機に直面するに至つた。本日の閣議に於ては此の緊迫せる事態に處し萬一の變に應ずる處置に付き種々協議を遂げたが、同方面情勢の悪化は一に支那側の責任にあるのであるから、この際政府は同方面において支那側の挑戰的態度を拋棄せしめ、事態一層の悪化を防ぐため支那政府に對し嚴重なる交渉をなすと共に居留民の保護に付ては萬全の措置を講ずることとした。

◇日支軍衝突 上海で日支兩軍遂に衝突す。寶山路附近において便衣隊が我が方を機關銃を以て射撃、交戦を開始した。

◇支那中央銀行を始め中國、交通、浙江、實業の各銀行は一齊に休業した、之がため日本人銀行その他の外國銀行にも預金引出を求むるもの續出

◇上海市政府は佛租界隣接の楓林橋の舊市政府跡に移轉の旨發表。

◇國府財政部は本日よりモラトリアムを施行す。

◇上海金業交易所は財政部長の命により休業。

◇上海内外綿、大日本紡、東洋紡、日華紡等全部操業を休止す。

◇孔氏は三日間の伯林滯在中に對支經濟援助を懇請した結果、一九三六年の武器借款契約の延長説得に成功したと傳へられる。

◇國民政府は鎮江下流において揚子江を封鎖し船舶の航行を一切禁止した。

◇日本側が停戰協定を破つて八字橋方面に進出したるに對する支那側の抗議を我方は當然の自衛權として一蹴す。

◇我方は開北方面一帯に向つて進撃を開始し我陸戦隊本部に近く小戦闘が展開された。支那軍は戦線の最先端八字橋を爆破。

◇黄浦江上の我軍艦は虬江埠頭附近で支那正規兵

の重機關銃の射撃を受けこれを撃退すると共に同埠頭を破壊した。支那側では支那街南支前面の江中に汽船二隻及び多數のジャンクを自沈して黄浦江上流への航路を閉鎖し、更に揚子江にあつても南京の下流鎮江近を封鎖し船舶の航行を一切禁止した。又南京上海間の鐵道電信、電話すべての交通通信機關を遮斷す。

十四日(土)◇支那軍爆撃機一機は我陸戦隊本部並軍艦の上空に飛來して爆彈を投下、邦人紡績工場附近にも數個を投下損害を蒙つた。長谷川第三艦隊司令長官は空軍に出動命令を下し、空中戦を演ず支那機は我東部及び西部の紡績地帯等に盲目法に爆彈を投下し、共同租界佛租界等をもその渦中に巻き込む。

◇青島にて午後一時頃我海軍巡邏隊四名は一支那人のためピストルを發射され内二名の水兵は負傷し。重傷の服部兵曹は間もなく絶命す。

◇近衛首相は緊急臨書閣議を開催するに決し急遽

各閣僚を招集し、次の聲明を發表する事に閣議の決定を見た。

首相聲明全文

帝國夙に東亞永遠の平和を冀念し日支兩國の親善提携に力を致せること久しきに及べり。然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚しく以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり。(中略)

顧みれば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大を方針とし努めて平和的且局地的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戰及不法行爲に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確保及我が居留民保護の爲め眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず。而も

帝國政府は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず、南京政府は我が勸告を聽かざるのみならず却て益々我方に對し戰備を備へ嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく。軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し、又漢口上海その他においては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐に至るなく全支に亘る我が居留民の生命財産危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍その限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲今や斷乎たる措置をとるの止むなきに至れり。此の如きは東洋平和を念顧し日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり然れども帝國

の庶幾する所は日支の提携に在り。これがため支那における排外抗日運動を根絶し今次事變の如き不祥事發生の根因を芟除すると共に日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的意圖を有するものにあらず。支那國民をして抗日に踊らしめつゝある南京政府及國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の一般大衆に對しては何

等敵意を有するものにあらず。且列國權益の尊重には最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

◇青島支那銀行一齋に休業す。

◇國府は京滬々抗甬兩鐵路沿線各市縣及附近縣に戒嚴令を布く。

◇支那空軍の大世界附近地區のフランス租界爆撃につき上海駐在フランス領事ホーデー氏は支那側に對し嚴重抗議した。

◇イギリス政府は東京並に南京駐劄大使を通じて

日支兩國政府に對しそれ〴〵申入れを行ひ、上海共同租界をその軍事行動地域に包含せざるやう希望を表明した。

これに對し帝國政府の態度を明らかにして回答を手交したが其内容は左の如し。

帝國政府回答

さきに英米獨佛伊の五ヶ國の大使から上海問題の平和的解決につき提案があつた際にも、帝國政府は右提案につきとくと好意的の考慮を加へたにも拘らず、支那側においては何等の具體的意思表示をなさなかつたのみならず、益々我方に對する不法攻撃の手を強め、現に在留日本人の生命財産は非常な危険に曝されてゐる事は御承知の通りである。帝國政府としてはこれ等多數の居留民保護について自ら重大なる責務を感じる次第であつて、此際居留民保護の責任を外國に委託する譯に行

かない事を諒として貰ひ度い。さらばとて帝國は租界内における内外人の生命財産の安全を顧念する事決して列國に劣るものでない。この見地から帝國政府は支那正規軍及びこれと同様に武装してゐる保安隊が、一九三二年の停戦協定區域外に撤退し、一日も速に戦闘を中止せられんことを切望するものである。抑も今回の上海事件發生の最大原因は支那側が此の協定を無視し、正規軍及び保安隊を協定區域内に侵入せしめ我方に大いなる脅威を與へてゐる點である。ついでにはこれ等の不法侵入軍の撤退實現のため關係列國殊に停戦協定の成立に盡力せられたる友好國によりて、その有する積極的措置(インフルエンス)を支那側に加へられん事を希望する。

◇當局の事變公債發行方針決定す。
政府並に日銀當局では事變公債總額約四億圓餘のうち今後發行されるべき殘餘の三億餘圓の具

體的發行、並にこれが消化方法に關する方針を左の如く内定した。

- 一、その金額を一應日銀引受とすること。
- 一、但し從來の日銀引受の場合に於ける如く所謂オープン・マーケット・オペレーションに依つて之れを一般へ賣却すると云ふ方法は用ひないこと。
- 一、日銀の引受發行に先立つて、銀行、信託、貯銀、生保等の全民間金融機關其他との間に話合ひによつて實際の各引受購入額を全部決定した上、發行と同時に日銀よりその豫約申込額に應じて各々へ賣却すること。

十五日(日)◇在上海外國銀行は協議の結果、十六日より當分無期休業を行ふ事を決定す。

◇國府財政部は左の如き緊急安定辦法を公布す。

- 一、新規貸出しを停止す
- 二、貸出回収を延期す
- 三、當座預金は法幣による支拂に限る、一ヶ月

の總額を左記限度内で許可す、預金額一千元乃至二千五百元計%、二千五百元乃至五千元は五百元、五千元以上は十%

四、定期預金の貸出しは一千元を限度とす

◇上海邦人各紡績工場は支那の空爆をうけ被害甚大、

◇古莊臺灣軍司令官は勅を奉じ臺灣の防衛を戦時體制に轉移するに當り「全島官民に告ぐ」との聲明を發した。

◇青島市長沈鴻烈氏は水兵狙撃事件を陳謝す。

◇十四日午後某地を發した海軍〇〇隊機は南昌の大根據地を襲ひ更に首都南京に向ひ飛行場をも空襲して多大の損害を與へた。

十六日(月)◇我海軍航空部隊は中國航空公司、歐亞航空公司の飛行場、崧滬警備司令部を襲つた。支那輕爆機七機が襲來して我〇艦陸戰隊本部を目掛けて爆彈を投下、一彈は我總領事館建物に命中した爲に警察署員二名負傷し〇艦の繫留さ

れてゐる我棧橋の一部をも破壊し附近にあつた邦人にも負傷者を出した。

◇最前線八字橋南方において二箇旅の大敵と大激戦、開戦以來の白兵戦となつた。

◇日高參事官一行南京を引き揚ぐ。

◇福州邦人は臺灣に引き揚ぐ。

◇廣東邦人は香港に引揚ぐ。

◇上海より婦女子引き揚ぐ。

◇佛政府は佛印駐屯軍から一個大隊を上海に向け急派中の旨發表す。

◇和蘭驅逐艦は蘭印スラバヤを出發す。

◇我軍は南口鎮兩側の高地を確實に占據した。

◇ロンドン公債市場において日本公債急落す。

十七日(火)◇支那政府系四銀行開業す。

◇廣東軍當局日本留學出身の文官八十餘名を檢舉

◇日銀では生保會社を招待、事件公債消化につき協力を要請す。

◇政府は閣議で臨時議會の召集日並に會期を次の

如く決定した。

△召集日九月三日

△開院式四日

△會期五日間(四日より五日間)

◇我が航空部隊は浦東の敵陣地の爆撃を行つたが開北上空に現はれ一時間に亙つて北停車場裏の敵陣地に爆撃を敢行した。

◇アメリカ政府はサンディエゴ並にマニラより陸戦隊を急派す。

◇イギリスは香港より上海に艦隊を急派す。

十八日(水)◇英政府は日支兩國に對し次の如き上海中立化案を提示する様東京南京駐劄大使に訓令を發す。

- 一、上海地區を中立地帯とし日支兩國軍隊は右地帯より撤退する。
- 一、中立地帯の劃定は現地に於て局地的折衝により行ふ。
- 一、中立地帯内日本居留民の保護に關しては米

佛兩國政府の援助あることを條件として英國政府において責任を負ふ。

◇夜間の一般交通を禁止されてゐる戒嚴下のバンドに於て十七日深夜更に英船メーコン號より巨額の紙幣の陸揚げが行はれた。右は香港上海銀行のマーク入りの紙幣で合計五百箱で金額約五千萬弗と推定され香港より積み出された。

◇國民政府財政部長孔祥熙氏はウイーン滞在中ヒルデンベルグのメンデル會社及びウイーンのロート會社に多量の武器を、又ゴルトツ會社に望遠鏡を注文し又チエツコスロヴァキア、スコダ關係會社等から相當巨額の軍需品購入クレヂットを獲後したと報ぜらる。

十九日(木)◇政府は英の勸告に拒否の回答を手交。

◇冀察政務委員會は十九日より解散整理にとりかゝり二十日正式解消を聲明す。

◇天津恒利銀行は取付に遭ひ遂に休業の己むなきに至つた。

◇北平地方治安維持會は同會委員長江朝宗氏をして北平市長を兼任せしめる事を議決す。

◇フランス政府はイギリス政府提案に係る上海中立化案を正式受諾した。

◇獨逸宣傳省は日支事變報道統制令を決定す。

◇北平地方維持會は五徵稅機關を接收す。我軍は日本郵船埠頭に近い招商局埠頭を占據した。過日支那軍艦が魚雷襲撃を行つた際、我艦に近

いソ聯總領事館から明滅燈で合圖したことが判明して兩國間外交問題が持上つて來たが、このことあつて海軍では十八日夜以來支那船の夜間航行を禁止した。

◇國府防空法を制定公布す。

二十日(金)◇農林省では勤勞奉仕班組織を地方長官に通牒す。

◇我軍は安徽省の廣德飛行場を襲ひ格納庫を完全に破壊し、次で支那第一の造船所を始め江南製鐵所、龍華飛行場、北停車場附近、虹橋飛行場、

その他開北の此所彼所に爆彈を落す。

◇上海東部戦線の楊樹浦方面の租界内で眞夜中の大市街戦を現出した。

◇軍需工業動員法發動に關議で方針を決定す。

◇支那側は我國に對する報復手段として對日爲替の取扱を一切行はず、更に邦人銀行に對しては差別待遇を與へ、中央銀行との直接關係を斷絶して休業に陥れんとする意向を示して居る。

◇閉鎖中の外國銀行は廿日協議の結果、二十三日より開業復活することとなつたが、開業の根本條件として外銀側と中央三銀行側との間に成立した諒解は左の如し。

- 一、中央三銀行は對英一シルニペンス四分一賣、二分一買、對米はこれを基準に其日の英米クロスを以て賣出したるレートにて爲替の賣買に應ず。

一、爲替賣買はキャッシュに限り乗替を認めず(この點に付ては引續き交渉を繼續する)

一、外銀と支那中央三銀行との決済は法幣を以て行ふ。

尙政府銀行はこの際邦人銀行との取引關係の繼續を回避する態度に出ているので日支兩銀行間の直接關係は斷絶のやむなきに至つてゐる。

◇米英兩國は八月十九日の支那側轉鎖要望を拒絶

二十一日(土)◇中央軍の平津包圍の體勢は最近益々強化され、長辛店良鄉方面一帯で戰鬪が續いた。南口附近では大部隊が天險により頑強に抵抗を續く。

◇英國政府は東京大使館を通じ帝國外務省に對し英國在留民所有の建物損害賠償を傳達し來る。

◇國府財政部滙劃貨の發行を許す。

◇印度ラッシュプターナ狙撃歩兵隊並にハイデラバード聯隊の一部に香港、新嘉坡へ出發命令。

◇八月廿日新嘉坡英國ドルセックス聯隊第一大隊は香港經由上海に向ふ豫定。

二十二日(日)◇上海南市と對岸の浦東方面に爆撃を

加へ吳淞に近い寶山縣上空において敵戰鬪機九機と壯烈な飛中戰を交ふ。又々南京を空襲す。

◇平綏、平漢、津浦の各地に空陸激戰があつた。

◇北平地方維持會は河北省銀行管理委員會設立を議決す。

◇青島邦人紡績全部閉鎖す。

◇大藏省々議開催、臨時議會に提出すべき臨時投資調整法案の大綱を決定す。

◇商工省々議は輸出入統制強化を目的とする『輸出入に關する臨時措置に關する法律案』を決定。

◇國民政府は共產黨領袖、陳獨秀(トロツキスト)を釋放す。

二十三日(月)◇帝國陸軍上海方面に於て敵前上陸に成功す。

◇ハル米國務長官は日支紛争に關する公式聲明を發表す。

ハル米國務長官聲明

◇陸軍將校の停年延長さる。

二十四日(火)◇國民精神總動員計畫閣議で承認決定

一、趣旨 舉國一致堅忍不拔の精神を以て現下の時局に對處すると共に、今後持續すべき時艱を克服して愈々皇運を扶翼し奉る爲官民一體となりて一大國民運動を起さんとす。

二、名稱 『國民精神總動員』

三、運動の目標 『舉國一致』『盡忠報國』の精神を鞏うし、事態が如何に展開し如何に長期に亘るも『堅忍持久』總ゆる困難を打開して所期の目的を貫徹すべき國民の決意を固むるにあり。之が爲必要な國民の實踐の徹底を期するものとす。

四、實施機關 △本運動は情報委員會、内務省文部省を計畫主務廳とし、各省總掛りにて之が實施に當ること △本運動の趣旨達成を圖る爲中央に有力なる外廓團體の結成を圖ること △道府縣においては地方長官を中心とし官民

平和に關する米國政府の主義綱領は先月十七日付列國に傳達した聲明書に明かである。戰鬪狀態の存在は當事國のみならず世界列國の關心事である。吾人日支兩國が單に米國民のみならず、世界多數の國民が是とする主義綱領に依つてその利害の不一致を解決せんことを希望する。その主義綱領のうちにはワシントン會議の諸條約及びケロッグ不戰條約の主義精神が含まれてゐる今回の日支兩國間の紛争開始以來吾人は日支兩國が敵對行動を避け平和の手段でこれを解決するやう希望して來た。吾人は在留米人保護の任に當るとともに吾人が屢々聲明した諸方策殊に平和に關する政策の效力を發揮せんことを希望するものである。

◇上海爲替市場再開さる。但し取引は現金に限られ銀行預金を以てする賣買は許されず。

◇東株市場一齊に暴落す。

を臨時議會に提出する事となつた。
 ◇我空軍は南翔、崑山、閔行方面の敵竝に敵軍用列車の爆撃を行つた。
 ◇イギリス大使ヒューゲツセン氏は武官、經濟顧問と共に自動車で南京より上海へ歸還の途上射撃を受け重傷を負つた。英國大使館では日本軍飛行機の所爲なりと發表した。
 ◇平綏、平漢地方の戰線は漸次擴大して來た。
 ◇アジス・アベバ駐屯の伊國サヴォイア聯隊第一大隊は八月廿四日上海に向つた。
 ◇伊國第二艦隊第六戰隊所屬輕巡洋艦モンテクラコナリ號は伊國極東艦隊増援のため、上海に向ふ。
 ◇蘇聯極東軍司令官ブリユツヘル氏は飛行機十四臺を從へて外蒙に赴いたといはれる。また最近歐露から極東方面に輸送される兵員彈藥その他の軍需品は頓に激増してゐる。なほ在モスクワ支那軍部代表は十二月一日前モスクワより支那

への多數の武器輸送につき蘇聯政府の確約を得、これが代償として南京政府は蘇聯に對し鐵道敷設その他多數の利權を提供することになつたと傳へらる。
 ◇二十七日(金)貿易戰時立法要綱は閣議に於て決定
 ◇臨時議會に提出さるべき北支事變追加豫算要求額は廿億を豫想され、事變特別會計設定の見込
 ◇南支海面交通遮斷につき各國の態度左の如し
 △アメリカは鎮重態度を持し言明をさける、
 △イギリスは日本政府が交戰權を主張するのでなければ英國は封鎖の影響なしと、
 △フランスは事態の今後の發展如何によつては相當國際的的反影を惹起する可能性ありと。
 ◇青島での不戰を英米申入る。
 ◇二十八日(土)南京空襲の結果、國民政府内部の動搖激しく政府官吏にして逃亡するもの續出、殊に資産を有する財政部役人多しと。
 ◇三十日(月)國民政府はソ支不可侵條約締結を發表

昭和十二年第二四半期日誌

(自四月一日至六月三十日)

四月

一日(木)
 ◇今議會通過の臨時租稅增徴法外四新稅法を實施。
 ◇郵貯利下實施。普通貯金二分七厘六毛(舊三分)。
 ◇郵便料金値上實施。
 ◇アルコール專賣實施。
 ◇ガソリン消費稅五錢新設に伴ひ市價五錢値上げ實施。
 ◇米ゼネ・モ爭議再發す。
 二日(金)
 ◇昭和十二年度義務教育費交付金五千百萬圓地方長官に通牒す。
 ◇組合側對印綿織物統制規定決定
 五日(月)
 ◇日商臨時總會に於て、藏相生産

力擴充を強調。
 六日(火)
 ◇駐支財務官制復活に決定。
 ◇當局峻嚴な言論取締方針を指示
 ◇白首相ゼーランド氏英佛からの國際經濟會議斡旋の依頼を受諾
 七日(水)
 ◇工業鹽増産五ヶ年計畫成る。
 ◇印度政廳、沿岸航行禁止と日英海運會議開催を提議す。
 ◇生産力擴充に勞働力培養方策確立をなすことを閣議で決定。
 ◇米諸市場金買上値引下げ說で一齊に反落す。
 八日(木)
 ◇銑鐵鋼材關稅免除(十三年三月末迄)の緊急勅令御諮詢奏請。
 ◇日米靴下數量協定成立。
 ◇商工省、日鐵の銑鐵一―三月建

值五一四圓(五圓引上げ)申請を認可。
 ◇硫安公定價格(四月―七月、三圓四十錢)政府承認。
 九日(金)
 ◇五大電力會社の發電五ヶ年(十二年―十六年)計畫成る。
 ◇日蘭協定成立外務省當局談發表
 ◇神風號亞歐聯絡飛行完成す。
 ◇ル大統領領金政策不變を言明す。
 ◇フラン貨大暴落、爲替市場の不安募る。
 十日(土)
 ◇林内閣八大政策發表。
 十一日(日)
 ◇佛國、スペイン政府の軍事的援助要請を正文を以て拒否す。
 十二日(月)
 ◇日印通商協定假調印さる。
 ◇内務省は今年のメーデー禁止。
 ◇鐵鋼協議會鋼材販賣統制に關する答申原案決定。
 ◇米國、ワグナー法訴訟に政府側

勝訴の判決下る。

十三日 (火)

- ◇政友會、林内閣糾弾宣言を發表
- ◇ロンドン・ニューヨーク兩外國爲替市場に於てフラン續落す。

十四日 (水)

- ◇鐵關稅免除緊急勅令、原案通り樞府本會議可決す。
- ◇外務省日印通商協定内容を發表
- ◇智利經濟使節來朝す。

十五日 (木)

- ◇鐵關稅免除緊急勅令公布さる。
- ◇政府、佛瑞兩國間に永代借地權撤發の公文書交換。
- ◇植村中將事件判決下る (懲役二年六ヶ月)

十六日 (金)

- ◇民政黨反政府宣言發表す。
- ◇鐵關稅免除に伴ふ商工省令公布
- ◇大藏省預金部、局に昇格。
- ◇定例閣議に於て、國策統合機關(企劃廳)草案を審議す。
- ◇東武鐵道従業員二千八百餘名は

- ◇フラン倫敦紐育兩爲替市場に於て切下限度を割る急落を示現。

廿三日 (金)

- ◇東京市電突如全線怠業を開始す
- ◇政府物價對策委員會設置決定。
- ◇企畫廳、中央經濟會議官制決定

廿四日 (土)

- ◇全購聯、硫安製造業者間の硫安受渡し解決す。

廿六日 (月)

- ◇東京市電爭議一割増給で解決す
- ◇文化勳章初の拜授者九氏決定。
- ◇米國株式本年新安値に暴落。
- ◇株式市價急反落に轉ず。

廿八日 (水)

- ◇大藏省、日滿爲替一體の原則を徹底し滿洲國爲替も管理に決定
- ◇訪歐米使節出發、門野團長聲明
- ◇米國恒久中立法案兩院を通過。

廿九日 (木)

- ◇ソ聯政府は聯邦人民委員會を以て「第三次五ヶ年計畫」を公布す

三十日 (金)

- ◇總選舉々行。(民政一七九、政友一七五、社大三六等政府派敗北)

五月

一日 (土)

- ◇滿洲國重要産業統制法公布即日實施さる。
- ◇商工省臨時産業合理局廢止、統制局新設。

二日 (日)

- ◇人織消費稅免除、實施さる。

三日 (月)

- ◇青バス従業員賃銀二割値上要求會社側から回答物價手當支給。
- ◇城東バス従業員三割増給を要求して罷業に入る。

四日 (火)

- ◇大藏省外國爲替管理部に昇格
- ◇青バス従業員、會社側の回答に不満で再歇願。
- ◇王子電車總罷業に入る。
- ◇國鐵従業員増俸問題で動搖、千

- ◇政府鐵需要調整約三割七分節約

名籠城す。

- ◇佛・フラン貨急落より回復。
- ◇英支間の廣梅鐵道借款成立の報

五日 (水)

- ◇企畫廳官制案樞府審議會で修正可決さる。
- ◇逓信従業員選相に増俸決議提出
- ◇カタロニア臨時政權組織さる。
- ◇獨伊會談成功裡に終了。

六日 (木)

- ◇佐藤外相外國記者團に我外交方針宣明。
- ◇第七十九回國際労働理事會開會
- ◇國際砂糖協定成立す。

七日 (金)

- ◇警視廳東交を彈壓す。
- ◇東交支部結成拒絶東横バス罷業
- ◇玉川バス、目黒バス總罷業。

八日 (土)

- ◇滿洲國行政機構改革案を發表。

十日 (月)

- ◇臨時物價對策委員決定。
- ◇政府鐵需要調整約三割七分節約

に決定す。

- ◇名古屋航空機製作所、コロムビア爭議共に解決す。
- ◇西反政府軍總帥フランコ將軍は中立區域設置案を英に提言す。

十一日 (火)

- ◇伍堂商相鐵鋼五ヶ年計畫を再檢討。日鐵既定計畫變更。
- ◇國民政府明年豫算中央會議通過
- ◇滿洲國產金買上法改正。

十二日 (水)

- ◇企畫廳官制、人事決定發表さる
- ◇滿洲國軍事徵發法公布實施さる

十三日 (木)

- ◇日銀產金買入値一瓦三圓七十七錢(一匁十四圓十三錢七厘五毛)に廿七錢方引上げ、十五日實施
- ◇政民幹事長、林内閣打倒を申合
- ◇企畫廳開設す。
- ◇英帝國議會開會さる。
- ◇倫敦金塊市場に賣物殺到、各國爲替平衡資金防戦買に出動。

十四日 (金)

- ◇倫敦金塊市場に賣物殺到、各國爲替平衡資金防戦買に出動。

十七日 (月)

- ◇固定資産の堪久年數改正、主税局長通牒を以て各稅務署に通達
- ◇米新農事調整案下院に提出さる
- ◇ヴァレンシア政廳新内閣成立。

十八日 (火)

- ◇米司法制度改革案は上院司法委員會に於て否決さる。

十九日 (水)

- ◇鐵道遞信兩省現業員六月中に増俸と大藏省決定。

二十日 (木)

- ◇日ソ石油交渉成立す。

- ◇米資源涵養法恒久化案上院通過

廿一日 (金)

- ◇昭和會、突如解黨す。

- ◇滿獨貿易協定三ヶ年延長。

- ◇冀察政務委員會外國人土地所有を事實上不可能にする命令發布

廿二日 (土)

- ◇スペイン内亂不干渉委員會は外國義勇軍撤廢の具體案を脱稿す

廿三日 (日)

- ◇政府第三次金現送第一回分積出
- ◇冀察政務委員會長宋哲元氏と山東省政府主席韓復榘氏會見す。
- ◇太沽事件起る。

廿四日 (月)

- ◇汕頭に支那巡警暴行事件發生し帝國驅逐艦出動す。

- ◇文教審議會官制成る。

- ◇東京信用保證協會創立す。

- ◇口米大統領労働者保護法案審議要請の特別教書を議會に送る。

廿五日 (火)

- ◇汕頭事件に關し帝國嚴重抗議す

- ◇東横、玉川、目黒三バス爭議解決

- ◇蔣國府内政部長は秦北平市長に冀察の中央化を勸告す。

廿六日 (水)

- ◇獨經濟相植民地返還を要望す。

廿八日 (金)

- ◇政民兩黨、林内閣打倒聲明發表。

- ◇物價對策事項別特別委員會六部門設置に決定。

廿九日 (土)

- ◇獨艦ドイツユランド號西班牙空軍に襲撃さる。

三十日 (日)

- ◇冀察政權邦人農園壓迫強烈。

卅一日 (月)

- ◇林内閣突如總辭職を決行す。

- ◇獨逸下號報復の爲アルメリヤ港砲撃。

六月

一日 (火)

- ◇林内閣崩壊で株式一齊に急反撥

- ◇近衛文磨公に大命降下す。

- ◇結城藏相留任に陸軍反對す。

- ◇米下院失業救済法案を可決す。

二日 (水)

- ◇天津の邦人經營農園に暴徒襲撃

- ◇獨國防相ローマを訪問す。

- ◇獨潜水艦隊西班牙沖に出動す。

三日 (木)

- ◇國際労働會議壽府に開催。

四日 (金)

十七日 (月)

- ◇近衛内閣成立、親任式を舉行す
- ◇近衛首相施政方針を聲明す。
- ◇新内閣財經策三方針を發表す。
- ◇綿絲布輸出組合聯合會誕生す。
- ◇倫敦金塊市場で公定相場は對米現送パリティより七片半の下値を示す。

十八日 (火)

- ◇米大統領金政策不變を再言明。

十九日 (水)

- ◇滿洲國行革組織法改正並に新官制公布さる。

二十日 (木)

- ◇滿洲國では米作を許可制と決定

- ◇企畫廳總裁に廣田外相決定す。

- ◇日蘭會商蘭印側代表來朝。

- ◇倫敦金塊市場異變解消す。

廿一日 (火)

- ◇英藏相金政策不變を言明す。

- ◇英帝國會議極東問題を討議す。

廿二日 (水)

- ◇特別議會召集日は七月廿三日、會期は二週間に決定す。

- ◇特別議會提出法案決定す。

- ◇社會保健省案特別議會提出決定

十日 (木)

- ◇商工省外局、燃料局開設す。

- ◇蘇政府トハチチエフスキー元帥等國軍八巨頭を逮捕發表。

- ◇政府は工作機械工業振興計畫案を通常議會提出の意向を示す。

十一日 (金)

- ◇農林省早場地方二府十四縣、五月末現在、春蠶豫想收購高前年に比し二%減と發表。

十二日 (土)

- ◇ゼーランド白首相英佛白三國提案の經濟軍縮案に關し訪米出發

- ◇ソ聯ト元帥以下八名銃殺を宣告

十三日 (日)

- ◇昇給不均等に遞信從業員聯盟下給吏員千名(一)昇給期半年繰上

- ◇芬蘭を除く英國十二ヶ國は對米戰債の元利不拂繼續を通牒す。

十四日 (月)

- ◇滿洲國郵便貯金利子引下をなす

- ◇佛銀公定割引歩合四分から六分に引上ぐ。

- ◇商務官の監督、外・商兩相の共管と決定す。

十五日 (火)

- ◇政府財經三原則の具體化につき方針を發表。

- ◇英帝國會議終了す。

- ◇佛國政府金融全權委任法案を下院に提出。

十六日 (水)

- ◇第四次米國向金現送(五千餘萬圓)の第一回千七百萬圓發送。

- ◇佛國政府の金融全權委任法案、下院通過。

- ◇資源特別委員會壽府に開かる。

- ◇獨伊西班牙内亂不干渉委員會に復歸。下號事件に因る危機解消

十七日 (木)

- ◇滿洲國、民法制定公布。

- ◇英國政府國防稅を改訂。

十八日 (金)

- ◇貴院改革調査會副會長に馬場内

重要統計表索引

世界經濟

- 各國工業生産指數と失業者數...122
- 世界生産と貿易指數.....126
- 米國財政概數.....129
- 米國株價指數.....128
- 米國工業生産指數.....130
- 米國主要生産品の推移.....131
- 英國生産財並消費財生産指數...136
- 民間資本新發行(英).....138

財政

- 陸海軍軍需費.....60

事業會社統計

- 日本鐵鋼生産に於ける日本製鐵會社の位地.....6
- 日本製鐵會社主要株主.....7
- 日本製鐵會社に於ける財閥投下資本と其の收益.....8
- 財閥の支配下に在る製鐵會社...11
- 石炭生産に於ける財閥の位地...14
- 産銅事業に於ける財閥の位地...16
- 鉛亜鉛及錫の生産に於ける財閥...17
- 鑛山業に於ける財閥の投資.....19
- 日本のアルミニウム製造會社...23
- 官營軍需工場の資本及収入額...28
- 財閥の支配下に在る艦船及機械兵器工業會社.....29
- 財閥別に見たる艦船及機械兵器關係主要會社.....31,32,33,34
- 我國の自動車製造會社.....37
- 我國の飛行機製造會社.....40
- 財閥系統から見た窒素肥料工業...45
- 三井合名の受入配當金調.....55
- 三菱合資の受入配當金調.....58

- 主要軍需工業會社の収益狀況...61
- 株式及社債四半期別拂込金調...159
- 業種別毎四半期拂込金調.....160
- 主要商品相場の動き.....163
- 最近決算會社利益及配當.....172
- 滿洲事變後會社別計畫資本(滿) 218

工業生産統計

- 硫安各社別生産能力現勢.....201
- 硫安需給推定比較(昭和11—12) 202

貿易

- 類別昭和十二年第一四半期輸入品表.....141
- 第一四半期平均輸入品單價...143
- 類別昭和十二年第一四半期輸出品表.....145
- 第一四半期綿布輸出品種別...146
- 第一四半期平均輸出品單價...147
- 第一四半期内地國別輸出入額...148

勞働統計

- 勞働爭議及參加人員數.....175
- 勞働爭議事業別件數.....176
- 勞働爭議要求事項別件數.....177
- 工場關係法令違反調.....192
- 工場災害調.....193
- 民營工場勞働賃銀指數.....186
- 民營工場勞働人員指數.....183
- 實質賃銀指數.....187

農村關係統計

- 農產品及農村需要品物價指數.....196,197
- 小作爭議の主要々求別數.....203
- 小作爭議件數及規模.....203
- 小作爭議地方別概況.....205

- 相就任す。
- ◇廣田外相は備砲口徑制限提議に應じ難き旨を米大使に回答す。
- ◇賀屋藏相は金融業者招待會席上對英一志二片堅持を表明す。
- ◇佛上院は金融全權委任法を否決す。
- 十九日 (土)
- ◇滿洲中央銀行東京支店開設決定
- ◇スペイン革命軍ビルバオを陥落
- ◇西班牙政府軍潜水艦、獨巡洋艦ライプツヒ號襲撃。
- 廿一日 (月)
- ◇結核患者届出制度、七月一日より實施に決定。
- ◇ブルム佛内閣總辭職を行ふ。
- ◇國民政府明年一月を期し中央法幣を以て廣東通貨統一と發表。
- ◇ソ聯北極横斷露米連絡飛行成功
- 廿二日 (火)
- ◇英佛獨伊四國會商決裂す。
- ◇佛社會急進黨領袖シヨータン氏人民戦線を樞軸とする内閣組織
- 廿三日 (水)

- ◇米上院外交委員會は汎米平和條約批准を可決した。
- ◇獨伊兩國ライプツヒ號事件を機とし國際監視隊を脱退す。
- 廿四日 (木)
- ◇政務官人選完了、全部衆議院より採用
- ◇滿洲國商法公布さる。
- ◇朝日、日日等の各新聞は七月一日より定價二十錢引上を發表す
- 廿五日 (金)
- ◇大藏省、財經三原則に照らし、「物の豫算」を査定編成に決定
- ◇物價委員會消費者代表五名追加
- ◇輸入屑鐵共同購買會成立す。
- ◇英國爲替平衡資金二億磅増額を決定、總額五億五千萬磅となる
- ◇中國中央儲備銀行法案成る。
- ◇渡米のゼーランド白首相ハル長官と會談。
- 廿六日 (土)
- ◇ソ聯兵、滿洲領島嶼の不法占據持續を關東軍發表す。

- ◇第五次金現送(五千萬圓)の第一回約千七百萬圓積出。
- ◇中央經濟會議々員三十四名決定
- 廿八日 (月)
- ◇佛國政府緊急令發布、株式商品兩市場の立會停止を決定す。
- ◇國民政府中央銀行設立の名目で英國より一千萬磅の借款を行ふ
- ◇人絹聯、十一月以降一ケ年の新錘制限案を紛糾裡に可決す。
- 廿九日 (火)
- ◇近衛内閣最初の物價委員會開催
- ◇閣議明年度豫算編成方針を大藏省原案通り可決。
- ◇佛國政府は金及び外貨債務モラトリアムの緊急令を發布。
- 三十日 (水)
- ◇關東軍は乾谷子島南側水道進入のソ聯軍艦一隻撃沈せる旨發表
- ◇商工省では日鐵銑(七月九月渡)建値を七十九圓に査定す。
- ◇フラン危機切抜の財政委任法案を上下院共可決。

(附録77)

日窒コンツェルン.....46, 50
 日滿アルミニウム.....22
 日滿一體不可分.....228
 日滿マグネシウム.....22
 日滿ブロック.....228
 日東火工品.....52
 日本化學工業.....46, 47, 50
 日本火工.....25
 日本火藥.....52
 日本銀行券發行高.....103
 日本經濟の生産能率.....84, 85, 86
 日本鋼管.....12
 日本鑛業.....16
 日本産業.....19, 30, 38, 50
 日本霰彈製造.....52
 日本製鐵.....5, 6, 7, 8
 日本製鋼所.....56, 60, 61
 日本染料.....47, 51
 日本曹達.....18, 49
 日本窒素肥料.....46
 日本通運株式會社法.....251
 日本鐵鋼販賣組合聯合會規約.....166
 日本電氣工業.....22, 49
 日本電池.....35
 日本物價の騰貴率.....89, 90
 日本マグネシウム金屬.....26
 日本無線電信電話.....35, 38

[J]

農業労働者.....199
 野口コンツェルン.....52
 農産品價格と農村需要品價格.....198
 農村負債整理資金特別融通及損失
 補償法案.....260
 農地法案.....259
 農民諸層と物價騰貴.....198

[ハ]

爆藥.....42
 ハミルトン・フイツシユ.....120
 林大將の政黨觀.....269
 林内閣總辭職理由聲明書.....264
 播磨造船.....35

[ヒ]

日立製作.....35
 百貨店法案.....262
 肥料配給組合.....200

[フ]

物價統制委員會.....95
 不況回避策.....119
 福澤財閥.....12, 50
 藤田鑛業.....16
 富士電機.....35
 藤永田造船.....35
 古河鑛業.....16
 古河財閥.....16, 24
 古河電氣工業會社.....25
 プーム.....119

[ヘ]

米價騰貴.....198
 ヘンダーソン.....119

[ホ]

貿易管理.....95, 100
 貿易入超の激增.....106
 ボーキサイト.....21, 22
 星野滿洲國總務廳長.....224
 母子保護法.....255
 訪支經濟使節.....239, 242
 訪日智利使節團.....149, 150
 ポール・アインツツヒ.....126
 本邦失業推定概要.....184
 北海曹達.....49

(附録76)

矢作工業.....46

[コ]

結城前藏相の生産力擴充辯.....87, 88, 157
 結城稅制改革.....249, 250
 輸出補償法改正.....254
 輸入超過.....91, 92, 139
 郵便法改正.....254

[ク]

ランダス.....120

[キ]

理化學興業.....26
 陸軍造兵廠.....27
 理研コンツェルン.....53
 硫安公定價格決定.....167
 硫安製造能力(日本).....45
 硫酸.....47
 臨時物價對策委員會.....167

[ケ]

レーヨン曹達.....49

[コ]

ローズヴェルト.....120, 131
 労働強化.....173, 174, 191
 労働時間.....191, 192
 労働者就業度.....183, 184
 労働統制.....95
 労働力の不定.....88, 89, 112
 労働爭議.....174—178
 労働賃銀.....185—189

[ク]

ワグナー労働法.....133
 ワーゲマン.....117
 渡邊鐵工所.....40

[マ]

松本・安川財閥.....6, 7
 マックグレゴール.....116
 滿洲化學.....46
 滿洲輕金屬會社.....24
 滿洲國行政機構改革要綱.....222
 洲國重要産業統制法.....209—212
 滿洲國重要産業統制法施行に關する勅令.....212, 213
 滿洲國新行政機構大樣.....221
 滿鐵.....24, 46

[ミ]

三池製鍊所.....18
 三池染料工業所.....15, 47, 51
 三井鑛山.....14, 17
 三井合名.....55
 三菱鑛業.....14, 16, 17
 三菱合資.....55
 三井財閥.....6, 14, 17, 24, 30, 38, 46, 53
 三菱財閥.....6, 14, 17, 18, 24, 30, 38
 三菱重工業.....35, 62
 三菱電氣.....35

[ム]

無條約時代第一年.....65

[メ]

綿織物.....144, 145

[モ]

森コンツェルン.....16, 24, 46

[ヤ]

安川財閥.....6
 安田財閥.....24, 53
 安川電機.....35

軍機保護法改正案.....256, 257
 軍需消費.....75, 76, 77
 軍需生産.....75, 76, 77, 78, 79, 80
 軍需景氣.....74—86
 軍事救護法改正.....255
 軍備充實六ヶ年計畫.....64

[ケ]

ケインズ(ジョン・メーナード).....118
 景氣循環.....81, 82, 96, 97, 116, 117
 景氣指標(日本).....114
 景氣統制策.....97, 115, 120
 輕金屬工業.....21—26

[コ]

小運送業法.....250
 公益命令(滿洲國).....215
 興業銀行.....158
 國家資本.....25
 國產電機.....35
 國際收支尻.....104, 105
 國民健康保險法案.....258
 小倉製鋼所.....12
 航空機工業.....38—40
 小作爭議.....202—206
 鋼材生産高(日本).....10
 工作機械.....35
 公債の消化狀況.....108, 109
 合成工業.....46
 兒玉謙次.....239
 近衛内閣.....270—278
 近衛内閣組閣第一聲明.....275
 高物價抑制.....100
 神戸製鋼所.....38

[サ]

佐藤外相.....225—238
 最高労働時間の制定.....194

産金買上値段.....102
 産金高(日本).....101, 102
 産業別労働組合(米)C・I・O.....132
 産銅額(日本).....16

[シ]

十五銀行.....30, 38
 絲價安定施設法.....252
 資金需要.....92, 93
 時事新報(支那).....241
 自動車工業.....36—38
 芝浦製作.....35, 61
 澁澤財閥.....6, 7, 38, 50
 主要商品の生産狀況.....136
 熟練工拂底.....189, 190
 熟練工の養成.....190
 昭和曹達.....50
 昭和肥料.....46
 消費財生産.....82
 消費節約.....96
 硝酸.....44, 45, 46
 女工拂底.....183, 184
 人造藍産額(日本).....51
 森林火災保險法.....254
 人造石油製造事業法案.....261

[ス]

住友アルミニウム會社.....22
 住友化學.....46, 47
 住友金屬工業會社.....25, 38, 62
 住友財閥.....18, 24, 30, 48, 46
 住友別子銅山.....16
 スペクタートル.....72

[セ]

生産財生産.....82
 生産能率.....91
 生産力擴充と景氣段階.....88

[テ]

定額貸銀.....185, 186
 帝國火藥.....52
 帝國製麻.....53
 帝國染料.....51
 帝國燃料興業株式會社法案.....262
 デイゼル自動車製造會社.....37
 鐵鋼相場抑制要綱.....164
 鐵の輸入税免除に關する法律案.....261
 デフレーション作用.....108
 電解曹達工業.....48, 49
 電氣化學工業.....46
 電氣械機器具.....35

[ト]

東海鋼業.....12
 東京瓦斯電氣工業.....35, 39
 東京鋼材.....12
 東京電氣.....35
 毒ガス.....42, 43
 統制企業と自由企業のケジメ(滿).....217
 統制局.....168
 統制命令(滿洲國).....215
 トーマス・インスキップ.....137
 東洋高壓.....46
 東硫化學工業.....47

[ナ]

中島飛行機.....38, 39

[ニ]

新潟鐵工所.....35
 日産コンツェルン.....16
 日曹コンツェルン.....49
 日銀金準備.....103
 日銀の公債保有.....110, 111
 日銀條令改革.....252

生産力擴充の困難點.....88, 89
 製鐵事業.....5—12
 製鐵事業法案.....261
 世界軍事費の膨脹.....124
 石炭礦業.....13—15
 席德懋.....242
 石炭採掘高(日本).....13
 鮮滿一如.....219
 千住製絨所.....27
 染料及火藥工業.....50—53

[ツ]

總選舉.....267, 268
 曹達工業.....48—50
 孫科.....241

[タ]

大公報.....240
 大同電氣製鋼所.....12
 第二日印協定.....152, 153, 154
 大日本鑛業.....16
 大日本セルロイド.....52
 大晩報.....241
 第七十議會.....243—262, 265
 第七十帝國議會成否議案.....244, —247
 立川飛行機.....36
 單發動機.....38

[チ]

地方財政調整交付金.....248
 中華日報.....240
 中國地方財閥.....26
 中京財閥.....12, 36, 38, 46
 ギュラルミン.....25
 朝鮮窒素火藥.....52
 朝鮮窒素肥料.....46
 張滿洲國國務大臣聲明.....224
 貸銀引上.....178—181

日本經濟年報索引

(昭和十二年第二輯)

=第二十八輯=

[ア]	愛知時計電機……………35, 40	海軍工廠……………27
	アウトタルターキー……………125, 126	海軍燃料廠……………27
	悪性インフレーション……………70, 71, 97, 98	海外物價高……………87
	浅野財閥……………10, 30	外貨預金及貸付金……………104
	旭電化……………50	化學肥料工業……………44—48
	旭ベンベルグ絹絲……………46, 50	化學兵器……………42, 43
	アジア貿易……………149	各種別鋼材販賣組合規約……………166
	アルコール專賣法……………251	貸付抑制……………95
[イ]		カズロフ……………73
	池貝鐵工所……………35	唐津鐵工所……………35
	石川島造船……………35	川西航空機……………40
	インフレーション……………71, 72, 73	爲替管理……………95
[ウ]		爲替平衡基金……………100
	ヴアルガ……………72, 120	爲替許可制……………150, 151
	宇部窒素……………46	官營軍需工場……………28
	浦賀船渠……………35	艦船機械兵器工業……………35
[オ]		關稅改正五法案……………260
	大川・田中財閥……………10, 48	官廳の鐵消費節約聲明……………169
	大倉財閥……………30, 38	[キ]
	大阪鐵工所……………35	鉄狀價格差……………196
	大隈鐵工所……………35	岸信介……………209, 210
	沖電氣……………35	キャノン案……………128
	思惑輸入……………142	漁船保險法……………253
[カ]		金屬製鍊……………16—18
	海軍火藥廠……………27	金屬マグネシウム……………25
		金の現送……………92, 99, 100
		金融的價格抑制……………167
		[ク]
		グリーン……………132

本日經濟年報 (第二十九輯)

編輯者兼
發行所
東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
神原周平

印刷者
堀修造
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
東洋經濟新報社
振替東京六五一八番
電話日本橋(八一番、八二番、八三番、
一四八七番、二七八五番)

昭和十二年九月二十六日印刷
昭和十二年九月三十日發行

定價壹圓
送料九錢

印刷所 大日本印刷株式會社


日本經濟年報

◇每四半期發行・各輯四六判三五〇頁内外◇

各輯定價一圓 (送料九錢)

輯一廿第 (二第年十)	輯二廿第 (三第年十)	輯三廿第 (四第年十)	輯四廿第 (一第年一十)
第一部 北支政治の新局面と日支經濟提携の見透	第一部 歐洲政局混迷の基底に流るゝもの	第一部 支那に於る銀恐慌と日英米の抗争	第一部 二月事件の背景と廣田内閣の動向
第二部 變革期にある日本經濟の解剖	第二部 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題	第二部 日本重要資源の分析	第二部 國民生活安定と農家負債問題
第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 工場統計に見た我工業の基礎構成
第四部 各經濟部面の分析と見透			第四部 各經濟部面の分析と見透

輯五廿第 (二第年一十)	輯六廿第 (三第年一十)	輯七廿第 (一第年二十)	輯八廿第 (二第年二十)
第一部 急迫せる原料國策の檢討	第一部 稅制改革の意義と其諸影響	第一部 世界的好景氣局面の展開とその後に乗るもの	第一部 準戰時體制下に於ける財閥の役割
第二部 電力國營問題の本質と見透	第二部 日本棉業の現狀	第二部 擴張強行の我が重工業	第二部 生産力擴充と景氣
第三部 ソヴェートに於ける通貨問題	第三部 金輪再禁後五年の我事業會社	第三部 各經濟部面の分析と見透	第三部 各經濟部面の分析と見透
第四部 各經濟部面の分析と見透	第四部 各經濟部面の分析と見透		





¥1.00